

(案)



# 登別市総合計画 第4期基本計画

令和8年（2026）策定

人が輝き まちがときめく  
ふれあい交流都市 のぼりべつ



## 登別市

# 目次

第1編 総論.....	1
I 基本計画策定の趣旨.....	2
II 計画期間.....	2
III 基本計画の進行管理.....	2
第2編 各論.....	4
第1章 やさしさと共生するまち.....	5
第1節 誰もが安心して暮らせるまちをつくる.....	6
I 地域で支え合う福祉活動の確立	
1 地域福祉の推進	
II 高齢者福祉の確立	
1 長寿社会の基盤づくり	
2 高齢者福祉の充実	
III 障がい者（児）福祉の確立	
1 障がい者（児）への理解	
2 障がい者（児）の自立支援	
3 障がい者（児）の社会参加の促進	
IV 自立した暮らしへの支援	
1 自立した暮らしへの支援	
V 暮らしの安心を支える制度	
1 安心を支える確かな制度	
第2節 市民一人ひとりが生涯を通じて健康に暮らせるまちをつくる.....	20
I 市民の主体的な健康づくり意識の確立	
1 健康づくり運動の推進	
II 保健予防活動の充実	
1 成人保健の充実	
2 予防医療（感染症対策）の充実	
3 自殺予防対策の充実	
III 地域医療の充実	
1 地域医療体制の確保	
2 救急医療体制の整備	
第3節 安心して子どもを生み育てられるまちをつくる.....	28
I 子育ての不安と負担の軽減	
1 地域での子育て支援	
2 子育て環境の整備	
3 母子保健の充実	

4	経済的負担等の軽減の支援	
II	こどもの権利が尊重される社会の実現	
1	こどもの権利擁護の推進	
第4節	誰もが自分らしく、住みやすい社会の実現.....	35
I	互いの個性や人権が尊重される地域社会の実現	
1	男女共同参画社会の推進	
2	人権尊重社会の実現	
第2章	自然とともに暮らすまち.....	39
第1節	環境への負荷の少ないまちづくり.....	40
I	地球環境にやさしいまちづくりの推進	
1	地球温暖化対策の推進	
II	持続可能な循環型社会の推進	
1	廃棄物の減量	
2	循環型社会の形成	
III	住み続けられる快適なまちづくりの推進	
1	きれいで住み良いまちづくりの推進	
2	さわやかで静かな環境の確保	
3	水質環境の保全対策の推進	
IV	環境教育の推進	
1	環境保全等に係る生涯学習の推進	
第2節	自然を生かした潤いのあるまちづくり.....	47
I	人と自然が共生するまちづくりの推進	
1	優れた自然の保全	
2	多様な野生生物の生育・生息環境の保全	
3	自然とのふれあいの推進	
第3節	安全に安心して暮らせるまちづくり.....	51
I	総合防災対策の推進	
1	防災計画の推進	
2	防災意識の向上	
3	防災体制の充実	
4	治山対策の推進	
5	治水・雨水対策の推進	
II	消防・救急救助体制の充実	
1	火災予防活動の推進	
2	消防力の強化・高度化	
III	交通安全の推進	
1	交通安全意識の高揚	

2	交通安全施設の整備	
IV	安全な消費生活の確保	
1	消費者対策の充実	
V	安全安心なまちづくり	
1	命と暮らしを守るまちづくりの推進	
2	恒久平和の推進	
3	葬斎場・墓地の整備	
VI	心配ごと・困りごとの解消	
1	市民相談の充実	
第3章	大地に根ざしたたくましい産業が躍動するまち.....	65
第1節	活力に満ちた魅力あふれる産業をつくる.....	66
I	持続可能な産業基盤づくりの推進	
1	活力ある市内企業の育成	
2	市内産業を担う新たな企業の創出	
II	雇用の安定と快適な就業環境づくり	
1	安心して働ける環境づくり	
2	産業を担う人材の育成・確保	
III	魅力ある観光地づくり	
1	国内外の観光客に優しい観光地づくり	
2	感動と癒しのある観光地づくり	
3	多様な誘客事業の推進	
第2節	自然を活かした産業の育成.....	77
I	特色ある農業・漁業の推進	
1	農水産物高付加価値化の促進	
2	ゆとりある農業経営の促進	
3	時代に即した漁業生産の基盤づくり	
第4章	調和の中でふるさとを演出するまち.....	81
第1節	暮らしやすい快適なまちをつくる.....	82
I	計画的な都市空間づくり	
1	コンパクトな都市空間づくり	
II	良好な景観の形成	
1	地域性を活かした景観形成	
第2節	良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくる.....	86
I	快適な住環境づくり	
1	身近な公園・みどりの創出と保全	
2	安全で安心な水の安定供給	

II	良好な居住空間づくり	
1	良好な民間住宅等の供給促進	
2	良好な宅地の供給促進	
3	良好な市営住宅の供給	
第3節	道路交通網の整ったまちをつくる.....	91
I	総合的な交通網の整備	
1	道路網の整備・適正な維持管理	
2	持続可能な公共交通の実現	
第5章	豊かな個性と人間性を育むまち.....	94
第1節	生涯にわたって学び続ける社会をつくる.....	95
I	市民の主体的な学習の推進	
1	生涯学習活動の促進	
2	地域に根ざした図書館づくり	
第2節	学校・家庭・地域と連携し心豊かな人間性を育む.....	98
I	子どもたちの生きる力を育む	
1	確かな学力の向上	
2	豊かな人間性の育成	
3	たくましく生きるための健康や体力づくり	
II	地域に根ざした魅力ある学校づくり	
1	特色ある教育活動の推進	
2	地域とともにある学校づくりの推進	
3	教育環境の充実	
III	子どもたちを地域で育てる環境づくり	
1	地域との連携による青少年の健全育成	
第3節	豊かな文化を育み、歴史をつなぐ.....	106
I	文化・芸術活動の育成と支援	
1	文化活動の充実	
2	文化活動を担う人づくり	
II	歴史・文化の保存と継承	
1	歴史の保存と活用	
2	アイヌ文化の振興	
第4節	スポーツを通じた活力あるまちづくり.....	111
I	生涯にわたるスポーツ振興の推進	
1	多様なスポーツ活動の推進	
2	協議スポーツの振興	
3	スポーツを支える環境づくり	

第6章 担いあうまちづくり.....	115
第1節 協働のまちづくりの推進.....	116
I 協働の仕組みの醸成	
1 市民と行政がともに取り組むまちづくりの推進	
2 情報の公開と広報広聴活動の充実	
II まちづくり活動の推進	
1 多彩なまちづくり活動の支援	
第2節 交流によるまちづくりの推進.....	121
I 国内における交流の場と機会の拡大	
1 国内のさまざまな地域との交流の推進	
II 地域の国際化の推進	
1 国際交流の推進	
2 多文化共生の推進	
第3節 持続可能なまちづくりの推進.....	125
I 選ばれる魅力あるまちづくり	
1 定住人口の増加と関係人口の創出・拡大	
II 市民の信頼に応える行財政運営	
1 行政機能の充実	
2 市有財産や公共施設の適正な活用	
3 デジタルの活用の徹底	
付属資料.....	131
1 登別市総合計画第4期基本計画体系図.....	132
2 登別市総合計画第4期基本計画とSDGs 17の目標との関連.....	140
3 登別市総合計画第4期基本計画体策定に向けたあゆみ.....	148
4 登別市市民自治推進委員会委員名簿.....	149
5 登別市総合計画第4期基本計画庁内検討委員会設置要綱.....	151



# 第Ⅰ編

## 総論

- I 基本計画策定の趣旨
- II 計画期間
- III 基本計画の進行管理

## I 基本計画策定の趣旨

平成8年に策定した現行の総合計画基本構想では、登別市の50年後を想定して「まちのあるべき姿」が描かれ、この実現に向け、これまでも平成8年度を初年度とする第1期基本計画（平成8年度～平成17年度）、平成18年度を初年度とする第2期基本計画（平成18年度～平成27年度）、平成28年度を初年度とする第3期基本計画（平成28年度～令和7年度）を市民参画のもと策定してきました。

第4期基本計画についても、広く市民の参画を得るため、各分野のまちづくりに携わった経験や知見を持つ市民自治推進委員会と市職員で構成する庁内検討委員会の両輪により、現実的な社会情勢の変化などを捉えながら、現行の総合計画基本構想に基づき、このまちの今後10年間のまちづくりについて議論を交わし、策定いたしました。

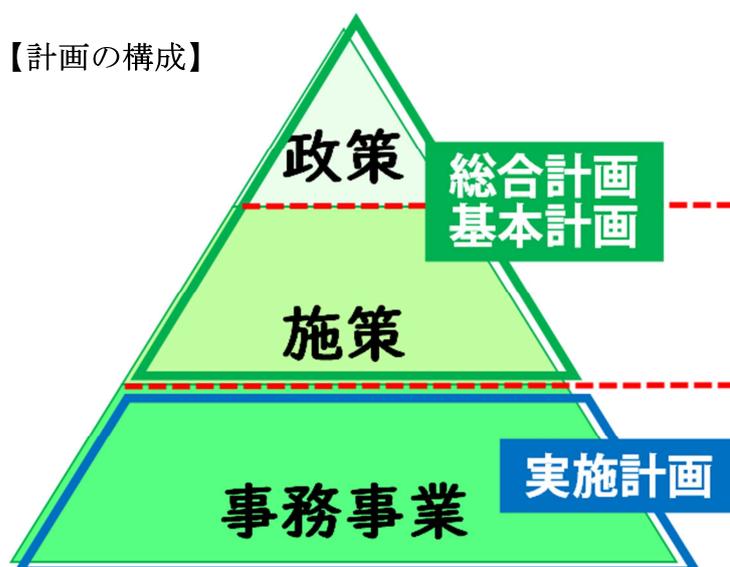
## II 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）までの10年間とします。

## III 基本計画の進行管理

基本計画については、別に定める実施計画を含め、行政評価システムによるPDCAサイクルにより、「成果重視の行政運営の推進」、「質の高い行政の実現」、「市政に関する透明性の確保」といった3つの目的の達成に努めます。

- 政策：登別市総合計画・基本計画及びその他分野別の計画などで定める市政の各分野における基本的な方向を示すものです。
- 施策：政策を実現するための個々の具体的な方針を指します。
- 事務事業：施策を実現するための個々の具体的な事務及び事業です。



以上により、行政評価システムも登別市総合計画・基本計画の体系に沿い、「政策評価」、「施策評価」、「事務事業評価」に区分され、その評価する内容は次のとおりとなります。

(1) 政策評価

登別市総合計画・基本計画に定められた節について評価を実施し、評価方法については、まちづくり意識調査により、各章及び各節の市民満足度を調査します。

(2) 施策評価

登別市総合計画・基本計画に定められた施策について評価を実施し、評価方法については、まちづくり意識調査により、各施策の目標に対する指標の進捗状況を調査します。

◎目標への接近度を測る指標について

施策ごとに設定した目標に対し、その到達度の目安として定めています。

指標については、第4期基本計画の策定にあたり、第3期基本計画からの継続性を考慮しつつ、アウトカム指標（※1）の設定を基本としながら、設定が困難な場合はアウトプット指標（※2）を設定するなど、より適した指標を設定するよう改めて検討を行っております。

（※1）アウトカム指標とは、事業の実施によって得られた最終的な成果を表した指標となります。（例：●●の市民満足度）

（※2）アウトプット指標とは、事業の実施によって得られる直接的な成果や活動量を表す指標となります。（例：●●研修会の開催回数）

(3) 事務事業評価

登別市総合計画・基本計画の実施計画に定められた事務事業のうち一般的な庶務業務を除いた主要な事務事業を対象に評価を実施します。なお、事務事業評価の手法については、社会情勢の変化や市を取り巻く環境の変化などを鑑み、必要に応じて見直しを行います。



## 第2編

### 各論

- 第1章 やさしさと共生するまち
- 第2章 自然とともに暮らすまち
- 第3章 大地に根ざしたたくましい産業が躍動するまち
- 第4章 調和の中でふるさとを演出するまち
- 第5章 豊かな個性と人間性を育むまち
- 第6章 担いあうまちづくり



# 第1章

## やさしさと共生するまち

第1節 誰もが安心して暮らせるまちをつくる

第2節 市民一人ひとりが生涯を通じて健康に暮らせるまちをつくる

第3節 安心して子どもを産み育てられるまちをつくる

第4節 誰もが自分らしく、住みやすい社会の実現



### 基本的な考え方

年齢や障がいの有無等に関わらず、誰もが安心して暮らせるまちをつくるためには、それぞれの分野において、課題を抱える市民に対する支援体制づくりを進める必要があります。

高齢者福祉の分野では、介護保険サービスの提供基盤の充実に努めることはもちろん、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた場所で暮らし続けられるよう、地域が一体となった支援体制づくりを進めます。

障害者福祉の分野では、障がいに応じて、住み慣れた場所での生活が可能となるよう在宅支援の充実に努めるほか、障がいの種別や程度に応じて働く機会が確保されるよう就労支援の充実に努めます。

また、急速な人口減少や価値観の多様化、地域のつながりの希薄化等を背景に、孤独・孤立の問題が顕在化しつつあるほか、地域住民の抱える課題も複合化・複雑化する傾向にあることから、生活基盤の弱い市民に対して自立に向けた支援を行うほか、複合的な困りごとを抱える世帯等に対し、分野を超えて包括的な支援を行います。

これらの取組を通じて、誰もが安心して暮らせるまちをつくりまします。

### 節内の体系図

施策	基本的な方向	主要な施策
<b>I</b> 地域で支え合う福祉活動の確立	1 地域福祉の推進	① 地域福祉の推進に向けた意識の醸成 ② 地域を支える仕組みづくりと福祉ネットワークの充実 ③ 包括的な支援体制の構築
<b>II</b> 高齢者福祉の確立	1 長寿社会の基盤づくり	① 高齢者の生きがいづくりの場と機会の充実 ② 高齢者の健康づくり活動の支援 ③ 高齢者の生活を支える取組の推進
	2 高齢者福祉の充実	① 生活支援体制の充実 ② 認知症高齢者等の支援 ③ 高齢者の虐待防止対策・権利擁護の推進 ④ 地域包括支援センターによる総合的支援の推進 ⑤ 介護保険サービスの提供体制の整備

施策	基本的な方向	主要な施策
<p><b>III</b></p> <p>障がい者（児）福祉の確立</p>	<p>1 障がい者（児）への理解</p> <p>2 障がい者（児）の自立支援</p> <p>3 障がい者（児）の社会参加の促進</p>	<p>① 心のバリアをなくす市民意識の醸成</p> <p>① 生活支援の充実 ② 相談支援体制の充実 ③ ボランティアの育成支援 ④ 療育体制の充実 ⑤ 就労支援の充実 ⑥ 生活環境の整備</p> <p>① 障がい者団体等の活動支援 ② 文化スポーツ活動の支援と指導者の育成 ③ 障がい者（児）への情報提供の充実</p>
<p><b>IV</b></p> <p>自立した暮らしへの支援</p>	<p>1 自立した暮らしへの支援</p>	<p>① 生活安定対策の推進 ② ひとり親家庭への支援</p>
<p><b>V</b></p> <p>暮らしの安心を支える制度</p>	<p>1 安心を支える確かな制度</p>	<p>① 社会保障制度の適切な運用等</p>

## 施策Ⅰ 地域で支え合う福祉活動の確立

### 目標

市民が互いに助け合い、誰もが地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、地域ぐるみで支え合う仕組みをつくります。

### 目標への接近度を測る指標

指標 1	小地域ネットワークの参加 町内会等の数	基準値 R 6	7 8 町内会	目標値 R 1 7	9 4 町内会
------	------------------------	------------	---------	--------------	---------

国は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指しています。地域で支え合う福祉活動の確立には、その地域に合った福祉活動を一層強化し、充実させていくことが重要です。

このため、市民が互いに助け合う意識を醸成するための普及啓発活動を強化するとともに、地域住民や関係団体、福祉関係事業者等との連携を深め、地域ぐるみで支え合う仕組みの構築に努めます。

また、市民の主体的な取組である「自助」、地域や各種団体による「共助」、市や事業者が提供する公的サービスによる「公助」の三つの支え合いを充実させ、それぞれの役割を明確にしながら、地域福祉の推進を図ります。

## 施策の基本的な方向

### 1. 地域福祉の推進

地域福祉を取り巻く環境は、少子高齢化や単身世帯の増加により、地域住民同士のつながりが希薄化し、孤独・孤立の問題が顕在化しつつあります。

また、高齢化の進行に伴い、高齢者のみの世帯や単身高齢者世帯も増加しています。

さらに、生活困窮や障がい、ひきこもり等、複合的な困りごとを抱える世帯への支援も重要な課題となっています。

このような状況を踏まえ、登別市社会福祉協議会が策定する地域福祉実践計画「きずな」と市の地域福祉計画を連動させながら、福祉サービスの充実や制度の周知・啓発に努めるとともに、町内会や民生委員等と連携し、地域で支え合う仕組みづくりを深めるほか、地域の多様な主体が連携することにより包括的な支援体制の構築を進め、市民誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指します。

<p>○ <b>主要な施策</b></p> <p>■ <b>主要な施策の考え方</b></p>
<p>① <b>地域福祉の推進に向けた意識の醸成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市民誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らせる福祉のまちづくりの実現を図るために制定した「登別市ぬくもりある福祉基本条例」に基づいた地域福祉の内容を周知・啓発し、市民が互いに支え合う意識づくりに努めます。</li> <li>■ 地域における福祉サービスの適切な利用の促進、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉に関する活動への住民参加の促進、福祉・保健・社会保障制度等の内容等について、様々な媒体を活用した周知・啓発を行い、地域福祉の考え方の普及に努めます。</li> <li>■ 市民、関係団体、事業者、行政等が協働の視点に立ち、それぞれに役割を分担しながら参画する地域福祉推進体制の充実に努めます。</li> </ul>
<p>② <b>地域を支える仕組みづくりと福祉ネットワークの充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 町内会や民生委員・児童委員、登別市社会福祉協議会等、関係機関・団体と連携し、地域全体で支え合う体制の構築に努めます。</li> <li>■ 町内会等の小地域を単位とした見守り・支え合い・助け合いを行う小地域ネットワーク活動を推進する登別市社会福祉協議会を支援し、地域での支え合いの充実に努めます。</li> <li>■ 地域住民、NPO、ボランティア等、地域福祉を支える人材・団体の育成に努めます。</li> </ul>
<p>③ <b>包括的な支援体制の構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等、各分野における相談支援等の取組を活かしつつ、分野や組織の枠を超えて、地域の多様な主体と連携を図りながら、複合的な困りごとを抱える世帯等への包括的な支援体制の構築を進めます。</li> </ul>

## 施策Ⅱ 高齢者福祉の確立

### 目標

住み慣れた地域で健康で安心した生活を送る高齢者を増やします。

### 目標への接近度を測る指標

指標 1	男性の健康寿命（要支援・要介護となるまでの期間）の平均年齢	基準値 R 5	78.3歳	目標値 R 17	78.6歳
指標 2	女性の健康寿命（要支援・要介護となるまでの期間）の平均年齢	基準値 R 5	80.8歳	目標値 R 17	81.4歳
指標 3	生きがいがあると感じる高齢者の割合	基準値 R 5	51.10%	目標値 R 17	55.60%

「団塊の世代」が75歳以上となる2025年を迎え、国では、5人に1人が後期高齢者という超高齢社会に直面しており、本市においても、高齢化率の上昇に伴い、認知症高齢者数や要介護（要支援）認定者数は、増加の一途をたどっているほか、高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯の割合も増加傾向にあります。

さらに、本市では75歳以上の人口が2030年、要介護（要支援）認定者数が2035年にそれぞれピークを迎えると予測しており、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる2040年には、高齢化率が約44%に達するものと推計しています。

このような超高齢社会が進展する中において、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、高齢者の尊厳を守り、健康で安心した生活を送れるよう支援することが重要です。

このため、高齢者が安心して暮らせるためのサービスや制度の充実に努めるとともに、認知症高齢者等を地域全体で支え合う仕組みを構築し、持続可能な高齢者福祉の確立に努めます。

## 施策の基本的な方向

### 1. 長寿社会の基盤づくり

高齢者が住み慣れた地域で、それぞれが有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を継続することができるよう、社会参加の促進と生きがいの場となる機会の拡充に努めるとともに、自ら健康づくりや介護予防に取り組み、健やかに暮らせるよう健康寿命の延伸に向けた取組を推進します。

また、高齢者の生活を支えるため、介護保険サービスの周知や住環境改善に向けた相談体制の充実に努める等、長寿社会の基盤づくりを進めます。

#### ○ 主要な施策

##### ■ 主要な施策の考え方

#### ① 高齢者の生きがいの場と機会の充実

- 老人クラブ活動や地域サロン活動への支援等により交流場所の確保に努め、地域活動への参加を促します。
- 高齢者の生きがいや活力の増進、世代間の相互理解の深化を図るため、高齢者と子どもが交流する機会を創出し、世代間交流を推進します。
- 高齢者が長年培ってきた知識や技術、能力、経験等を生かし、働く機会を提供する登別市シルバー人材センターの活動を支援し、高齢者の社会参加や生きがいの充実を図ります。

#### ② 高齢者の健康づくり活動の支援

- 高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止に資する介護予防事業を推進します。
- 高齢者の健康づくりに関する取組の周知・啓発や、身近な場所で健康づくりに参加できる機会の創出に努めます。

#### ③ 高齢者の生活を支える取組の推進

- 高齢者の生活安定のため、介護保険サービス等の周知に努めます。
- 高齢者が生活しやすい住宅等の改善に向けた相談体制の充実に努めます。
- 高齢者が自らのニーズに応じた適切なサービスや住まいを選択することができるよう、関係機関と連携して情報提供に努めます。

## 2. 高齢者福祉の充実

日本の高齢化率は年々上昇し、2037年には国民の3人に1人が65歳以上になると予測され、介護保険サービス等の高齢者福祉サービスへのニーズがさらに高まっていくことが予想されます。

こうした中、高齢者の尊厳を守り、生きがいを持って暮らせる社会をつくるためには、個々の高齢者のニーズに寄り添いながら、地域全体で高齢者等を支える仕組みを構築していくことが必要です。

このため、高齢者の生活状況等の改善に必要な高齢者福祉サービスを受けられるよう、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に努めるとともに、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の生活支援、高齢者の虐待防止対策及び権利擁護が図られるよう、高齢者福祉の充実に努めます。

### ○ 主要な施策

#### ■ 主要な施策の考え方

#### ① 生活支援体制の充実

- 地域ケア会議等を通じて、介護、福祉、保健及び医療等の多職種と連携を図り、地域に必要な支援体制等について検討します。
- 町内会や民生委員・児童委員、登別市社会福祉協議会等の事業者等、あらゆる関係者の連携によって高齢者の生活支援体制の充実に努めます。

#### ② 認知症高齢者等の支援

- 一人暮らし高齢者等の生活の不安を解消するため、総合的な相談窓口機能の充実に努めます。
- 認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で希望を持って暮らし続けることができるよう、認知症基本法の理念を踏まえた正しい知識の周知・啓発に努めます。
- 認知症高齢者等と関わりのある事業者等と連携・協働し、認知症バリアフリーのまちづくりを推進します。
- 認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターをつなげるための仕組みであるチームオレンジの活動を推進します。

#### ③ 高齢者の虐待防止対策・権利擁護の推進

- 地域連携ネットワークの中核機関を設置し、高齢者等の権利擁護体制の拡充を図るとともに、成年後見制度の周知やその活用を推進し、認知症等の理由で判断能力が不十分な方の保護や支援に努めます。
- 誰もが安心して暮らすことができるよう、高齢者の虐待防止やその早期発見、施設における身体拘束の廃止に向けた取組の徹底に努めます。

#### ④ 地域包括支援センターによる総合的支援の推進

- 市内3箇所に設置する地域包括支援センターにおいて、高齢者福祉全般に関する総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援等を実施し、各地域における住民等のニーズの把握や課題解決に向けた取組を推進します。
- 地域住民が住み慣れた地域において、自立した日常生活を継続することができるよう、社会資源を活用した自立支援、介護予防・重度化防止に資する介護予防ケアマネジメントに努めます。

#### ⑤ 介護保険サービスの提供体制の整備

- 高齢者が安心してサービスを受けられるよう、介護サービス量や質を確保する体制の充実を図り、介護保険事業の健全かつ円滑な運営に努めます。
- 介護サービス事業者が、地域の介護サービス提供についての課題の検討、事業者間の連絡体制の構築を行い、利用者に対して適切なサービスの提供ができるよう事業者との連携に努めます。
- 被保険者の状態に応じた、適切かつ多様なサービスの提供ができる体制の整備を図ります。
- 介護サービスの量的整備と質の向上を図るため、ケアマネジャーや介護サービスに携わる人材の育成に努めるほか、介護事業者等と連携し、市民を対象とした各種研修等を展開し、多くの方々が介護の重要性について理解いただく機会の提供に努めます。

## 施策Ⅲ 障がい者（児）福祉の確立

### 目標

住み慣れた地域で自立した生活を送る障がい者（児）を増やします。

### 目標への接近度を測る指標

指標 1	市内における共同生活援助（グループホーム）の入居者数	基準値 R 6	92人	目標値 R 17	120人
指標 2	あいサポーター研修の修了者数	基準値 R 6	321人	目標値 R 17	370人

障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、ノーマライゼーションの理念に基づき、子どもから高齢者まですべての市民が人格と尊厳を尊重し、障がいの有無に関わらず支え合いながら生活できる地域社会を実現することが必要です。

このため、市民や事業者等に障がいに対する正しい理解を持っていただくこと等により、障がいのある方が地域で安心して生活できる環境や、就労環境の拡充を進め、障がいのある方が自身の力や可能性を最大限に発揮し、地域で安心してその人らしい人生を歩むことを支援します。

また、医療機関や障害福祉サービス事業所、障がい者団体等と連携し、言語としての手話の普及啓発に努め、障がいのある方に対する福祉の確立に向けた取組を推進します。

## 施策の基本的な方向

### 1. 障がい者（児）への理解

障がいのある方もない方も互いに人格と個性を尊重し、障がいのある方の個性や価値観、自己決定権等が守られるよう、ハートバリアフリー（心の障壁の除去）を推進し、障がいに対する正しい理解や共感を深めるための啓発や交流に努めます。

#### ○ 主要な施策

##### ■ 主要な施策の考え方

#### ① 心のバリアをなくす市民意識の醸成

■ 障がいのある方もない方も互いに人格と個性を尊重できるよう、障がいへの理解を深めるための啓発や交流を促進します。

## 2. 障がい者（児）の自立支援

障がいの種別や程度に応じた障害福祉サービス提供基盤の充実、判断能力が不十分な方の意思決定支援や権利擁護、障がい者虐待等も含めた相談支援体制の充実、障がいのある方を支援するボランティア団体の育成支援、障がいや発達特性により支援が必要な児童への療育体制の充実、就労を希望する方への就労支援、施設や住環境のバリアフリー整備等、障がいのある方の自立支援に向けた取組を進め、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指します。

### ○ 主要な施策

#### ■ 主要な施策の考え方

#### ① 生活支援の充実

- 障害福祉サービスや補装具の給付、外出時の移動支援等、在宅支援の充実に努めます。
- 既存施設の活用等を視野に入れながら、関係団体等と連携し、障がいに応じた施設の充実に図ります。
- 成年後見制度の周知やその活用を推進し、障がいのある方の意思決定及び権利・利益の保護を支援します。
- 障がい者虐待を予防するとともに、虐待発生時に早期に対応できるよう、様々な媒体を通じた啓発活動や相談先の周知を進めます。

#### ② 相談支援体制の充実

- 障がいのある方が安心して相談できるよう、相談支援体制の充実に努めます。
- 関係者と密接に連携し、障がいの早期発見、早期治療等を総合的かつ効果的に推進するため、障害者地域自立支援協議会の活動を促進します。
- 障がいを理由とする差別に関する相談等について情報を共有するとともに、差別を解消するための協議等を行う場の設置を進めます。

#### ③ ボランティアの育成支援

- 障がいのある方を支援するボランティア活動の推進や育成を図るため、必要な知識や技術を習得する研修や体験の機会を提供し、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりを支援します。

#### ④ 療育体制の充実

- 療育機関等と連携して、各種相談や情報提供、訪問支援等を行い、障がいや発達特性により支援が必要な児童及び保護者等を支援します。
- 療育に携わる機関の職員等を対象とした研修等を実施し、障がいや発達特性により支援が必要な児童に提供されるサービスの質の向上を図ります。

	<p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 障がいや発達の遅れ等を早期に発見し、適切な療育につなげるため、医療、福祉等の関係機関との連携を強化します。</li> <li>■ 医療的ケアを必要とする児童やその保護者が地域で安心して生活できるよう、医療的ケア児等コーディネーターと連携し、必要とする障害福祉サービスの提供を支援します。</li> </ul>
<b>⑤</b>	<b>就労支援の充実</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 障がいのある方の一般就労を促進するため、関係機関と連携し、助成制度の周知や啓発活動を行うとともに、ICTを活用した働き方や農福連携に関する情報等を発信し、障がいのある方が自らの特性に適した就労の機会を得ることができるよう就労相談支援体制の充実に努めます。</li> <li>■ 一般就労が困難な障がいのある方からの相談を受け付けるとともに、就労継続支援事業所の情報を提供する等、障がいの種別や程度に応じて働く機会が確保されるよう支援します。</li> </ul>
<b>⑥</b>	<b>生活環境の整備</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 障がいのある方に配慮した公共施設等の整備・改修に努めます。</li> <li>■ 障がいのある方の自立生活に配慮した住宅、住環境の整備を進めます。</li> </ul>

### 3. 障がい者（児）の社会参加の促進

障がい者団体による社会参加活動の支援をはじめ、スポーツやレクリエーション、文化芸術活動の充実に向け、指導者の育成支援や活動場所の提供を行うほか、地域のイベントやコミュニティ活動への参加を促す等、障がいのある方の社会参加を促進します。

<b>○</b>	<b>主要な施策</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>主要な施策の考え方</b></li> </ul>
<b>①</b>	<b>障がい者団体等の活動支援</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 障がい者団体による社会参加活動を支援し、団体の育成と組織の活性化を図ります。</li> <li>■ 障がい者団体等と連携して、ボランティアセンターを中心とするネットワークづくりと、障がいのある方のニーズに対応するボランティア体制の充実に努めます。</li> <li>■ 障がい者団体や障害福祉サービス事業所等において、障がいのある方とない方が広く交流できるよう、イベント情報の周知等を通じて活動を支援します。</li> </ul>

## ② 文化スポーツ活動の支援と指導者の育成

- 障がいのある方が心豊かな生活を送ることができるよう、スポーツやレクリエーション、文化芸術活動を行う場である地域活動支援センターの活動を周知するとともに、同センターでの活動に参加する機会の拡充を進めます。
- 関係団体と連携して、スポーツ・レクリエーションの指導員養成等、障がい団体等による文化スポーツ活動を支援します。

## ③ 障がい者（児）への情報提供の充実

- 障がいのある方が可能な限り意思疎通や情報取得の手段を選択できるよう、障がいの種別や特性に配慮した情報伝達機器の普及や、情報提供機会の充実を促進します。

## 施策Ⅳ 自立した暮らしへの支援

### 目標

生活基盤の弱い立場にある市民の生活の安定と自立の促進を図ります。

### 目標への接近度を測る指標

指標 1	ひとり親家庭等自立支援給付事業利用者数	基準値 R 6	2 人	目標値 R 1 7	4 人
指標 2	生活困窮者自立支援法に基づく新規相談件数	基準値 R 6	5 1 件	目標値 R 1 7	5 6 件
指標 3	生活保護受給者の収入の増加による自立件数	基準値 R 6	1 9 件	目標値 R 1 7	2 1 件

経済情勢の低迷や雇用環境の悪化等により定職につくことができない方や雇用が不安定な方、様々な事情によってひとり親家庭となり収入が安定せず生活が困窮している方等が、社会的に自立し安心して暮らすことができるよう、必要な支援体制等を整備することが重要です。

市では、すべての市民が自立した生活を送ることができるよう、生活の安定・向上のために必要な相談体制等の充実や生活支援に努めます。

## 施策の基本的な方向

### 1. 自立した暮らしへの支援

やむを得ない理由により経済的に困窮している方や生活上の不安を抱えている方の把握に努め、各種相談を通じて必要な情報提供や助言、支援等を行い、自立した暮らしの実現に向けた取組を推進します。

#### ○ 主要な施策

##### ■ 主要な施策の考え方

#### ① 生活安定対策の推進

■ 民生委員・児童委員や登別市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、生活保護受給者や生活困窮者の自立に向けて支援するとともに、様々な機会を通じて潜在的な生活困窮者を把握し、自立に向けた支援につなげ、生活の安定と自立の促進に努めます。

#### ② ひとり親家庭への支援

■ ひとり親家庭の生活の安定と向上、社会的自立のため、必要な情報の提供や助言、求職支援、医療費助成等の支援を行います。

## 施策Ⅴ 暮らしの安心を支える制度

### 目標

国民健康保険や後期高齢者医療等の公的医療保険制度や国民年金等の社会保障制度を適切に運営し、市民の暮らしの安心を支えます。

### 目標への接近度を測る指標

指標 1	保険者努力支援制度の得点率	基準値 R 6	53.9%	目標値 R 17	57.0%
------	---------------	------------	-------	-------------	-------

※保険者努力支援制度とは、国民健康保険の保険者（都道府県・市町村）における医療費適正化に向けた取組等に対する支援を行うため、保険者の取組状況に応じて国から交付金が交付される制度。

「誰でも、どこでも、いつでも」保険医療を受けられる国民皆保険体制の下、他の健康保険に加入していない方は国民健康保険制度や後期高齢者医療制度の被保険者となります。

このため、国民健康保険制度を適切に運営するとともに、後期高齢者医療制度を適切に運用し、万が一の病気やけがに際しても、市民が安心して暮らしていけるよう支えていきます。

また、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての方に加入が義務づけられている国民年金制度の周知に努めます。

## 施策の基本的な方向

### 1. 安心を支える確かな制度

国民健康保険制度や後期高齢者医療制度といった公的医療保険制度を適切に運営し、加入者の保険給付や疾病予防、健康増進に取り組むほか、国民年金制度の周知に努める等、国等が実施する各種社会保障制度の適正な運用を推進します。

#### ○ 主要な施策

##### ■ 主要な施策の考え方

#### ① 社会保障制度の適切な運用等

- 国民健康保険加入者が、必要とする医療保険サービスを受け、健康を保持し、安心して生活を送ることができるよう、疾病や負傷、出産、死亡に関して必要な保険給付を実施するとともに、各種健康診査及び健康増進等といった疾病予防対策に取り組みます。
- 国民健康保険制度において、北海道及び北海道国民健康保健団体連合会とともに、保険料水準の統一及び事務の標準化・平準化を進め、制度の適切な運用を推進します。
- 後期高齢者医療制度の適切な運用に努めるとともに、各種健康診査及び健康増進等の疾病予防対策に取り組みます。
- 老齢・障害・死亡の際に給付を行い、受給者や遺族の生活を支える国民年金制度の周知に努めます。

基本的な考え方

国民の平均寿命は男女ともに80歳を超える一方、飽食や生活様式の多様化等により、糖尿病や心臓病、脳血管疾患等の生活習慣病により命を落とす方が増えているほか、医療技術の発展を背景に、がん等を早期に発見し、早期に治療する重要性が高まっています。

こうしたなか、市民の健康寿命を伸ばすためには、様々な機会を通じて、市民の健康意識の醸成に努めるほか、各種がん検診や予防接種の勧奨等、ライフステージに応じた保健予防の取組を推進することが重要です。

また、年齢を問わず、自殺が社会問題となる中、誰もが自殺に追い込まれることのない社会を実現するため、自殺予防対策の充実を図ります。

これらの取組を通じて、市民一人ひとりが生涯を通じて健康に暮らせるまちをつくります。

節内の体系図

施策	基本的な方向	主要な施策
<p><b>I</b></p> <p>市民の主体的な健康づくり意識の確立</p>	<p>1 健康づくり運動の推進</p>	<p>① 適切な生活習慣の普及</p> <p>② 食を通じた健康づくりの推進</p>
<p><b>II</b></p> <p>保健予防活動の充実</p>	<p>1 成人保健の充実</p>	<p>① 各種検診の充実と受診率の向上</p> <p>② 生活習慣病の予防に向けた特定健診・特定保健指導の充実</p>
	<p>2 予防医療（感染症対策）の充実</p>	<p>① 感染症の知識の普及啓発</p> <p>② 予防接種の接種率の向上</p>
	<p>3 自殺予防対策の充実</p>	<p>① 地域におけるネットワークの強化</p> <p>② 自殺予防に関する知識の普及啓発と人材の育成</p>

施策	基本的な方向	主要な施策
<b>Ⅲ</b> 地域医療の充実	1 地域医療体制の確保	① 地域医療体制の確保 ② 包括的な医療等サービスの提供
	2 救急医療体制の整備	① 救急医療体制の整備

## 施策Ⅰ 市民の主体的な健康づくり意識の確立

### 目標

自らの健康は自らが守るという意識を醸成し、市民が主体的に健康づくりに取り組むことにより、健康で元気に生活できる期間（健康寿命）を延ばします。

### 目標への接近度を測る指標

指標 1	各種運動教室のアンケートで「今後、運動や食事を改善するつもりである」と回答した割合	基準値 R 6	87.5%	目標値 R 17	100.0%
指標 2	食育おやこ料理教室のアンケートで「食について興味を持つきっかけとなった」と回答した割合	基準値 R 6	100.0%	目標値 R 17	100.0%

健康に暮らすためには、食生活や適度な運動、規則正しい生活習慣等が重要であり、実践するためには、市民一人ひとりが健康を意識し、しっかりと自己管理することが必要です。

このため、ライフステージに応じた健康を支える環境づくりや情報発信を行うとともに、健康診査を受ける機会の少ない市民等へ健康に関する相談の機会を設ける等、市民の健康意識の醸成に努めます。

また、健康を維持するためには、バランスの良い食生活が基本となることから、「食育」等を通し、食の健康に関する意識の醸成に努めます。

## 施策の基本的な方向

### 1. 健康づくり運動の推進

心身の健康は、病気になってから生活習慣の改善を始めるのではなく、年齢等に応じて、元気なうちから栄養バランスの取れた食生活や適度な運動、規則正しい生活サイクル等、健康的な習慣づくりを心掛けることが重要です。

市民一人ひとりが心身の健康を保つことができるよう、健康づくりのための情報発信や健康相談の実施等に取り組み、適切な生活習慣の意識啓発と食を通じた健康づくりを推進します。

#### ○ 主要な施策

##### ■ 主要な施策の考え方

#### ① 適切な生活習慣の普及

- ライフステージに応じた健康づくり情報を提供する等、市民の健康意識の醸成に努めます。
- 健康診査を受ける機会の少ない若い世代に健康診査や保健指導を実施し、更なる健康維持と家族の健康づくりにもつながるよう生活習慣の見直しや改善を促します。

#### ② 食を通じた健康づくりの推進

- 健やかな心と体を育む「食」の改善を目指し、あらゆる世代を対象に、食を通じた健康づくりである「食育」を推進します。
- 食生活改善推進員と連携し、食生活改善に関する情報発信に努めます。

## 施策Ⅱ 保健予防活動の充実

### 目標

ライフステージ（生涯各期）に応じた適切な保健予防活動の充実を図り、市民の生涯にわたる心身の健康の確保に努めます。

### 目標への接近度を測る指標

指標 1	大腸がん検診受診率	基準値 R 6	9.5%	目標値 R 17	19.4%
指標 2	乳がん検診受診率	基準値 R 6	10.9%	目標値 R 17	18.6%
指標 3	麻しん風しんワクチン予防 接種（I期）の接種率	基準値 R 6	101.3%	目標値 R 17	100.0%
指標 4	BCG予防接種の接種率	基準値 R 6	95.2%	目標値 R 17	100.0%
指標 5	自殺死亡率	基準値 R 6	13.5	目標値 R 17	9.89

※【指標 3、4】接種率は各年度接種件数を基準日（各年度10/1現在）における対象人口で除して算出していることから、100%を超える場合があります。

※【指標 5】自殺死亡率は人口10万人あたりの自殺死亡者数により算出しています。

市民が生涯にわたり心身の健康を維持するためには、ライフステージに応じた適切な保健予防活動が重要です。

成人期における生活習慣病や各種がん等の早期発見・早期治療等の保健予防対策、感染症予防のための啓発や予防接種の勧奨等による適切な保健予防活動の充実を図ります。

また、精神保健上の問題に限らず、様々な社会的要因により命を絶つ方を一人でも多く減らし、誰もが自殺に追い込まれることのない社会を実現するため、関係機関等と連携し、自殺予防対策の充実を図ります。

## 施策の基本的な方向

### 1. 成人保健の充実

生活習慣病や各種がん等の発生リスクが高い成人期については、疾病等の早期発見・早期治療が重要であることから、健康診査や各種がん検診等の適正な実施と生活習慣病予防のための特定健診・特定保健指導や重症化予防対策を推進し、成人保健の充実を図ります。

○	<b>主要な施策</b>
	■ <b>主要な施策の考え方</b>
①	<b>各種検診の充実と受診率の向上</b>
	■ 健康診査、各種がん検診を実施し、疾病の早期発見・早期治療を促します。
②	<b>生活習慣病の予防に向けた特定健診・特定保健指導の充実</b>
	■ 生活習慣病を予防するために、特定健診・特定保健指導の充実に努めるとともに、糖尿病等の治療を受けている方の重症化予防対策として、日々の運動の推奨に努め、栄養指導を行います。

## 2. 予防医療（感染症対策）の充実

感染症は、病原体が人の体内に侵入することで引き起こされる疾患であり、他の人や動物等との接触、空気感染等により拡大していきます。

感染経路を遮断することは、感染症拡大の重要な対策の一つとなることから、市民が正しい知識を持ち行動できるよう情報発信に努めます。

また、予防接種は、多くの疾病の流行防止に大きな効果を上げ、感染症の発症や重症化の防止等、感染症対策上、極めて重要な役割を果たしていることから、市民の接種機会を安定的に確保し、予防医療の充実を図ります。

○	<b>主要な施策</b>
	■ <b>主要な施策の考え方</b>
①	<b>感染症の知識の普及啓発</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 伝染病や感染症に対する正しい知識の普及啓発に努めます。</li> <li>■ エキノコックス症の感染を予防するため、正しい知識の普及啓発に努めるとともに早期発見・早期治療のための検診体制の充実を図ります。</li> <li>■ 新たな感染症等の発生時には、その感染対策等に的確かつ迅速に対応します。</li> </ul>
②	<b>予防接種の接種率の向上</b>
	■ 予防接種による免疫効果や安全性等の情報発信に努めるとともに、接種を推奨し、接種率の向上を図ります。

### 3. 自殺予防対策の充実

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には精神保健上の問題だけでなく、社会的要因等の様々な要素が含まれています。

自殺により命を絶つ方を一人でも多く減らすためには、様々な分野の支援者や関係機関が密接に連携する必要があります。

地域全体が一丸となって取組を進められるよう、地域におけるネットワークを強化するとともに、自殺対策を支える人材の育成、自殺予防に関する知識の普及啓発に努めます。

#### ○ 主要な施策

##### ■ 主要な施策の考え方

#### ① 地域におけるネットワークの強化

- 保健・医療・福祉や教育、労働・産業等に関する機関、警察・消防等の職員を構成員とする登別市自殺予防対策連絡会会議を開催し、庁外におけるネットワークの強化に努めます。
- 本市の自殺対策関係部局の職員を構成員とする登別市自殺対策庁内連絡会会議を開催し、庁内におけるネットワークの強化に努めます。

#### ② 自殺予防に関する知識の普及啓発と人材の育成

- リーフレットの作成や配布、自殺予防パネル展の開催等により、相談窓口や自殺予防に関する情報の周知・啓発に努めます。
- 職員や市民等を対象とした自殺予防に関する研修を開催し、ゲートキーパーを養成する等、自殺対策を支える人材の育成に努めます。  
※ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気付き、声を掛け、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることができる人を指します。

## 施策Ⅲ 地域医療の充実

### 目標

地域医療体制を確保するとともに、救急医療体制を整備し、いつでも適切な医療サービスを受けられるよう地域医療の充実を図ります。

### 目標への接近度を測る指標

指標 1	救急医療の受入時間	基準値 R 6	24時間/日	目標値 R 17	24時間/日
指標 2	休日等の歯科救急実施日数	基準値 R 6	24日	目標値 R 17	24日
指標 3	救急救命に関する講習会受講者数	基準値 R 6	741人	目標値 R 17	800人

市民がいつでも適切な医療サービスを受けることができるよう、市民の医療ニーズに応える医療体制の確保と医療環境の整備充実に努めるほか、在宅医療と介護の連携による包括的な医療等サービスの提供に努めます。

また、急病患者に対する救急医療体制を確保することはもちろん、夜間・休日に乳幼児の急病に対応するための電話相談体制を整備するほか、心肺蘇生法の周知・講習会を実施し、救急に関する意識の普及啓発に努める等、総合的な救急医療体制の整備を図ります。

## 施策の基本的な方向

### 1. 地域医療体制の確保

市民の多様な医療需要に対応するため、医療機関との連携による地域医療体制の確保に努めるほか、在宅医療と介護の連携による包括的な医療等サービスの提供に努めます。

#### ○ 主要な施策

##### ■ 主要な施策の考え方

#### ① 地域医療体制の確保

- 市民の多様な医療需要に応えるため、市民のニーズを把握するとともに、かかりつけ医の普及に努めます。
- 人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえ、医療現場の現状や課題を把握し、医療機関の役割分担と連携の促進に努め、持続可能な地域医療体制の確立を図ります。

## ② 包括的な医療等サービスの提供

- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護が連携し、一体的に提供できる体制の構築に努めます。

## 2. 救急医療体制の整備

市民が安全安心に暮らせるよう、医療機関と行政がしっかりと連携し、救急医療体制の確保に努めます。

また、公共施設等に設置されているAED（自動体外式除細動器）を使い、正しく心肺蘇生法が実施できるよう救命講習会を実施し、救急への意識啓発に努める等、救急医療体制の整備を図ります。

## ○ 主要な施策

### ■ 主要な施策の考え方

## ① 救急医療体制の整備

- 医療機関との連携を図りながら、初期救急から2次救急までの救急医療体制の確保に努めます。
- 乳幼児をもつ保護者が子どもの夜間・休日の急病に不安なく対処できるよう電話相談体制を整備し、普及啓発に努めます。
- 救命率向上のため、胸骨圧迫やAEDの使用法等、正しく心肺蘇生法が実施できるよう救命講習会を行う等、救急に関する意識の普及啓発に努めます。
- 主要な公共施設に整備しているAEDの設置箇所の情報発信に努めます。

基本的な考え方

安心して子どもを生み育てられるまちをつくることは、個々の市民の幸せを実現する意味で重要なのはもちろんですが、人口減少が進行する中にあることは、このまちを次代につなげる意味でも最優先に取り組むべき課題です。

このため、地域拠点を中心に相談支援体制の充実を図るほか、妊娠期から子育て期まで一貫して支援を行う伴走型相談支援の充実を図る等、子育て世代が過度な負担を感じることがないように取組を進めます。

また、乳幼児に対する医療費助成や保育料の引き下げ等について、これまでの取組を継続することはもちろん、第2子保育料の段階的引き下げ等、更なる取組を進め、子育て世代の経済的負担の軽減を図ります。

加えて、子どもを中心に、子どもを第一とした社会を築くことを目指し、児童虐待の早期発見・未然防止に努めるほか、こどもに関わるすべての人が「こどもの権利」を正しく理解するよう努めるとともに、あらゆる分野において、「こどもの権利」を擁護することを基本として取組を進めます。

これらの取組を通じて、安心して子どもを生み育てられるまちをつくりまします。

節内の体系図

施策	基本的な方向	主要な施策
<p>I</p> <p>子育ての不安と負担の軽減</p>	<p>1 地域での子育て支援</p> <p>2 子育て環境の整備</p> <p>3 母子保健の充実</p> <p>4 経済的負担等の軽減の支援</p>	<p>① 地域子育て支援拠点の充実</p> <p>② 子育てについての相談及び学習、体験機会の充実</p> <p>③ 妊娠期から子育て期までの伴走型相談支援の充実</p> <p>① 保育所、幼稚園及び認定こども園等における保育及び幼児教育の充実</p> <p>② 民間活用による柔軟な保育・教育環境の整備（認定こども園の推進）</p> <p>③ 児童館、放課後児童クラブ等の充実</p> <p>① 妊娠期・乳幼児期における健診体制及び保健対策の充実</p> <p>① 医療費、保育料、教育費等の支援</p> <p>② こどものいる家庭等への経済的支援等の充実</p>

施策	基本的な方向	主要な施策
<b>II</b> こどもの権利が尊重される社会の実現	1 こどもの権利擁護の推進	① 相談支援体制の充実 ② 児童虐待の適切な対応 ③ こどもの養育環境の充実

## 施策 I 子育ての不安と負担の軽減

**目標** 安心して子どもを生み、健やかに育てることのできるまちづくりを目指して子育てする人の不安と負担を軽減します。

### 目標への接近度を測る指標

指標 1	子育てに不安と負担を感じる保護者の割合	基準値 R 4	40.9%	目標値 R 17	20.0%
指標 2	市が産婦の心身の健康状態について把握している割合	基準値 R 6	100.0%	目標値 R 17	100.0%
指標 3	認定こども園の数	基準値 R 7	4箇所	目標値 R 17	8箇所

少子化が進展する中、行政には、誰もが安心して子どもを生み育て、その喜びを感じることができる地域社会を実現することが求められており、その取組が、人口減少の速度を緩やかにし、活力あるまちづくりにつながるものと考えます。

地域のあらゆる資源を活用し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うほか、こどもの居場所づくりや子育て世代の経済的負担の軽減等に努め、子どもを生み育てることへの不安を取り除き、生まれた子どもが健やかに育つ環境を整備し、子育てしやすいまちづくりを目指します。

## 施策の基本的な方向

### 1. 地域での子育て支援

未来を担う子どもたちの健全な成長には、地域とのつながりを持ちながら、地域ぐるみで生み育てることが重要です。

核家族化や共働き、ひとり親家庭等の家庭環境により、子育ての不安や悩みを抱え込んで孤立する等、子育て世代が過度の負担を抱くことがないよう、地域事情等を踏まえた地域子育て支援拠点（子育て支援センター）等の整備、地域ボランティアの育成とその活用、子育てサロンの活動支援、子育てに関する相談や学習会等の実施、妊娠期から子育て期までの相談支援等、地域での子育て支援体制の充実を図ります。

#### ○ 主要な施策

##### ■ 主要な施策の考え方

#### ① 地域子育て支援拠点の充実

- 長期的な需要と地域事情、民間活用を含め、地域子育て支援拠点（子育て支援センター）の効果的な事業展開を進めます。
- こどもの遊び方の指導や育児相談等、地域において、交流活動を行っている子育てサロンの取組等を支援します。
- 家庭内における家事・育児は、男女が共同で担うという意識を醸成するとともに、男女がともに仕事と家庭を両立できる環境づくりに努めます。

#### ② 子育てについての相談及び学習、体験機会の充実

- 保育所や幼稚園及び認定こども園、地域子育て支援拠点（子育て支援センター）等における子育てに関する相談及び学習、体験機会の充実に努めます。
- ファミリーサポートセンターや家庭児童相談室を活用し、子どもを生み育てる喜びを感じられるよう子育てに関する助言や情報提供に努めます。

#### ③ 妊娠期から子育て期までの伴走型相談支援の充実

- すべての妊婦や子育て世帯を対象に、安心して出産し子育てができるよう、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近に相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援を行う伴走型相談支援の充実を図ります。

## 2. 子育て環境の整備

保育所や幼稚園及び認定こども園等は、こどもが交友関係や社会性を培ううえで大きな役割を担う重要な保育・教育拠点です。

未来を担うこどもたちに、良質な保育や教育を提供するため、国の子育て施策に速やかに対応しつつ、地域にあった幼保連携型認定こども園の推進に柔軟に取り組むとともに、乳幼児保育における延長保育、休日保育等の多様な保育ニーズへの対応や就学児童の放課後等の居場所づくりの充実に努め、子育て環境の整備を図ります。

### ○ 主要な施策

#### ■ 主要な施策の考え方

#### ① 保育所、幼稚園及び認定こども園等における保育及び幼児教育の充実

- 異年齢や世代を超えた交流等、地域の特色等を捉えた保育・教育内容の充実に努めます。
- こどもたちが安心して活動できるよう、施設環境の整備を図ります。
- 障がい児保育、延長保育、一時保育、休日保育等、時代とともに変化する保育ニーズに対応した乳幼児等保育の充実に努めます。

#### ② 民間活用による柔軟な保育・教育環境の整備（認定こども園の推進）

- 民間等の活力を取り入れ、就学前のこどもに保育及び幼児教育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能をもった「幼保連携型認定こども園」の整備を推進します。

#### ③ 児童館、放課後児童クラブ等の充実

- こどもたちの健全な育成を図るため、安全で安心な居場所となる児童館、放課後児童クラブ等の運営内容の充実に努めるとともに、それぞれが一体となった放課後児童対策に努めます。

## 3. 母子保健の充実

妊娠期から乳幼児期まで連続した切れ目のない支援を強化するため、子育てアンケートの実施により親の育児不安に対応し、訪問や健診等で継続した支援に取り組むとともに、子育てに関わる関係機関との連携を強化したネットワークづくりに努め、母子保健の充実に努めます。

また、乳幼児期から歯の健康を守るための食習慣を推進し、口腔機能の向上に向けた指導の充実に努めます。

○	<b>主要な施策</b>
	■ <b>主要な施策の考え方</b>
①	<b>妊娠期・乳幼児期における健診体制及び保健対策の充実</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 妊娠期から乳幼児期までの継続した子育て支援を強化し、育児のサポートに努めます。</li> <li>■ 乳幼児期から歯の健康を守るための食習慣を推進し、口腔衛生や口腔機能の向上に向けたセルフケアの推進に努めます。</li> </ul>

## 4. 経済的負担等の軽減の支援

医療費や保育料等の支援や児童手当等の支給により、子育て世代の経済的負担等の軽減を図り、家庭での子育て環境を支援します。

○	<b>主要な施策</b>
	■ <b>主要な施策の考え方</b>
①	<b>医療費、保育料、教育費等の支援</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもに対して医療費の一部を支援し、家庭の経済的負担の軽減を図ります。</li> <li>■ 第2子の保育料の将来的な無償化に向けた取組を進め、家庭の経済的負担の軽減を図ります。</li> <li>■ 幼稚園への就園等に際して、財政的支援を行い、家庭の経済的負担の軽減を図ります。</li> </ul>
②	<b>こどものいる家庭等への経済的支援等の充実</b>
	■ こどものいる家庭へ児童手当等を支給し、子育ての負担軽減を図ります。

## 施策Ⅱ

## こどもの権利が尊重される社会の実現

### 目標

「こどもの権利」について、当事者である子どもを含め、すべての市民に正しく理解してもらえるよう、周知・啓発に努め、こどもの権利が尊重される社会の実現を目指します。

### 目標への接近度を測る指標

指標 1	各種媒体や市民向け情報交換会等における周知回数	基準値 R 6	—	目標値 R 1 7	1 0 回
指標 2	こどもショートステイ事業における受入先の施設数	基準値 R 6	4 施設	目標値 R 1 7	8 施設

こどもの権利について、子どもたち自身が自らの持つ権利について知り、権利を尊重する態度を育むことが重要です。

すべてのこどもが健やかに成長し、その可能性や能力を十分に伸ばすことができるよう、こどもだけではなく、こどもに関わるすべての人に「こどもの権利」を周知するとともに、こどもの権利を擁護する体制を整え、こどもの権利が尊重される社会の実現に努めます。

※こどもの権利：こどもが大人と同じくひとりの人間としてもつ人権と、もって生まれた可能性や能力を伸ばしながら健やかに成長するために必要な権利。「児童の権利に関する条約」においては、「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの最善の利益」「子どもの意見の尊重」「差別の禁止」の4つの原則を定めている。

## 施策の基本的な方向

### 1. こどもの権利擁護の推進

当事者である子どもを含め、すべての市民が、権利をもつ主体である「こどもの権利」を正しく理解する必要があるため、様々な媒体を活用し、情報発信及び普及啓発に努めます。

また、「こどもの権利」を擁護するため、相談支援体制の充実を図るとともに地域全体での見守りを強化し、虐待の予防・早期発見に努めます。

#### ○ 主要な施策

##### ■ 主要な施策の考え方

#### ① 相談支援体制の充実

■ 要保護児童、虐待が危惧される児童の把握に努めるとともに、通告体制の強化を図ります。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 民生委員児童委員との懇談会を定期的を開催し、地域における支援が必要な家庭を把握し、適切な支援に努めます。</li> <li>■ 児童虐待に対する理解を深めるため、関係団体・関係機関に児童虐待防止マニュアルを配布し、地域全体で虐待の予防、早期発見に努めます。</li> </ul>
②	<b>児童虐待の適切な対応</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 関係機関の連携によって虐待の早期発見に努め、事案が発生した際は要保護児童対策地域協議会を速やかに開催し、適切に対応します。</li> </ul>
③	<b>こどもの養育環境の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ こども食堂や地域の子育てサロン等のこどもに関する活動や、市内里親の知見を活用する等、地域と連携した養育環境の充実に努めます。</li> </ul>

## 基本的な考え方

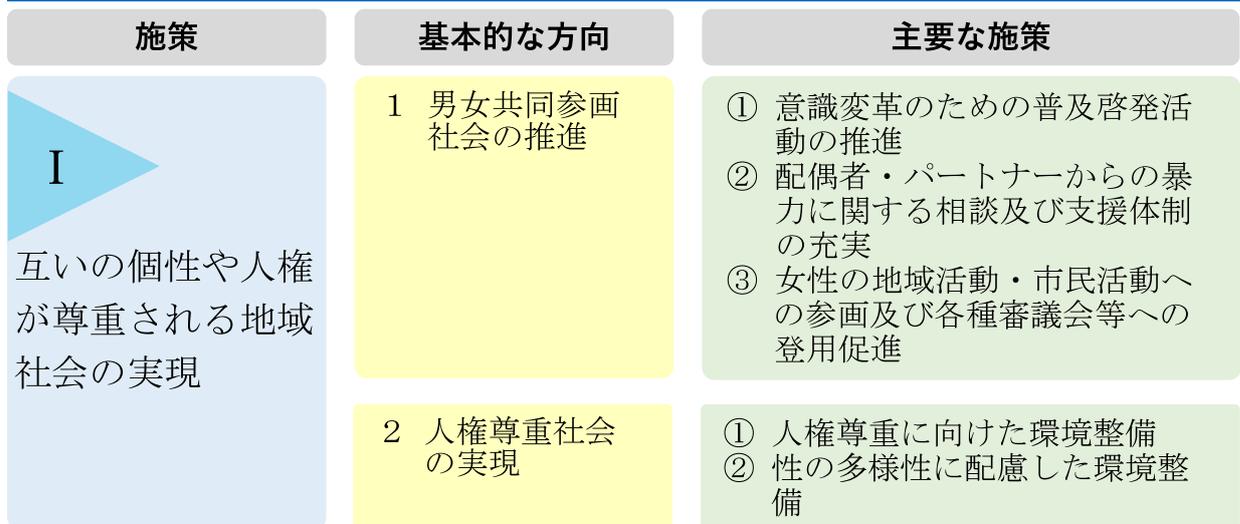
人には様々な違いがあり、特に性別については、男女の別に関わらず尊重されるべきとの考え方が浸透しつつあるほか、性の自認についても、一昔前に比べれば、その多様なあり方に対する理解は広まりつつあります。

しかし、公人により認識を疑わざるを得ない発言がなされ、報道等で取り上げられることは多く、日常生活においても、しばしば心無い言葉を耳にする機会があるのは事実であり、性別や性の自認に関する理解を広げるための取組は未だ道半ばにあります。

このため、男女の役割分担に関する固定意識を真に変えられるよう、引き続き普及啓発活動に取り組むほか、性の多様性に対する理解を促進するための取組を進めるとともに、具体的な環境整備に向けて行動します。

これらの取組を通じて、誰もが自分らしく、住みやすい社会を実現します。

## 節内の体系図



## 施策Ⅰ 互いの個性や人権が尊重される地域社会の実現

### 目標

性別に関わらず、すべての人の人権が尊重される社会を実現します。

### 目標への接近度を測る指標

指標 1	女性の審議会や委員会への登用率	基準値 R 6	27.1%	目標値 R 17	40.0%
指標 2	一人ひとりの人権が尊重された住みやすいまちと感じる人の割合	基準値 R 6	—	目標値 R 17	50.0%

男女共同参画社会の推進に向けては、個人が尊重されるとともに、性別による差別等が根絶され、男女それぞれが社会のあらゆる分野で自立し、自分に誇りを持つことが重要です。

特にパートナーからの暴力や性犯罪、セクシャルハラスメント（性的いやがらせ）、ストーカー行為等は、本来、対等であるべき男女間を否定するものであり、根絶しなければならない社会問題です。

また、性のあり方が多数派と異なる、いわゆる性的マイノリティは、多数派が主流となる社会の中で、差別や偏見に晒される場合が多いほか、明確な差別等に直面しない場合でも、強い生きづらさを抱えています。

そうした中、性のあり方に関わらず、市民一人ひとりが人権を尊重し、互いに個性や多様性を認め合うことで、誰もが生きがいを感じて自分らしく暮らせる社会を実現するためには、性の尊重や性の多様性を正しく理解し、ありのままの個人を認め合うことが必要です。

お互いの人権を認め、暴力を容認せず、平等に安心して暮らせる社会にするため、個人を尊重しそれぞれが社会の一員として責任を担いあうことにより、市民一人ひとりが人権を尊重し、互いに個性や多様性を認め合うことで、誰もが生きがいを感じて自分らしく暮らせる社会の実現を目指します。

## 施策の基本的な方向

### 1. 男女共同参画社会の推進

男女共同参画社会の推進に向け、制度の正しい理解と認識を深めるため、様々な媒体を活用して情報発信するほか、関係団体の協力のもとフォーラムを開催する等、様々な場面を活用し男女平等意識の啓発に努めます。

また、家庭内においても、積極的に男性が家事や育児等に参画する意識啓発を行い、未来を担う子どもたちにも男女平等の意識を醸成できる家庭環境が構築できるよう取り組みます。

○ <b>主要な施策</b>	
■ <b>主要な施策の考え方</b>	
①	<b>意識変革のための普及啓発活動の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 男女平等意識を市民等へ浸透させるため、市の取組を男女共同参画の視点で行うよう努めます。</li> <li>■ 男女共同参画社会の実現に向け、市民団体の協力のもと、各種啓発活動やフォーラムの実施等、男女共同参画に関する理解と認識を深めることに努めます。</li> <li>■ 男女共同参画に関する取組の強化を図るため、市民団体の育成と普及啓発活動の支援に努めます。</li> <li>■ 家庭内における男女の固定的な性別役割分担意識の解消や男性の家事、育児、介護等の参画促進に努めます。</li> </ul>
②	<b>配偶者・パートナーからの暴力に関する相談及び支援体制の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 関係機関と連携を図り、配偶者・パートナーからの暴力による被害者からの相談や支援体制の充実に努めます。</li> </ul>
③	<b>女性の地域活動・市民活動への参画及び各種審議会等への登用促進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域活動や市民活動に対する女性の積極的な参画の促進に努めます。</li> <li>■ 女性の職域の拡大に努めるとともに、政策・方針決定過程への女性の登用促進に努めます。</li> </ul>

## 2. 人権尊重社会の実現

人権尊重社会の実現には、市民一人ひとりが人権を尊重し、互いの個性や多様性を認め合うことが重要です。

市民一人ひとりの人権意識の醸成を図り、すべての人が差別をはじめとする人権被害を受けることなく、基本的人権が尊重され、不公平・不平等のない社会の実現を目指します。

また、男女では括り切れない多様な性のあり方が尊重され、多様な生き方を認め合うことができる社会づくりを進めるため、性の多様性に対する理解を深めるための普及・啓発に努めるとともに、社会制度による生きづらさを解消するための取組として、令和7年4月に導入した登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の周知・啓発に努めます。

○ <b>主要な施策</b>	
■ <b>主要な施策の考え方</b>	
①	<b>人権尊重に向けた環境整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 人権意識の啓発や人権教育の推進等、市民一人ひとりの人権意識の醸成を</li> </ul>

図り、子どもから高齢者まですべての人が差別をはじめとする人権被害を受けることなく、基本的人権が尊重され、不公平・不平等のない社会を目指します。

## ② 性の多様性に配慮した環境整備

- 性的マイノリティに対する差別や偏見のない社会を目指して、様々な媒体を通じ、性の多様性に対する理解を促進するための普及・啓発に努めます。
- 多様な性のあり方が尊重され、誰もが安心して暮らすことができる社会を実現する一つ的手段として、令和7年4月に導入した登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の周知・啓発に努めます。



## 第2章

# 自然とともに暮らすまち

第1節 環境への負荷の少ないまちづくり

第2節 自然を生かした潤いのあるまちづくり

第3節 安全に安心して暮らせるまちづくり

### 基本的な考え方

近年、気候変動の影響は顕在化しており、世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇等が観測され、ここ日本においても、記録的な猛暑日や集中豪雨等が頻発しています。

地球温暖化対策はグローバルな課題であるとともに、一人ひとりに行動が求められる身近なテーマであり、我々基礎自治体にも、温室効果ガス（二酸化炭素）の削減に戦略的に取り組むことが求められています。

登別市においては、既に表明した「ゼロカーボンシティ」への挑戦を継続し、2050年度までに温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を実質ゼロにすることを目指して、省資源・省エネルギー対策や再生可能エネルギーの利用促進等に戦略的に取り組みます。

また、本市の素晴らしい環境を守り、将来世代に恵み豊かな環境を継承するとともに、良好な生活環境を維持するため、環境保全活動や資源循環型社会の実現に向けた取組、水質汚濁の防止等に総合的に取り組みます。

これらの取組を通じて、環境への負荷の少ないまちをつくります。

### 節内の体系図

施策	基本的な方向	主要な施策
<b>I</b> 地球環境にやさしいまちづくりの推進	1 地球温暖化対策の推進	① 温室効果ガスの排出抑制の普及啓発とその実践 ② 省資源・省エネルギー対策の普及啓発とその実践 ③ 再生可能エネルギーの利用の普及啓発とその実践
<b>II</b> 持続可能な循環型社会の推進	1 廃棄物の減量  2 循環型社会の形成	① ごみの排出抑制の普及啓発とその実践  ① リサイクルの普及啓発とその実践 ② 一般廃棄物処理施設の適正な維持管理 ③ 産業廃棄物処理施設の適正な管理・指導

施策	基本的な方向	主要な施策
<b>III</b> 住み続けられる快適なまちづくりの推進	1 きれいで住み良いまちづくりの推進 2 さわやかで静かな環境の確保 3 水質環境の保全対策の推進	① 不法投棄の防止 ① 公害監視体制の整備 ① 持続可能な下水道事業の推進 ② し尿投入施設の適正な維持管理
<b>IV</b> 環境教育の推進	1 環境保全等に係る生涯学習の推進	① 環境保全の意識啓発 ② 環境に配慮した消費行動の普及啓発 ③ 環境保全団体との情報交換等の促進

## 施策Ⅰ 地球環境にやさしいまちづくりの推進

### 目標

市民・事業者・行政の各主体それぞれが環境意識を持ち、連携・協力しながら、日々の生活や事業活動において環境に配慮した取組を行い、二酸化炭素の排出量の削減を目指します。

### 目標への接近度を測る指標

指標 1	市全体における二酸化炭素排出量の削減割合	基準値 H 2 5	—	目標値 R 1 7	6 1 . 0 %
------	----------------------	--------------	---	--------------	-----------

2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現を図るため、市全体として、温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を2030年度（R12年度）までに2013年度（H25年度）比で48%削減、2050年度（R32年度）までに実質ゼロを目指し、地球環境に配慮した取組を推進します。

## 施策の基本的な方向

### 1. 地球温暖化対策の推進

地球温暖化の要因となる温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を削減するため、市民や事業者等の脱炭素に関する理解促進を図るとともに、省資源・省エネルギー対策や再生可能エネルギーの利用等の取組を推進します。

○ <b>主要な施策</b>	
■ <b>主要な施策の考え方</b>	
① <b>温室効果ガスの排出抑制の普及啓発とその実践</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 電動車等の導入や各種支援制度の実施等により、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減を図ります。</li> <li>■ 脱炭素に関する情報の発信等により、環境にやさしい生活様式や実践活動の普及啓発を図ります。</li> </ul>
② <b>省資源・省エネルギー対策の普及啓発とその実践</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公共施設の照明設備のLED化や日常における節電の取組等により、省資源・省エネルギーを推進します。</li> <li>■ 省エネルギー型設備・製品の導入支援や関連情報の発信等により、省資源・省エネルギーの促進を図るとともに、その普及啓発を図ります。</li> </ul>
③ <b>再生可能エネルギーの利用の普及啓発とその実践</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公共施設への太陽光発電設備等の導入に努めます。</li> <li>■ 再生可能エネルギーを利用した設備等の導入支援や関連情報の発信等により、太陽光や温泉熱等の再生可能エネルギーの利用促進を図るとともに、その普及啓発を図ります。</li> </ul>

<b>施策Ⅱ 持続可能な循環型社会の推進</b>					
<b>目標</b>	ごみの減量化やリサイクルに取り組むとともに、廃棄物の適正な処理を行い、循環型社会の構築を目指します。				
<b>目標への接近度を測る指標</b>					
指標 1	家庭系ごみの市民 1 人・1 日当たりの排出量	基準値 R 6	5 2 2 g	目標値 R 1 7	5 0 0 g
指標 2	事業系ごみの年間排出量	基準値 R 6	7, 1 4 4 t	目標値 R 1 7	6, 8 4 3 t
指標 3	最終処分場の年間埋立量	基準値 R 6	1, 7 9 0 t	目標値 R 1 7	1, 7 5 3 t
環境への負荷を軽減し、持続可能な循環型社会の推進を図るため、廃棄物の減量化やリサイクル等に取り組むほか、廃棄物の適正な処理を行います。					

## 施策の基本的な方向

### 1. 廃棄物の減量

環境への負荷を軽減するため、市と市民・事業者等が一体となり、ごみの減量化に向けた取組を推進します。

#### ○ 主要な施策

##### ■ 主要な施策の考え方

#### ① ごみの排出抑制の普及啓発とその実践

- ごみの減量化による利点・効果等に関する意識啓発等により、ごみの排出抑制を図ります。
- 拠点回収の取組や生ごみ処理機の購入支援等により、紙類ごみや生ごみの排出抑制を図ります。
- プラスチック類ごみの新たな分別収集の実現可能性を調査研究し、排出抑制を検討します。

### 2. 循環型社会の形成

資源の有効活用により資源循環を図るため、正しい分別や資源回収を推進するとともに、市民等が再生品を利用する機会の提供等に取り組みます。

一般廃棄物の処理については、安全かつ安定的に処理するため、ごみ処理施設の適正な維持管理と計画的な施設の延命化を図りつつ、将来のあり方について検討します。

産業廃棄物の処理については、環境汚染を防止するため、関係機関と連携し、産業廃棄物の処理と施設の適正な管理に関して指導・監督に努めます。

#### ○ 主要な施策

##### ■ 主要な施策の考え方

#### ① リサイクルの普及啓発とその実践

- 廃棄物の分別や資源回収を推進します。
- 再生品の有効利用を図ります。
- 生ごみ、紙類ごみ、プラスチック類ごみについて、回収後の資源化を推進します。
- 資源回収を促進するため、回収団体の支援に努めます。

#### ② 一般廃棄物処理施設の適正な維持管理

- クリנקルセンターや最終処分場の適正な維持管理と施設の延命化を図ることにより、廃棄物の安全かつ安定的な処理に努めます。
- ごみ焼却処理施設の今後を見据え、将来のあり方について検討します。

### ③ 産業廃棄物処理施設の適正な管理・指導

- 関係機関と連携し、環境汚染防止の指導・監督に努めます。

## 施策Ⅲ 住み続けられる快適なまちづくりの推進

### 目標

環境負荷の軽減と良好な生活環境の保全を図るため、不法投棄対策を講じるとともに、生活排水等の適正な処理を行います。

### 目標への接近度を測る指標

指標 1	不法投棄件数	基準値 R 6	1 4 件	目標値 R 1 7	0 件
指標 2	環境調査における環境基準を超えた項目	基準値 R 6	0 件	目標値 R 1 7	0 件
指標 3	し尿の年間くみ取り量	基準値 R 6	3, 2 5 1kl	目標値 R 1 7	1, 4 7 1kl
指標 4	汚水処理人口普及率	基準値 R 6	9 7. 3 %	目標値 R 1 7	1 0 0. 0 %
指標 5	水洗化率	基準値 R 6	8 7. 0 %	目標値 R 1 7	1 0 0. 0 %

豊かな自然環境を守り、環境への負荷軽減を図るとともに、安全安心な生活環境を維持するため、ポイ捨てや不法投棄の防止を図り、公害の監視を行います。

また、水質汚濁を防止するため、日常生活や事業活動により排出されるさまざまな生活排水（生活排水・事業場排水・観光排水等）を、下水道処理施設やし尿投入施設で適正な処理を行います。

## 施策の基本的な方向

### 1. きれいで住み良いまちづくりの推進

美しい自然環境や景観を守るため、事業者等と連携・協力しながら、まちが一丸となって、一般廃棄物や産業廃棄物のポイ捨てや不法投棄の防止を図ります。

○ **主要な施策**

■ **主要な施策の考え方**

① **不法投棄の防止**

- 市民・事業者等と連携・協力し、意識啓発やパトロール等の実施により、ポイ捨てや不法投棄の防止を図ります。

## 2. さわやかで静かな環境の確保

環境の悪化防止を図り、安全安心な生活環境を維持するため、公害の監視を行います。

○ **主要な施策**

■ **主要な施策の考え方**

① **公害監視体制の整備**

- 大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音、振動等について、環境基準の適否や環境状況の変化を把握するため、監視を行います。

## 3. 水質環境の保全対策の推進

生活排水等による水質汚濁の防止により、環境負荷の軽減を図り、市民がきれいな環境で生活できるよう、下水道事業を安定的に運営し、生活排水等を適正に処理します。

また、し尿投入施設について、適正な維持管理と計画的な施設更新により、し尿や浄化槽汚での処理を行います。

○ **主要な施策**

■ **主要な施策の考え方**

① **持続可能な下水道事業の推進**

- 汚水処理人口普及率の向上を図り、河川等の公共用水域の水質保全に取り組みます。
- 下水道施設の計画的な更新を行う等、持続可能で安定した下水道事業の運営に努めます。

② **し尿投入施設の適正な維持管理**

- し尿投入施設を適正に維持管理し、し尿の安全かつ安定的な処理に努めます。

## 施策Ⅳ 環境教育の推進

### 目標

環境意識の醸成を図り、各主体が環境に配慮した生活等を実践できるよう、様々な世代に対して環境教育を推進します。

### 目標への接近度を測る指標

指標 1	環境保全活動に取り組む人数	基準値 R 6	510人	目標値 R 17	510人
指標 2	子ども環境家計簿に取り組む児童の割合	基準値 R 6	67.0%	目標値 R 17	80.0%

市民一人ひとりが環境保全に関する理解を深め、すべての主体が環境意識を持って主体的に環境に配慮した生活・活動等を実践できるよう、環境教育・学習の推進を図るとともに、環境保全団体との連携を促進します。

## 施策の基本的な方向

### 1. 環境保全等に係る生涯学習の推進

市民一人ひとりが環境保全に関する理解を深めるため、環境に配慮した生活・活動と環境にやさしい製品の普及啓発や環境教育・学習の推進を図るとともに、良好な環境の保全を図るため、環境保全活動に取り組む団体と情報交換を行う等、団体間の連携を促進します。

#### ○ 主要な施策

##### ■ 主要な施策の考え方

#### ① 環境保全の意識啓発

- 市民等の環境意識の醸成を図るため、環境に関する講演会等を実施します。
- 子どもたちの環境に対する意識を育むため、学校等における環境教育の推進に努めます。

#### ② 環境に配慮した消費行動の普及啓発

- グリーン購入や環境ラベルの付いた製品の購入が定着するよう普及啓発を図ります。

#### ③ 環境保全団体との情報交換等の促進

- 環境保全活動に取り組む団体と継続的に情報交換等を行うとともに、団体間の情報交換等を促進します。

### 基本的な考え方

現代を生きる我々は、先人から引き継いだ自然の恵みを享受し、日々の生活を潤い豊かなものとしておりますが、この豊かな自然を守り続け、将来世代へ継承していくことは、いまを生きる我々世代の責任です。

このため、関係団体等と連携・協力しながら、森林や湿原、水資源等の適切な保全と復元に努めるほか、市民が気軽に自然とふれあえる環境づくりに努め、市民が地域の豊かな自然を再認識する機会の充実を図ります。

これらの取組を通じて、自然を生かした潤いのあるまちをつくります。

### 節内の体系図

施策	基本的な方向	主要な施策
<b>I</b> 人と自然が共生するまちづくりの推進	1 優れた自然の保全	① 適切な自然環境保全の推進 ② 森林の保全 ③ 水質環境の保全 ④ 河川・海岸沿いの環境保全
	2 多様な野生生物の生育・生息環境の保全	① 生態系及び生物の生育・生息環境の保全 ② 野生生物の情報の把握及び発信
	3 自然とのふれあいの推進	① 地域の自然環境を活用した自然とのふれあいの推進 ② 親水空間の保全と創造

## 施策Ⅰ

## 人と自然が共生するまちづくりの推進

### 目標

豊かな自然を守り、自然環境に関する理解を深めるため、適正な保全を図るとともに、自然とふれあえる環境づくりに努めます。

### 目標への接近度を測る指標

指標 1	人と自然が共生する環境が つくられていると感じる人 の割合	基準値 R 4	34.0%	目標値 R 17	40.0%
指標 2	自然環境学習指導者の人数	基準値 R 6	150人	目標値 R 17	150人
指標 3	キウシト湿原における観察 会等の参加者数	基準値 R 6	814人	目標値 R 17	900人

登別の豊かな自然を守り育てていくため、森林や湿原等、多様な生物の生息地である自然環境の適正な保全や自然環境に関する意識啓発を図るとともに、豊かな自然を実感しながら自然の役割や大切さ等に関する理解を深めてもらうため、関係団体等と連携・協力し、幅広い視野を持った実践的な指導者の育成や自然とのふれあいの場の充実等を図ります。

## 施策の基本的な方向

### 1. 優れた自然の保全

自然環境の保護に関する地域を指定し、指定された地域の保全を行うほか、市民や事業者等と連携・協力しながら、森林や水質環境の保全を図るとともに、河川や海岸沿いのみどりの保全や緑化の推進に努めます。

#### ○ 主要な施策

##### ■ 主要な施策の考え方

#### ① 適切な自然環境保全の推進

- 自然環境の保護に関する地域の指定や鳥獣保護区をはじめとした指定された地域の保全に努めます。
- 再生可能エネルギー発電事業について、良好な自然環境等の保全と災害の防止に寄与し、地域との調和が図られるよう、ルールに則った適正な実施を促します。

#### ② 森林の保全

- 森林は、水資源のかん養や大気の浄化、野生生物の生育・生息の場等、重要

	な機能を有することから、その保全に努めます。
③	<b>水質環境の保全</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 良好で健全な水質環境の保全と水道水源その他の水資源の安全性の確保に努めます。</li> </ul>
④	<b>河川・海岸沿いの環境保全</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 河川・海岸沿いの環境向上を図るため、市民と行政の適正な役割分担の下、河川・海岸沿いのみどりの保全や緑化の推進に努めます。</li> </ul>

## 2. 多様な野生生物の生育・生息環境の保全

生態系の保全を図るため、ペットの飼い主への啓発等を通して、外来種の放出等を防止します。

また、多様な生物の生息地である自然環境の適正な保全を図るとともに、市民等の自然環境に関する意識向上を図るため、野生生物の生態の把握と情報発信に努めます。

○	<b>主要な施策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>主要な施策の考え方</b></li> </ul>
①	<b>生態系及び生物の生育・生息環境の保全</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 動物の愛護に努めるよう、広く周知・啓発を図ります。</li> <li>■ 外来種が捨てられ生態系を乱すことや多頭飼育による動物の健康阻害等の防止・軽減、その他動物の本能や習性等を理解して適正な飼養管理を行うよう、飼い主に対する意識啓発等を図ります。</li> <li>■ 狂犬病のまん延を未然に防ぐとともに、野犬の掃討やカラス・蜂の巣の駆除のほか、野生生物への餌付け防止に関する注意喚起により、公衆衛生の維持等を図ります。</li> <li>■ 登別の原風景ともいえるキウシト湿原等、多様な生物の生息地である自然環境を関係団体と協力し、適正な保全と復元に努めます。</li> </ul>
②	<b>野生生物の情報の把握及び発信</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市内の野生生物に関する情報の把握に努めるとともに、外来種に関する情報等の発信に努めます。</li> </ul>

## 3. 自然とのふれあいの推進

豊かな自然を実感しながら、自然の役割や大切さ等について理解を深めてもらうため、気軽に自然にふれることのできる環境づくりを進めるとともに、関係団体と協力しながら、豊かな自然の中で水とふれあえる親水空間の保全と管理に努めます。

○ <b>主要な施策</b>	
	■ <b>主要な施策の考え方</b>
①	<b>地域の自然資源を活用した自然とのふれあいの推進</b> ■ 自然を活用した学習機会の提供に努めます。 ■ 自然活動を行う指導者の育成に努めます。 ■ ネイチャーセンター等の自然とふれあうことのできる場の利用促進を図ります。
②	<b>親水空間の保全と創造</b> ■ 豊かな自然の中で水とふれあうことのできる親水空間を関係団体と協力し、適正に保全、管理するよう努めます。 ■ 水辺を活用した自然とのふれあいの場づくりに努めます。



## 基本的な考え方

安全安心なまちづくりを進め、市民の命と暮らしを守ることは、市にとって最大の責務です。

このため、防災対策や消防・救急体制の充実、交通安全・消費者・防犯対策に向けた取組を一層推進します。

それらの取組を通じて、安全に安心して暮らせるまちをつくります。

### (総合防災対策)

近年、全国的に大雨、台風、地震等の自然災害が頻発しており、各地域に甚大な被害を与えています。今後も様々な災害が起り得ることは言うまでもなく、さらには高い確率で発生が予想される「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」をはじめとした大規模地震等、本市においても、自然災害により想定しえない甚大な被害が発生する可能性があります。

このため、過去に経験した災害の教訓を活かし、複合的な災害の発生も想定した上で、治山・治水対策や防災資機材の整備等を進めるほか、市民一人ひとりがこれまで以上に防災への意識を強くするよう、引き続き防災に関する啓発や防災訓練に取り組みます。

### (消防・救急救助体制)

災害の多様化や大規模化が進み、消防に対する市民ニーズも多様化する中、市民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするためには、それら環境変化を的確に捉え、消防・救急救助体制の整備を図ることが必要です。

このため、新たな消防庁舎や車両等の維持管理、救急救助体制の充実に努めることはもちろん、近隣消防機関との連携により、効果的・効率的な体制整備を進めます。

### (交通安全対策)

交通事故のないまちを目指して、関係団体等と連携し、高齢化の進展に伴い生じる様々な交通安全の課題にも向き合いながら、市民一人ひとりの交通安全意識の普及啓発に努めるとともに、交通安全施設の整備や維持管理に努めます。

### (消費者対策)

関係団体等と連携し、消費生活に関する情報提供及び消費者教育、啓発活動を推進するとともに、適切な相談活動等を通して、消費者被害の防止に努めます。

### (防犯等対策)

市民が犯罪被害や空家等による生活環境被害にあうことなく、安全安心に暮らせるよう、犯罪の誘発防止や啓発活動、空家等の適切な管理指導等に取り組みます。

### (市民相談)

市民の生活上の心配ごとや困りごと等が多様化する中、専門家による無料法律相談等、相談体制の充実を図り、市民の不安解消に努めます。

## 節内の体系図

施策	基本的な方向	主要な施策
<b>I</b> 総合防災対策の推進	1 防災計画の推進	① 防災計画の整備 ② 国民保護計画の推進
	2 防災意識の向上	① 防災訓練の実施 ② 防災意識の普及啓発強化
	3 防災体制の充実	① 防災施設及び設備の整備・適正管理 ② 防災情報体制の推進 ③ 地域における防災体制の推進 ④ 非常用備蓄品の整備 ⑤ 相互応援や多様な機関等との連携協力の推進
	4 治山対策の推進	① 治山事業の推進
	5 治水・雨水対策の推進	① 治水事業の推進 ② 雨水・浸水対策事業の推進
<b>II</b> 消防・救急救助体制の充実	1 火災予防活動の推進	① 防火意識の普及 ② 防火査察の徹底 ③ 消防団の活性化
	2 消防力の強化・高度化	① 市民の命を守る消防体制の堅持 ② 救急救命体制の整備 ③ 消防水利の適正化
<b>III</b> 交通安全の推進	1 交通安全意識の高揚	① 交通安全に関する意識啓発の強化
	2 交通安全施設の整備	① 交通安全施設の整備・維持
<b>IV</b> 安全な消費生活の確保	1 消費者対策の充実	① 消費者意識の啓発及び学習機会の充実 ② 消費者相談機能の充実

施策	基本的な方向	主要な施策
<p>V</p> <p>安全安心なまちづくり</p>	<p>1 命と暮らしを守るまちづくりの推進</p> <p>2 恒久平和の推進</p> <p>3 葬斎場・墓地の整備</p>	<p>① 地域ぐるみ防犯活動の推進</p> <p>② 空家等対策の推進</p> <p>① 平和なまちづくりの推進</p> <p>① 葬斎場の効率的な運営</p> <p>② 墓地の整備</p>
<p>VI</p> <p>心配ごと・困りごとの解消</p>	<p>1 市民相談の充実</p>	<p>① 市民相談体制の充実</p>

## 施策Ⅰ 総合防災対策の推進

### 目標

災害に備えた心構え等に関する普及啓発を強化し、地域の防災力の向上を図るほか、治山・治水・雨水対策を総合的に実施し、災害被害の防止に努めます。

### 目標への接近度を測る指標

指標 1	非常持ち出し品を備えている人の割合	基準値 R 4	45.6%	目標値 R 17	55.6%
指標 2	災害時の避難場所や連絡方法等を家族と事前に決めている人の割合	基準値 R 4	46.8%	目標値 R 17	56.8%
指標 3	市の備蓄整備方針で定めた食料・飲料水の備蓄割合	基準値 R 6	81.8%	目標値 R 17	100.0%

市民の生命・財産を守るため、市民が主体的に参加する防災訓練の実施やハザードマップ等の有効活用を図りながら、日頃から災害に備えた心構えを持つよう普及啓発に努め、地域における防災資機材の整備を図るほか、食料・飲料水の備蓄や避難所等における資機材の適正な配置を行います。

また、市街地を流れる河川の治水機能の向上や大雨等を原因とする土砂災害を防止するため、治山事業や公共下水道事業による雨水対策、河川浚渫事業等を総合的に実施し、治山・治水・雨水対策を推進します。

## 施策の基本的な方向

### 1. 防災計画の推進

市民が安全安心に暮らすことのできる災害に強いまちを実現するため、適切な防災対策を推進します。

また、国民保護計画の着実な推進を図り、万一、外国からの武力攻撃や大規模テロ等があった場合、迅速に市民の安全を確保し、保護措置を講じます。

#### ○ 主要な施策

##### ■ 主要な施策の考え方

#### ① 防災計画の整備

■ 安全で安心して暮らせる災害に強いまちを実現するため、風水害、地震、津波、大規模停電等、過去の災害から得た経験を踏まえることはもちろん、JR北海道等との線路横断避難の協議状況等も踏まえ、登別市地域防災計画

や各種防災計画等を適宜見直します。

- 災害の予防、応急及び復旧対策等を適切に推進します。

## ② 国民保護計画の推進

- 外国からの武力攻撃や大規模テロ等から市民の安全を確保するため、国や北海道の動向を踏まえ登別市国民保護計画を適宜見直し、関係機関と連携・協力のうえ、的確かつ迅速な保護措置に努めます。

## 2. 防災意識の向上

自然災害に備えるため、様々な世代の市民が主体的に参加する各種訓練の実施を促進するほか、防災への意識を高めるため、研修会等を通し、日頃から災害に備えた心構えを持つよう普及啓発の強化を図ります。

また、相談体制や支援制度の情報提供等を行い、戸建て住宅及び民間施設の耐震化を促します。

### ○ 主要な施策

#### ■ 主要な施策の考え方

### ① 防災訓練の実施

- 自然災害に備えるため、実際の災害を想定した避難訓練や避難所開設運営訓練等、市民参加型の総合防災訓練を隔年で実施するほか、登別市連合町内会が行う全市一斉防災避難訓練を支援する等、地域住民が主体となった避難訓練等を促進します。

### ② 防災意識の普及啓発強化

- 自然災害から生命や財産を守るため、あらかじめ自宅周辺の危険箇所を把握するとともに、非常持ち出し品の備え等、日頃から心構えを持ってもらうよう、ハザードマップ等を活用した普及啓発を図ります。
- 市民の防災に対する意識を高めるため、自主防災組織や各町内会等を対象に防災に関する研修会を実施する等、啓発活動を推進します。
- 地震・津波に対する避難場所や避難経路、津波避難ビル等の周知・啓発に努めます。
- 戸建て住宅や民間施設の耐震化を促進するため、耐震診断・耐震改修に関する相談支援体制の充実を図るとともに、各種支援制度等の情報提供に努めます。

### 3. 防災体制の充実

災害時に活用する施設や各種設備の適正な維持管理に努めるとともに、多様な防災情報伝達手段の確保に努めます。

また、地域の防災力を高めるため、自主防災組織の設立を推進し、その活動を支援するほか、多様な機関・団体等との連携を強化します。

さらに、食料・飲料水の備蓄や避難所等における資機材の適正な配置に努めます。

#### ○ 主要な施策

##### ■ 主要な施策の考え方

#### ① 防災施設及び設備の整備・適正管理

- 災害時に円滑に機能するよう、避難所や避難場所、避難路の整備及び防災行政無線等、各種設備の適正な維持管理に努めます。
- 災害情報の一元化と対策拠点としての機能に加え、市民の防災意識高揚のための設備を付加する等、平時から災害時まで活用する総合防災体制の構築に努めます。

#### ② 防災情報体制の推進

- 放送機関との連携強化を図ります。
- 防災情報メール配信サービスへの登録の推進に努めます。
- 地域特性を踏まえ、防災情報伝達手段の多様化を図り、効果的な情報発信に努めます。

#### ③ 地域における防災体制の推進

- 地域の防災力を高め、災害の予防と被害の軽減を目指し、すべての町内会が自主防災組織を設立するよう推進します。
- 自主防災組織に対し、各種資機材の購入を支援し、自主防災組織による防災活動を推進します。
- 防災に関する制度や避難所、避難場所、避難路等について地域との情報共有に努めます。
- 災害時の被害軽減を図るため、自助・共助・公助の役割分担について周知・啓発に努めます。

#### ④ 非常用備蓄品の整備

- 山間部等、災害時に孤立する可能性がある地域や拠点となる大型避難所に食料・飲料水を備蓄するとともに、資機材配置に努めます。

#### ⑤ 相互応援や多様な機関等との連携協力の推進

- 災害時における迅速な対応を図るため、行政機関や医療機関、流通機関、社会福祉協議会、町内会等の多様な機関・団体等との連携に努めます。
- 自ら避難することが困難な要配慮者の避難行動を支援するため、個別避難計画の作成に努め、支援の強化を推進します。

## 4. 治山対策の推進

大雨等を原因とする土砂災害を防止し、市民の生命・財産を守るため、治山事業を推進します。

また、山地の保水機能の維持のため、森林の保全を図りながら、災害の防止や軽減に努めます。

### ○ 主要な施策

#### ■ 主要な施策の考え方

#### ① 治山事業の推進

■ 森林の維持保全と山地災害から市民の生命・財産を守るため、治山事業を推進します。

## 5. 治水・雨水対策の推進

市街地の雨水・浸水対策のため、河川の適正な維持管理と河川浚渫事業を進めるとともに、公共下水道事業による雨水対策を推進します。

### ○ 主要な施策

#### ■ 主要な施策の考え方

#### ① 治水事業の推進

■ 市街地の河川について、適正な維持管理や河川浚渫事業等、計画的な治水対策に努めます。

#### ② 雨水・浸水対策事業の推進

■ 市街地における浸水被害を防止するため、公共下水道事業による雨水対策を推進します。

## 施策Ⅱ 消防・救急救助体制の充実

### 目標

火災予防活動の強化や消防団の活性化等、消防力を強化し、火災による被害の軽減に努めるとともに、今後も増加が見込まれる救急需要に対応した救急救命体制の整備を図ります。

### 目標への接近度を測る指標

指標 1	火災発生件数	基準値 R 6	1 1 件	目標値 R 1 7	1 0 件
指標 2	様々な機会・媒体を活用した防火啓発の実施回数	基準値 R 6	4 3 1 回	目標値 R 1 7	4 9 3 回
指標 3	救急救命士の人数	基準値 R 6	2 5 人	目標値 R 1 7	2 0 人

近年、全国各地で災害や事故の多様化・大規模化や、消防に対する住民ニーズの多様化等、消防を取り巻く環境は変化しており、これらの環境変化に的確に対応し、市民の生命、身体及び財産を守る責務を全うしていく必要があります。

限られた人員や装備のもと、効率的な消防・救急救助体制を確保するため、新たに整備された消防庁舎、車両等の維持管理に努めるとともに、火災予防活動の強化や消防団の活性化等、消防力の充実強化を図ります。

## 施策の基本的な方向

### 1. 火災予防活動の推進

市民の火災予防意識の高揚を図るため、講習会や広報活動等により防火意識の普及啓発を図るとともに、設置義務化から10年以上が経過した住宅用火災警報器の設置、維持管理の促進に努めます。

また、これらの啓発活動に欠かすことのできない消防団の活動強化と活性化に取り組み、地域防災体制の充実を図ります。

#### ○ 主要な施策

##### ■ 主要な施策の考え方

#### ① 防火意識の普及

- 高齢者をはじめとする市民や事業所等の防火意識の高揚を図るため、講習会や広報活動による啓発の強化に取り組みます。
- 事業所等における防火管理者の知識、技術の向上を図るため、防火管理者講習会の定期的な実施に努めます。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業所等へ消防訓練の実施方法や防火管理体制について必要な助言等を行います。</li> <li>■ 設置から10年以上が経過した住宅用火災警報器について、日頃の維持管理に重点を置き指導を行い、住宅火災による死者数の低減を図ります。</li> </ul>
②	<b>防火査察の徹底</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 防火対象物の査察を定期的実施し、火災予防上必要な指導に努めます。</li> <li>■ 危険物施設への定期的な立入検査を実施し、技術基準の適合性について安全指導を行います。</li> <li>■ 一人暮らし等高齢者査察を実施し、火の取扱い及び住宅用火災警報器の設置、維持管理等、防火安全対策についての意識向上の促進を行います。</li> </ul>
③	<b>消防団の活性化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 消防団員の加入促進に係る取組等を随時実施します。</li> <li>■ 消防団員の安全装備品の整備に努め、消防力の充実を図ります。</li> <li>■ 常備消防とともに消防庁舎の訓練施設等を活用した災害訓練等を実施し、更なる消防力の強化を図ります。</li> </ul>

## 2. 消防力の強化・高度化

消防を取り巻く社会環境等の変化に十分に対応するため、引き続き消防施設の適正化や計画的な消防水利の整備、消防車両等の整備維持管理に努めます。

また、単独消防による消防力の強化・充実に努めることはもちろん、通信指令の共同運用等、近隣の消防機関との連携を深め、消防力の持続に努めます。

○	<b>主要な施策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>主要な施策の考え方</b></li> </ul>
①	<b>市民の命を守る消防体制の堅持</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 消防、防災活動の拠点として多様化する災害への的確な対応と消防防災体制の整備を推進していくため、老朽化した消防車両、消防資機材の更新と計画的な整備に努めます。</li> <li>■ 通信指令業務の共同運用等、近隣消防との連携を深めることで、将来にわたって持続可能な消防体制を整備、確立していきます。</li> </ul>
②	<b>救急救命体制の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高規格救急自動車や救急資器材の充実に努めるとともに、救急救命士の養成や救急救命士等の教育指導体制の構築等、高度な救命処置ができる救急救命体制の整備を図ります。</li> </ul>
③	<b>消防水利の適正化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 耐用年数が経過した消防水利施設の計画的な整備、更新を行います。</li> </ul>

## 施策Ⅲ 交通安全の推進

### 目標

交通安全意識の高揚と交通安全施設の整備や維持管理の推進を図り、交通事故の防止に努めます。

### 目標への接近度を測る指標

指標 1	交通事故件数	基準値 R 6	5 2 件	目標値 R 1 7	4 1 件
指標 2	交通事故死亡者数	基準値 R 6	0 人	目標値 R 1 7	0 人

交通安全意識の高揚を図るため、子どもや高齢者を重点に交通安全教育の推進を図るとともに、カーブミラーや照明灯等、交通安全施設の整備や維持管理に努め、市民が悲惨な交通事故に遭わないよう、その防止に努めます。

## 施策の基本的な方向

### 1. 交通安全意識の高揚

市民一人ひとりが交通安全への意識を高め、特に子どもや高齢者を交通事故から守るため、交通安全に関する各種教室や講習会を開催する等、啓発活動を行うとともに、運転者も歩行者も交通安全を第一に考える意識の醸成に努めます。

#### ○ 主要な施策

##### ■ 主要な施策の考え方

#### ① 交通安全に関する意識啓発の強化

■ 交通安全に関する各種啓発活動を実施するとともに、幼稚園児や小学校低学年を対象とした交通安全青空教室や高齢者を対象とした交通安全講習会等、子どもや高齢者に重点をおいた交通安全に関する意識啓発に努めます。

### 2. 交通安全施設の整備

関係機関と連携を図りながら、信号機や横断歩道、カーブミラー、照明灯等の交通安全施設の整備や維持管理に努めるとともに、設置要望を把握し、関係機関への要請等を行います。

○	<b>主要な施策</b>
	■ <b>主要な施策の考え方</b>
①	<b>交通安全施設の整備・維持</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 道路利用者が安全に安心して利用できるよう、各関係機関と連携を図り、信号機、横断歩道、カーブミラー、照明灯等の整備、維持管理に努めます。</li> <li>■ 町内会や地域住民からの信号機や横断歩道等の設置要望を把握し、関係機関への要請等を行います。</li> </ul>

## 施策Ⅳ 安全な消費生活の確保

目標	消費生活展等を通じて消費生活の正しい知識の周知等に取り組み、トラブルの未然防止やトラブルが発生した際に迅速かつ的確に解決へと導くことに努めます。				
	<b>目標への接近度を測る指標</b>				
指標 1	消費生活相談件数	基準値 R 6	235件	目標値 R 17	210件
指標 2	消費生活相談の解決率	基準値 R 6	100.0%	目標値 R 17	100.0%
消費生活センターに配置している専門の相談員を中心に、消費生活についての正しい知識の普及・啓発や特殊詐欺等、多様化する消費生活相談の充実に努め、消費者トラブルの未然防止をはじめ、市民の消費生活の安全と安定を確保します。					

## 施策の基本的な方向

### 1. 消費者対策の充実

消費生活相談を行う関係機関・団体と連携しながら、消費生活センターの機能強化と充実を図るとともに消費生活についての正しい知識を普及・啓発し、市民の消費者被害の防止を図ります。

○	<b>主要な施策</b>
	■ <b>主要な施策の考え方</b>
①	<b>消費者意識の啓発及び学習機会の充実</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 登別消費者協会による学校や町内会等へ出向いて開催する消費生活出前講座や消費生活展等を支援し、消費生活についての正しい知識の普及・啓発に努めます。</li> </ul>

## ② 消費者相談機能の充実

- 特殊詐欺等による消費者被害を救済するための消費生活相談を行うとともに、トラブルの未然防止策についての啓発に努めます。
- 専門の相談員を配置し、各関係機関と連携を図りながら、消費生活センターの機能強化及び充実に努めます。

## 施策Ⅴ 安全安心なまちづくり

### 目標

市民の生命、身体及び財産を守る安全安心なまちづくりを目指します。

### 目標への接近度を測る指標

指標 1	市内の犯罪発生件数（年間）	基準値 R 6	1 5 3 件	目標値 R 1 7	1 0 0 件
------	---------------	------------	---------	--------------	---------

犯罪のない明るく住みよいまちの実現に向け、防犯灯の設置や社会を明るくする運動、防犯対策事業等の支援・協力を行うほか、関係機関・団体と連携し、地域安全活動の推進や暴力団排除運動等の啓発活動に取り組みます。

また、誰もが安全に安心して過ごせるよう、空家等の所有者等による適切な管理への啓発や利活用の促進等、空家等対策の推進による市民の生活環境の保全に努めるほか、次世代に平和の尊さを継承し、平和への意識の醸成を図ります。

## 施策の基本的な方向

### 1. 命と暮らしを守るまちづくりの推進

関係機関・団体と連携しながら、地域安全活動の推進や暴力団排除運動等の啓発活動を推進するとともに、防犯灯の設置や社会を明るくする運動の実施等、町内会をはじめ、関係団体による取組を支援します。

また、空家等の所有者等に対し、適正な管理に努めるよう改善指導等を行うほか、空家等による危害等を緊急的に回避する必要がある場合は、必要最低限の応急措置を講じます。

### ○ 主要な施策

#### ■ 主要な施策の考え方

#### ① 地域ぐるみ防犯活動の推進

- 室蘭登別防犯協会連合会等との連携を図り、地域安全活動を効果的に支援します。
- 町内会等による地域の安全を確保するための防犯灯の設置、関係団体等に

よる社会を明るくする運動や防犯対策事業等を支援します。

## ② 空家等対策の推進

- 空家等の解消を促すとともに、適正に管理されていない空家等については、所有者等に対し改善等の措置を講じるよう指導等を行い、周辺への危害等を緊急的に回避する必要がある場合や所有者等が不明な場合は必要に応じ、必要最低限の応急措置を図ります。

## 2. 恒久平和の推進

平和の尊さを次世代に継承し、誰もが安全に安心して暮らせる平和なまちづくりを行うため、戦没者の追悼や平和教育、平和学習に取り組み、戦争の悲惨な歴史を風化させることなく、平和への意識を高め、恒久平和を推進します。

### ○ 主要な施策

#### ■ 主要な施策の考え方

#### ① 平和なまちづくりの推進

- 平和都市宣言の誓いのもと、恒久平和を願い、戦争の惨禍を風化させることのないよう、核兵器廃絶等の普及啓発等、平和教育・平和学習に取り組み、平和の尊さと大切さを広く市民に啓発し、市民の平和意識の醸成を図ります。

## 3. 葬斎場・墓地の整備

故人の尊厳や遺族の気持ちに配慮し、葬斎場の適切な運営に努めます。  
また、墓地の需要を把握しながら、市民が安心して利用できるよう墓地の適切な維持管理等に努めます。

### ○ 主要な施策

#### ■ 主要な施策の考え方

#### ① 葬斎場の効率的な運営

- 葬斎場を利用する遺族や故人に配慮し、尊厳を重んじる運営を行います。
- 多様化する市民ニーズに効果的、効率的に対応するため、民間の能力を活用し、施設管理を行います。

#### ② 墓地の整備

- 市民が墓地を安心して利用できるよう適切な維持管理を行います。
- 市民の需要を把握し、需要状況に合わせた墓地整備を行います。

## 施策VI 心配ごと・困りごとの解消

### 目標

市民相談に適切に対応するとともに、専門家による相談の機会を提供することで、市民の困りごとの解消を図ります。

### 目標への接近度を測る指標

指標 1	無料法律相談利用件数	基準値 R 6	29件	目標値 R 17	72件
------	------------	------------	-----	-------------	-----

市民が抱える多様な心配ごとや困りごとを解消し、安心して生活を送ることができるよう、市民相談や無料法律相談等、相談体制の充実に努めます。

## 施策の基本的な方向

### 1. 市民相談の充実

関係機関や関係部等と連携し、市民相談に適切に対応するとともに、弁護士による無料法律相談等の周知に努め、市民の安心の確保に努めます。

#### ○ 主要な施策

##### ■ 主要な施策の考え方

#### ① 市民相談体制の充実

- 市民相談等があった際には、各関係機関及び関係部等と連携し、適切な対応に努めます。
- 生活上の心配ごとや困りごと、苦情等の簡易な相談の実施や、弁護士による無料法律相談等の周知に努めます。



## 第3章

# 大地に根ざしたたくましい 産業が躍動するまち

第1節 活力に満ちた魅力あふれる産業をつくる

第2節 自然を活かした産業の育成

## 基本的な考え方

登別市は、支笏洞爺国立公園をはじめとする豊かな自然環境と多種多様な温泉に恵まれ、日本有数の観光都市として、国内はもとより、アジアをはじめとした世界各地から観光客を集め、国際色豊かな観光地として発展してきました。

また、ものづくり企業が立地する室蘭市と隣接し、室蘭工業圏の一翼を担うまちとしても発展してきたところです。

本市がこれまで培ってきた産業をさらに発展させることは、市民の経済基盤を確かにし、その生活を豊かにするため重要であることはもちろん、若年層の定着を促し、持続可能なまちを築く上でも重要です。

このため、市内企業の経営力強化に向けた支援に取り組むことはもちろん、新技術や新製品の開発、起業・創業の促進を図り、持続可能な産業基盤づくりを推進するほか、旅行形態や観光ニーズが大きく変化する中、本市が日本の観光をリードし続けられるよう、魅力ある観光地づくりを進めます。

また、人口減少を背景に、あらゆる産業で労働力不足の問題が顕在化する中、本市に立地する教育機関とも連携し、産業を支える人材の育成・確保に取り組むほか、外国人を含む、多様な人材の受け入れを推進します。

これらの取組を通じて、活力に満ちた魅力あふれる産業をつくります。

## 節内の体系図

施策	基本的な方向	主要な施策
<b>I</b> 持続可能な産業基盤づくりの推進	1 活力ある市内企業の育成	① 経営基盤の強化と経営支援機能の充実 ② 製品等の魅力の向上とブランド力・技術力の強化 ③ 事業機会の拡大と域内循環の推進 ④ にぎわい溢れる商業の振興
	2 市内産業を担う新たな企業の創出	① 起業・創業の促進 ② 企業誘致の推進 ③ 新分野進出と新産業創出の支援
<b>II</b> 雇用の安定と快適な就業環境づくり	1 安心して働ける環境づくり	① 雇用情報の提供と就業の促進 ② 労働環境の向上と福祉の充実
	2 産業を担う人材の育成・確保	① 人材育成の支援 ② 労働力確保に向けた支援

施策	基本的な方向	主要な施策
<p>Ⅲ</p> <p>魅力ある観光地づくり</p>	<p>1 国内外の観光客に優しい観光地づくり</p> <p>2 感動と癒しのある観光地づくり</p> <p>3 多様な誘客事業の推進</p>	<p>① 温かいおもてなしの心の醸成 ② 安全安心な観光施設の整備 ③ 観光客受入体制の整備</p> <p>① 観光資源の充実と利用促進 ② 滞在型観光の推進</p> <p>① 多様な観光誘客</p>

## 施策Ⅰ 持続可能な産業基盤づくりの推進

### 目標

市内企業の経営基盤の安定化と経営力の強化を支援するとともに、活力ある市内企業の育成を支援します。また、新技術・新製品の開発や起業・創業の促進を図り、持続可能な産業基盤づくりを推進します。

### 目標への接近度を測る指標

指標 1	商業販売額（卸・小売販売額）	基準値 R 3	6 4, 3 4 7 百万円	目標値 R 1 7	6 4, 3 4 7 百万円
指標 2	製造品出荷額等	基準値 R 5	2 2, 3 4 1 百万円	目標値 R 1 7	2 2, 3 4 1 百万円
指標 3	法人市民税納付対象企業に占める法人税割納付対象企業の割合	基準値 R 5	7 5. 0 %	目標値 R 1 7	7 5. 0 %
指標 4	起業件数（計画期間累計）	基準値 R 7	2 4 9 件	目標値 R 1 7	2 6 0 件
指標 5	新製品・特産品開発件数（計画期間累計）	基準値 R 7	2 5 件	目標値 R 1 7	2 5 件

※【指標 4、5】基準値については、総合計画第 3 期基本計画期間の累計値であり、目標値については、総合計画第 4 期基本計画期間の累計値となります。

高度情報化、少子高齢化、人口減少等の社会現象による産業構造・社会構造の著しい変化に対応するため、市内企業に対する経営支援機能の充実を図り、組織強化、体質改善、デジタル技術の活用等の取組を支援します。

併せて、地場産品の高付加価値化によるブランド力の強化を図るとともに、市内企業の技術力の強化や研究開発等を支援することにより、新技術・新製品の開発を促進します。

また、魅力あふれる商店街づくりを推進するため、意欲のある事業者の取組を支援するとともに、産業間の連携を促進することにより、市内消費の拡大と域内循環を推進します。

## 施策の基本的な方向

### 1. 活力ある市内企業の育成

中小企業者等の支援につながる情報や市内の産業・経済に関するデータの収集・発信に努めるとともに、登別商工会議所と連携し、経営基盤の安定化と経営力の強化に向けた支援の充実を図ります。

併せて、中小企業者等が取り組む新技術・新製品の開発や農水産業、商工業、観光業等の産業間及び産学官の連携を促進します。

また、市内で開発・製造された製品等の高付加価値化を促進し、積極的に情報発信することにより、ブランド力の強化と事業機会の拡大を図ります。

さらに、各地区の特性に合わせたにぎわいの創出や環境整備等、事業者や商店会等の主体的な取組を支援します。

#### ○ 主要な施策

##### ■ 主要な施策の考え方

#### ① 経営基盤の強化と経営支援機能の充実

- 地域経済の健全な発展及び中小企業の基盤の強化を促進し、市民生活の向上と地域経済の持続的な発展を図るために策定した登別市中小企業地域経済振興ビジョンをもとに、市、市民、中小企業者等の協働により地域経済の活性化を図る取組を推進します。
- 中小企業者等に対する経営支援機能の充実を図るとともに、変化が著しい社会情勢や人材不足等に適応するための経営基盤の安定化と経営力の強化に向けた取組を支援します。
- 将来（10年先）を見据えた事業の持続的な発展のため、新たな取組を行おうとする経営者や後継者の育成を支援します。
- 中小企業者等の支援につながる情報や市内の経済・産業に関する情報を収集、発信するとともに、中小企業者等が行う優れた技術や製品の生産、開発等の取組について情報発信に努めます。
- デジタル技術の活用により、効率的かつ持続可能な経営を目指す取組を支援します。

#### ② 製品等の魅力の向上とブランド力・技術力の強化

- 優れた加工食品の認定制度により食のブランド力の強化や高付加価値化を推進するほか、ご当地グルメの普及、開発等、食の魅力の向上に取り組みます。
- 産学官の連携のもと、市内企業の技術力の強化や研究開発等を支援し、新技術・新製品の開発を促進します。

### ③ 事業機会の拡大と域内循環の推進

- 市内企業が持つ優れた製品や技術等の情報発信に努めるとともに、産業フェアや商談会等への参加を支援し、国内外における事業機会の拡大を図ります。
- 札幌圏の経済関係者との情報交換を通して市内企業の新しい事業展開につなげていきます。
- 生産、加工、販売（消費）等、食による関連産業の連携を強化することにより、市内における企業間取引の拡大を図ります。
- 市内企業や経済団体等との連携を図りながら、市民の市内消費を促す取組を推進します。

### ④ にぎわい溢れる商業の振興

- 魅力的な店舗づくりやデジタルを活用した商業活動等、事業者の主体的な取組を支援します。
- 多くの人を訪れる魅力溢れる商店街づくりを推進するため、地域や商店会等が取り組むにぎわいの創出や店舗等の魅力を高めるための環境整備を支援します。
- 身近な地域で買い物ができるように、GIS（地理情報システム）の活用等により、事業者による多様な買い物ニーズに対応したサービスの提供を支援します。
- 商店街が地域コミュニティにおける商業機能の担い手となるための取組を支援します。
- 外国人観光客が商店街や飲食店等を利用しやすくなるよう利便性の向上を図ります。
- 各地区の特性や課題を踏まえ、環境整備や新店舗の開設、事業者進出等に向けて情報収集等に取り組むほか、そのニーズを捉えた支援メニューを用意する等、地域による活性化に向けた取組を支援します。

## 2. 市内産業を担う新たな企業の創出

起業・創業や新たな企業の誘致等は、地域経済の活性化や多角的な産業基盤の形成の一助になることから、企業誘致を推進するほか、起業・創業に向けて取り組む人材の育成・支援を行うとともに、新分野の進出、新産業の創出に向けた取組を支援します。

### ○ 主要な施策

#### ■ 主要な施策の考え方

### ① 起業・創業の促進

	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 起業・創業に向けて取り組む人材の育成・支援や起業後のフォローアップを実施することにより、市内における起業・創業を促進します。</li> <li>■ 各地域の特色や課題を把握し、各地区のニーズを踏まえた支援を行う等、地域の特性に合う起業・創業を促進します。</li> </ul>
②	<b>企業誘致の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域資源や物流インフラ等の立地情報等を発信するとともに、本市への進出の意向を示す企業を総合的に支援し、広範な企業誘致を推進します。</li> <li>■ 旧婦人センターや旧幌別東小学校等の廃止した公共施設のほか、日本工学院北海道専門学校に開設したサテライトオフィスの活用を促進し、企業の進出を推進します。</li> </ul>
③	<b>新分野進出と新産業創出の支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域資源を活用した地場製品の創出や新技術の事業化、新たなサービスの提供等の新分野に進出する取組を支援します。</li> <li>■ エネルギー、環境、健康、食、観光、IT等、更なる成長が期待される分野における産業の創出に向けた取組を支援します。</li> </ul>

**施策Ⅱ 雇用の安定と快適な就業環境づくり**

**目標** 就業の場の確保や誰もが安心して働ける環境づくりを推進します。

**目標への接近度を測る指標**

指標 1	ジョブガイドのぼりべつ就職件数割合	基準値 R 6	50.0%	目標値 R 17	55.0%
指標 2	事業所従業者数	基準値 R 3	13,083人	目標値 R 17	13,083人
指標 3	新規高等学校卒業者管内就職率	基準値 R 6	99.0%	目標値 R 17	100.0%

誰もが安心して働ける環境づくりを推進するため、ハローワーク等と連携し、きめ細かな雇用情報の提供を行うとともに、就業条件や労働環境の整備に関する啓発活動を推進します。

また、多様な人材の就業支援を行うことで、地域産業を担う人材の確保・定着を推進します。

## 施策の基本的な方向

### 1. 安心して働ける環境づくり

ハローワーク等と連携し、雇用情報の提供や就職に向けた相談等を行うことにより、求職者等の就業を支援するとともに、労働問題を抱える市民の相談に応じ、適切な助言、指導等を行う取組を支援します。

また、労働実態の把握に努めるとともに、就業条件の改善や労働環境整備のための啓発活動を行い、市内企業における安定的な人材の確保及び定着に努め、誰もが働きやすい環境づくりを推進します。

#### ○ 主要な施策

##### ■ 主要な施策の考え方

#### ① 雇用情報の提供と就業の促進

- ハローワーク等と連携し、求職者等に対し、雇用情報の提供や就労に向けた相談等を行うための環境を整備します。
- 中高生等を対象とした職業観の形成や職場体験等を推進するとともに、若年者等が自主的・積極的に就職活動できるよう支援します。
- 雇用支援が求められる労働者等の生活の安定を図るため、就業機会の確保等に向けた取組を推進します。

#### ② 労働環境の向上と福祉の充実

- 労働相談等の取組を支援し、職場環境の改善や勤労者の生活向上に努めます。
- 労働状況の実態把握に努めるとともに、就業条件や労働環境整備のための啓発活動を推進します。
- 仕事と生活の調和への理解を深める等、誰もが働きやすい環境づくりを推進します。

### 2. 産業を担う人材の育成・確保

日本工学院北海道専門学校の人材育成を図る活動を支援するとともに、登別商工会議所や関係機関等と連携し、多様な人材の受け入れを推進することで、登別市の産業を担う人材の育成・確保に努めます。

#### ○ 主要な施策

##### ■ 主要な施策の考え方

#### ① 人材育成の支援

- 地域が必要とする高い技術や専門知識を有した人材を輩出する日本工学院北海道専門学校の活動を支援し、地域の産業を担う人材の育成に努めます。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国や北海道、関係機関と連携し、持続可能な地域の発展を支えるための人材育成を推進します。</li> </ul>
②	<b>労働力確保に向けた支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 登別商工会議所や関係団体等と連携し、外国人労働者をはじめ、多様な人材の受け入れに向けた取組を支援します。</li> </ul>

## 施策Ⅲ 魅力ある観光地づくり

**目標** 地域資源の保全や地域住民との共生、地域経済への貢献等、地域社会と共に発展する持続可能な観光地づくりを目指します。

### 目標への接近度を測る指標

指標 1	観光入込客数（年間）	基準値 R 6	3,342千人	目標値 R 17	4,000千人
指標 2	宿泊客延数（年間）	基準値 R 6	1,086千人	目標値 R 17	1,300千人
指標 3	一人あたりの平均宿泊数	基準値 R 6	1.00泊	目標値 R 17	1.20泊
指標 4	観光消費額	基準値 R 6	493億円	目標値 R 17	590億円

既存観光資源の磨き上げや新たな観光資源の掘り起こしを行うとともに近隣市町の優れた観光資源も活用して、滞在型観光を推進し、国内外からの観光誘客を図ります。

また、観光施設の適切な維持管理や、温泉街・登別駅周辺のまちづくり等、観光客の受入環境を整備することにより、魅力ある観光地づくりを推進し、市内消費の拡大と域内循環の推進を図ります。

このため、本計画期間内では、本市の観光振興を持続的かつ戦略的に推進するための観光振興ビジョンの策定に取り組みます。

## 施策の基本的な方向

### 1. 国内外の観光客に優しい観光地づくり

観光客が、登別の自然の魅力を感じ、観光施設を安全安心に利用できるよう、地獄谷、大湯沼周辺等の遊歩道、親水施設等を整備するとともに、案内看板の充実や多言語化を図ります。

また、観光に携わる方や市民のおもてなしの心の醸成を推進するとともに、公共交通機関の利便性の向上を図る等、国内外問わずすべての観光客に優しい観光地づくりを目指します。

#### ○ 主要な施策

##### ■ 主要な施策の考え方

#### ① 温かいおもてなしの心の醸成

- 観光に携わる団体や事業者が、観光客におもてなしの心を提供できるよう、活動を支援します。
- 市民が地域の魅力を知り、再認識できる取組を進め、シビックプライド（地域に対し誇りや愛着をもち、地域社会に貢献する意識）や観光客をもてなす心の醸成を図ります。

#### ② 安全安心な観光施設の整備

- 観光客がより快適に利用できるよう、遊歩道や観光案内板等、観光施設の整備と維持管理を図ります。
- 安全安心にまち歩きが楽しめるまちづくりに取り組むとともに、観光と環境の調和が図れた環境負荷の少ない観光地づくりに取り組みます。

#### ③ 観光客受入体制の整備

- 公共交通の充実や駐車場の確保等により、観光客の移動の利便性の向上を図ります。
- 観光客に適切なサービスを提供するため、日本工学院北海道専門学校や観光関連企業・団体による観光人材の確保・育成を図る取組を支援します。
- 本市の観光振興を持続的かつ戦略的に推進するため、観光関連団体等と連携し、DMOやDMC（※）等の新たな観光推進体制の構築に向けた検討を進めます。

※DMOとは、多様な関係者と協同して観光地域づくりを行う法人であり、観光客誘致のためのマーケティングや戦略立案等を行います。DMCとは、DMOにおける戦略等に基づき、地域の観光資源を活用した具体的な商品造成やサービス等を提供する団体等を指します。

## 2. 感動と癒しのある観光地づくり

多様化する観光ニーズに対応するため、市内の様々な地域資源を活用して、観光資源の充実を図るとともに、それらの観光資源を組み合わせたアドベンチャーツーリズム等の新たな観光プログラムを創出する等、滞在時間の延長に資する観光地づくりを進めます。

また、賑わいある観光地づくりを推進するとともに、近隣市町の観光資源を活用することにより、登別市を拠点とした滞在型観光を推進します。

### ○ 主要な施策

#### ■ 主要な施策の考え方

#### ① 観光資源の充実と利用促進

- 温泉関連事業者と連携し、登別市の大切な財産である温泉資源の保護と活用を図ります。
- 既存の観光資源の磨き上げと高付加価値化を図り、情報発信することで、更なる観光誘客を促進します。
- 多様化する観光ニーズに対応するため、食、ショッピング、自然等、市内の様々な地域資源を活用し、新たな観光コンテンツの創出に取り組みます。
- 体験型観光コンテンツや温泉資源を活用し、教育旅行への誘致や市民等の利用を促進します。

#### ② 滞在型観光の推進

- 多様化する宿泊スタイルに対応するため、飲食店等の充実を図ります。
- 空き店舗の解消に努め、まち歩きを促進する等、商店街の魅力の向上を図り、賑わいある温泉街形成に取り組みます。
- 豊かな温泉に加え、登別の自然を活かしたアドベンチャーツーリズム等の市内の様々な資源を組み合わせた観光プログラムを創出することで、観光客の滞在時間の延長や宿泊日数の増加を図ります。
- 洞爺湖有珠山ジオパークや地球岬、民族共生象徴空間ウポポイ等、近隣市町の観光資源を活用することにより、登別市を宿泊拠点とした周遊型観光を推進します。

## 3. 多様な誘客事業の推進

デジタル技術を活用し、多言語に対応した観光情報の発信を強化します。

また、様々な電子媒体を通じて、各地域で開催される観光イベント等への参加や観光プロモーションの企画・実施、旅行会社等の招請等に取り組むことで、国内観光客はもとよりインバウンドに向けたプロモーション活動を強化し、新たな観光客層の獲得を目指します。

## ○ 主要な施策

### ■ 主要な施策の考え方

#### ① 多様な観光誘客

- 多様化する観光ニーズに対応した情報を多言語により発信する等、SNS等を活用した観光情報発信を強化します。
- 温泉やテーマパークに加え、食、自然体験、アイヌ文化、歴史、健康等、地域の様々な魅力を発信することで、日帰り客を含めた観光客の増加を図ります。
- 登別観光案内所や観光交流センターでの観光案内・観光情報の充実化を図り、更なる地域の魅力発信に取り組みます。
- 広域観光資源を含めた国内外への情報発信を推進するため、観光関連団体等と連携した観光プロモーションや旅行会社等の招請事業等を推進します。
- 温泉資源や豊かな自然環境等、本市の魅力を最大限活用したMICE（※）誘致を推進します。
- データ等に基づいた効果的な誘客等の観光施策を推進するため、様々な観光関連データの集積やその活用に向けた検討を進めます。

※MICEとは、企業等の会議、企業等の行う報奨・研修旅行、国際機関・団体・学会等が行う国際会議、展示会・見本市・イベント等、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント等の総称を指します。



基本的な考え方

本市は、南は太平洋、北は山々に囲まれる等、豊かな自然に恵まれており、古くより酪農や畜産を主体とする農業や水産業が発展してきました。

これら一次産業は、本市の経済を支える重要な産業であることはもちろん、基幹産業である観光の魅力を高める意味でもその重要性を増しておりますが、他市の例に違わず、本市においても、これら一次産業は、担い手の減少、食の安全安心の確保、消費形態の多様化等、様々な変化に直面しております。

このため、安全で良質な農水産物を安定供給するための基盤を強化するとともに、農水産物の高付加価値化や地域内消費を推進するほか、関係機関と連携し、新規就業者の確保等を支援する等、農水産業の生産性を高めるための取組を推進します。

これらの取組を通じて、自然を活かした産業を育成します。

節内の体系図

施策	基本的な方向	主要な施策
<p>I</p> <p>特色ある農業・漁業の推進</p>	<p>1 農水産物高付加価値化の促進</p>	<p>① 新鮮で安全安心な農水産物供給の推進 ② 地場農水産物高付加価値化の推進 ③ 地産地消の推進</p>
	<p>2 ゆとりある農業経営の促進</p>	<p>① 新規就農者、担い手農業者への支援 ② 農業生産基盤の整備 ③ 有害鳥獣の捕獲推進</p>
	<p>3 時代に即した漁業生産の基盤づくり</p>	<p>① マリンビジョンの推進 ② つくり育てる漁業や資源管理型漁業の推進 ③ 漁業経営の安定 ④ 漁港の維持・管理と環境整備促進</p>

## 施策Ⅰ 特色ある農業・漁業の推進

### 目標

登別市の自然環境や立地等の特性を活かした農業・漁業を推進し、生産物や加工品の高付加価値化を図るとともに、地産地消を推進します。

### 目標への接近度を測る指標

指標 1	認定農業者数	基準値 R 6	26 経営体	目標値 R 17	26 経営体
指標 2	生乳生産量	基準値 R 6	2,359 トン	目標値 R 17	2,360 トン
指標 3	漁業従事者数	基準値 R 6	79人	目標値 R 17	80人
指標 4	登別漁港陸揚量	基準値 R 6	5,340 トン	目標値 R 17	5,350 トン

安全で品質の良い農水産物を供給するための基盤を強化するとともに、農水産物の高付加価値化や地域内消費に向けた取組を推進します。

農業においては、生産性の向上や労働力の軽減を図り、ゆとりある農業経営を推進するとともに、新規就業者の確保や担い手の育成を支援します。

漁業においては「つくり育てる漁業」や「資源管理型漁業」の推進、漁業資本装備の近代化への支援、漁港の整備により、漁家経営の安定と安全な漁業活動の推進を図ります。

## 施策の基本的な方向

### 1. 農水産物高付加価値化の促進

クリーン農業の普及や水産物の高度衛生管理対策の強化により、安全性が高く品質の良い農水産物の供給を図るとともに、それらを利用した加工品の研究開発を促進する等、農水産物の高付加価値化を図ります。

また、地産食材の消費拡大を図るため、地場農水産物に関する情報発信に努めるとともに、地域の宿泊施設等における地場産品の利用促進に向けた取組を支援します。

○	<b>主要な施策</b>
	■ <b>主要な施策の考え方</b>
①	<b>新鮮で安全安心な農水産物供給の推進</b>
	■ 安全安心な農産物を生産するクリーン農業の普及や水産物の高度衛生管理対策を強化し、安全性が高く、品質の良い農水産物の供給を推進します。
②	<b>地場農水産物高付加価値化の推進</b>
	■ 地場農水産物を利用した加工品の研究開発を促進する等、高付加価値化を推進し、地場農水産物の消費拡大を図ります。
③	<b>地産地消の推進</b>
	■ 生産者と協力し、地場農水産物に関する情報等を市民や食品提供業者に発信し、地産食材の消費拡大を図ります。
	■ 地域の宿泊施設等における地場産品の利用促進に向けた取組を支援します。
	■ 市内のサークル活動等における調理実習に地場農水産物を提供し、地場農水産物の消費促進と認知度の向上を図ります。

## 2. ゆとりある農業経営の促進

畜産生産基盤の整備や農地の利用集積を推進し、農業の生産性の向上を図るとともに、酪農ヘルパーの活用による労働力軽減を図る等、ゆとりある農業経営に向けた支援に努めます。

また、関係機関と連携し、新規就業者の確保や担い手の育成を支援するほか、農林水産業に被害を及ぼす有害鳥獣の捕獲を推進し、農産物等の生産の安定化に努めます。

○	<b>主要な施策</b>
	■ <b>主要な施策の考え方</b>
①	<b>新規就農者、担い手農業者への支援</b>
	■ 情報化や高度技術化する農業に対応した新規就農者の確保や担い手農業者の育成を関係機関と連携して支援します。
	■ ゆとりある酪農・畜産経営の安定化に向け、酪農ヘルパー事業を促進し、労働軽減等を通じた省力化を進めます。
	■ 労働負担の軽減に繋がる農業経営への変更を支援する等、離農者の抑制に努めます。
②	<b>農業生産基盤の整備</b>
	■ 農地の集約化による利用の効率化を図り、農業の生産性の向上に努めます。
	■ 飼料基盤や家畜飼養管理施設等の畜産生産基盤の整備を促進します。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 農道や農地保全施設の整備を図ります。</li> </ul>
<b>③ 有害鳥獣の捕獲推進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 農林水産業や生活環境に被害を及ぼすエゾシカ・アライグマ等の有害鳥獣の捕獲を推進し、農産物等の生産の安定化に努めます。</li> </ul>

### 3. 時代に即した漁業生産の基盤づくり

品質・衛生管理による供給基盤の強化を図るとともに、販売イベントの開催や観光地への供給体制の確立による地域内消費の推進と観光産業との相乗効果の発現を図ります。

また、「つくり育てる漁業」や「資源管理型漁業」を推進するとともに、漁業資本装備の近代化への支援や漁港施設の整備を促進する等、快適で安全な漁業活動の場の確保と漁家経営の安定を図ります。

<b>○</b>	<b>主要な施策</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>主要な施策の考え方</b></li> </ul>
<b>①</b>	<b>マリンビジョンの推進</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ マリンビジョンのコンセプトである登別漁港産水産物を核に徹底した品質、衛生管理の強化を図り、産地基盤が強固になるよう努めます。</li> <li>■ 水産物販売のイベント等を開催し、地産地消の推進や地場水産物の応援団の拡大、地域の活性化を図るとともに、温泉等の周辺観光地への供給体制を確立し、観光産業との相乗効果の発現を図ります。</li> </ul>
<b>②</b>	<b>つくり育てる漁業や資源管理型漁業の推進</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「つくり育てる漁業」や「資源管理型漁業」を推進することにより、新たな水産資源を確保し、漁家経営の安定化を図ります。</li> </ul>
<b>③</b>	<b>漁業経営の安定</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 漁船建造等に係る借入金の利子の一部を補填する等、漁業者の経済的負担を軽減することにより、漁業資本装備の近代化を促進し、漁家経営の安定化を図ります。</li> <li>■ 労働負担の軽減に繋がる漁業経営への変更を支援する等、漁業者の減少対策に努めます。</li> </ul>
<b>④</b>	<b>漁港の維持・管理と環境整備促進</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 登別漁港の衛生管理・就労環境改善対策や防災・減災対策、静穏度対策等を促進します。</li> <li>■ 漁港の適切な維持管理や環境整備を行うことにより、快適で安全な漁業活動の場や地域住民の交流の場の確保に努めます。</li> </ul>



## 第4章

# 調和の中でふるさとを演出 するまち

第1節 暮らしやすい快適なまちをつくる

第2節 良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくる

第3節 道路交通網の整ったまちをつくる

### 基本的な考え方

本市の市街地は主に4つの地域に分かれ、それぞれの地域が鉄道や国道、道道等の幹線道路でつながれ、一つの都市を形成してきました。

しかし、人口減少を背景に、市街地の人口密度は低下し続けることが見込まれ、このままの状況が続けば、日常生活に必要なサービスを維持することも困難になることが予想されます。

このため、必要に応じて市街化区域や用途地域の見直しを行うことはもちろん、登別市立地適正化計画に基づき、都市機能や居住の誘導・集約を図る等、コンパクトなまちづくりを推進するほか、地域の特性を活かした良好な景観を保全・創出するための取組を進めます。

これらの取組を通じて、暮らしやすい快適なまちをつくります。

### 節内の体系図

施策	基本的な方向	主要な施策
<p><b>I</b></p> <p>計画的な都市空間づくり</p>	<p>1 コンパクトな都市空間づくり</p>	<p>① 計画的な土地利用の推進</p> <p>② 都市機能の充実</p>
<p><b>II</b></p> <p>良好な景観の形成</p>	<p>1 地域性を活かした景観形成</p>	<p>① 景観形成の推進</p>

## 施策Ⅰ 計画的な都市空間づくり

### 目標

人口減少社会・成熟型社会に対応したコンパクトで快適な都市空間をつくります。

### 目標への接近度を測る指標

指標 1	地域地区の見直し回数（期間累計）	基準値 R 7	1 回	目標値 R 1 7	1 回
指標 2	区域区分の見直し回数（期間累計）	基準値 R 7	1 回	目標値 R 1 7	1 回
指標 3	居住誘導区域内人口密度	基準値 R 7	—	目標値 R 1 7	3 6 . 7 人/ha

少子高齢化の進展等により人口増加が期待できない社会状況において、これまでの市街地を維持し続けられれば、道路や水道等、生活インフラのコスト増大を招くことはもちろん、地域の人口が減少することに伴い、買い物施設や病院等、生活に必要な施設の廃止が危惧されるほか、公共交通機関の縮小により施設までのアクセスが不便になる状況も予想される等、都市の良好な発展を阻害することとなります。

このような社会情勢の変化に対応するため、様々な分野と連携しながら都市全体の構造を見直し、持続可能でコンパクトなまちづくりを推進します。

## 施策の基本的な方向

### 1. コンパクトな都市空間づくり

人口や産業等の社会情勢の変化を踏まえ、持続可能な都市経営を実現するため、適正な土地利用を図り、合理的かつバランスの取れたかたちで都市施設を配置するとともに、都市機能や居住を誘導・集約する地域を中心に公共交通の充実を図る等、コンパクトでまとまりのある地域づくりを進めます。

#### ○ 主要な施策

##### ■ 主要な施策の考え方

#### ① 計画的な土地利用の推進

- 人口や産業等の社会情勢から今後の変化を予測し、登別市、室蘭市、伊達市で構成される室蘭圏都市計画において定時に行われている市街化区域の見直しに反映します。
- 住宅地、商業地、工業地等、都市の主要な構成要素をバランス良く配置し、

計画的な土地利用を進めるとともに、都市活動の機能性、安全性、利便性、快適性等の増進を目的に市街化区域の見直しに合わせて用途地域の見直しを図ります。

- まちづくりを進める上で、市街化区域や用途地域の見直しが必要なときは、それにより生じる効果や影響等を検証し、その必要性が十分認められる場合は見直しを図ります。
- それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を形成するため、地域や関係者等の合意を得て、地域に合ったきめ細やかなルールづくりを行う地区計画制度の活用を図ります。
- 将来的な人口減少の進行による市街地の低密度化等の課題に対応していくため、登別市立地適正化計画に基づき、都市機能や居住の誘導・集約等により、持続可能なコンパクトシティを目指します。

## ② 都市機能の充実

- 市民が生活しやすい都市の形成に向けて、道路、公園、上下水道、学校等の都市施設や、医療、介護福祉、商業等の都市機能について、施設の規模・機能を踏まえた適正な配置・誘導に努めます。

## 施策Ⅱ 良好な景観の形成

### 目標

登別の地域特性に合った良好な景観を保全・創出し、次代へ継承します。

### 目標への接近度を測る指標

指標 1	市内全域の景観に対する満足度	基準値 R 4	69.9%	目標値 R 17	90.0%
指標 2	景観形成に関する情報発信の回数	基準値 R 5	28回	目標値 R 17	20回

それぞれの地域では、地域の文化や歴史、自然環境等を背景に、特色のある景観を創り上げています。

これらの景観は、市民の生活に潤いを与えるとともに、魅力ある地域資源であり、このまちに関わる人々の貴重な財産として、守り、育て、そして次代へ引き継がなければなりません。

このため、市民・事業者・市が協働して地域の特色ある景観を守り、育て、引き継ぐための景観・みどりづくりに取り組むとともに、景観形成と保全に関する情報を発信する等、意識啓発に努めます。

## 施策の基本的な方向

### 1. 地域性を活かした景観形成

市民・事業者・市の協働により、本市の地域特性を活かした景観形成を推進するとともに、景観形成と保全に関する情報を発信する等、意識啓発に努めます。

#### ○ 主要な施策

##### ■ 主要な施策の考え方

#### ① 景観形成の推進

- 様々な媒体を通じ、景観形成と保全に関する情報発信を行う等、意識啓発に努めるとともに、市民・事業者・市が協働して、まちの文化や歴史、風土が感じられる、地域性を活かした特色ある景観形成を推進します。
- 廃屋や工作物のほか、再生可能エネルギー発電設備等の物件が、良好な景観形成の支障とならないよう、引き続き地域との調和に配慮しながら、適切に景観の保全を図ります。



基本的な考え方

住宅は人生の大半を過ごす生活の基盤であり、良好な住宅が提供されるよう環境を整えることが重要であることはもちろん、市民の良質な都市生活を実現するためには、周辺を彩る公園や生活を支えるライフラインを含め、良好な住環境を整備することが重要です。

このため、民間と公共の役割分担を明確にしなが、良好な住宅等が供給されるよう努めるとともに、市民や事業者と身近な公園や緑地等を守り育てる活動に取り組むほか、市民が水道水を安心して利用できるよう、水道施設の整備や安定的な事業運営に努めます。

これらの取組を通じて、良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくりま

節内の体系図

施策	基本的な方向	主要な施策
I 快適な住環境づくり	1 身近な公園・みどりの創出と保全	① 安全で安心できる公園整備の推進 ② 民間活力による公園・緑地の管理・運営 ③ みどりの創出と保全
	2 安全で安心な水の安定供給	① 安全な水道水の供給 ② 確実な給水の確保 ③ 安定した水道事業運営の持続
II 良好な居住空間づくり	1 良好な民間住宅等の供給促進	① 民間住宅の改善促進 ② 環境に配慮した省エネルギー住宅の建設促進
	2 良好な宅地の供給促進	① 良好な宅地水準の確保
	3 良好な市営住宅の供給	① 安全で快適な居住環境の確保 ② 適切な管理・運営

## 施策Ⅰ 快適な住環境づくり

### 目標

日常生活にやすらぎや潤いがもたらされるよう、生活環境の改善を目指します。

### 目標への接近度を測る指標

指標 1	市街化区域の市民一人あたりの都市公園面積	基準値 R 5	4.5 m <sup>2</sup>	目標値 R 17	5.0 m <sup>2</sup>
指標 2	公共施設等への樹木の植栽箇所数	基準値 R 7	—	目標値 R 17	20箇所
指標 3	配水池の耐震化率	基準値 R 6	37.9%	目標値 R 17	88.3%
指標 4	導水管路の耐震化率	基準値 R 6	30.0%	目標値 R 17	82.0%

公園や緑地、街路樹等のみどりは、都市生活にやすらぎや潤いを与え、市民が心身ともに健康に生活するために欠くことのできないものであります。

このため、市民や事業者とともに、それぞれの地域が持つみどりの特性を大切にしながら、次代へ継承できるよう、みどりを守り、育て、創り出す活動に取り組めます。

また、快適な生活を送る上で欠かすことのできないライフラインである水道水は、安全で確実に安定的に供給することが求められます。

このため、市民が安心して利用できる水道を持続できるよう、水質の向上や水道施設の計画的な更新、安定的な事業運営に努めます。

## 施策の基本的な方向

### 1. 身近な公園・みどりの創出と保全

豊かなみどりを守り育てるため、市民や事業者とともに、公園や緑地、街路樹等の保全に努めるとともに、みどりを将来に継承するため、講習会を開催する等、みどりに関する意識向上に努めます。

また、憩いやレクリエーション等の場としての公園を、市民が安全に安心して利用できるよう、適切な修繕や改築を行うほか、地域のバランス等を考慮した公園の配置、民間活力による公園の管理・運営等に努めます。

○ <b>主要な施策</b>	
	■ <b>主要な施策の考え方</b>
①	<b>安全で安心できる公園整備の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市民の憩いやレクリエーション等の場として、地域の特性や市民ニーズ、利用頻度等を踏まえ、地域のバランス等に配慮した公園の配置や利活用促進に努めます。</li> <li>■ 市民が安全で安心して公園を利用できるよう、公園施設の改築及び修繕等の整備を適切に行います。</li> </ul>
②	<b>民間活力による公園・緑地の管理・運営</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 管理・運営に民間活力を導入している公園については、その団体との連携を深め、より安全安心に利用できるよう、適正な管理に努めるとともに、利用者へのサービスの向上に努めます。また、それ以外の公園等については、町内会や民間事業者等の協力を得ながら、適正で効率的な維持管理に努めます。</li> </ul>
③	<b>みどりの創出と保全</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 道路沿いや川沿い、公共施設等への草花や樹木の植栽を市民とともに進める等、みどりの創出に努めます。</li> <li>■ 公園・緑地の樹木や街路樹等を適正に維持管理し、みどりの保全に努めます。</li> <li>■ 草花の育て方や土づくり等の講習会を開催する等、市民のみどりに関する意識の向上に努めます。</li> </ul>

## 2. 安全で安心な水の安定供給

施設の老朽化の進展や人口減少による水道の非効率化等、水道を取り巻く環境の変化を的確に捉え、市民が安心して利用できる水道を持続できるよう、水質の向上や水道施設の計画的な更新、安定的な事業運営に努めます。

○ <b>主要な施策</b>	
	■ <b>主要な施策の考え方</b>
①	<b>安全な水道水の供給</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 原水の水質保全や適切な浄水処理等、水質の向上及び災害時における安全な水の安定供給に努めます。</li> </ul>
②	<b>確実な給水の確保</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 老朽化した施設の計画的な更新を行うとともに、水道施設の耐震化や危機管理体制の充実を図ります。</li> </ul>

### ③ 安定した水道事業運営の持続

- 中長期的な視点に立った計画的な水道施設の管理を行う等、水道サービスの提供を持続可能なものとするため、健全かつ安定的な水道事業運営を図ります。

## 施策Ⅱ 良好な居住空間づくり

### 目標

居住の誘導・集約を図る取組を踏まえながら、地域の特性を活かした宅地の確保、生活に合った暮らしやすい住宅建設を進め、良好な居住空間づくりに努めます。

### 目標への接近度を測る指標

指標 1	バリアフリー化した市営住宅の割合	基準値 R 7	22.0%	目標値 R 17	30.0%
指標 2	市営住宅の戸数	基準値 R 7	1,362戸	目標値 R 17	996戸

住宅は、日々の暮らしに欠くことのできない生活の基盤であり、社会環境の変化や災害に対する安全性の確保、子育てのしやすさ、高齢者や障がい者等の住みやすさ、コミュニティの形成等、様々なニーズに対応した住生活環境の確保が求められています。

このため、民間と公共の役割分担を図りながら、世代ごとや価値観の多様化等に対応した良好な住宅等の供給に努めます。

## 施策の基本的な方向

### 1. 良好な民間住宅等の供給促進

市民の様々な住宅需要に対応できるよう、民間と公共の役割分担を図りながら、良好な住宅の建設、供給の促進に努めます。

また、環境にやさしい省エネルギー住宅建設を促進するための情報提供や住宅の耐震性の向上を一層促進するための支援の充実に努めます。

### ○ 主要な施策

#### ■ 主要な施策の考え方

### ① 民間住宅の改善促進

- 建物の所有者や使用者が安全に安心して生活できるよう、所有者等に対す

る相談窓口の整備や耐震性の向上に資する支援等、良好な民間住宅への改善・促進に努めます。

## ② 環境に配慮した省エネルギー住宅の建設促進

- 環境に配慮した省エネルギー住宅の建設を促進するため、市民や事業者に対し各種支援制度等の情報提供に努めます。

## 2. 良好な宅地の供給促進

良好な宅地供給を図るため、社会情勢や地域の事情の変化を踏まえた適切な指導に努めます。

### ○ 主要な施策

#### ■ 主要な施策の考え方

### ① 良好な宅地水準の確保

- 関係機関と連携しながら、社会情勢や地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、安全で良好な宅地供給に向けた適切な指導に努めます。

## 3. 良好な市営住宅の供給

人口動態等も踏まえながら、市営住宅の計画的な配置、建て替え・改修・用途廃止等を進め、良好な市営住宅の確保を図るとともに、民間の活力やノウハウを活用した効率的な住宅管理体制の推進を図ります。

### ○ 主要な施策

#### ■ 主要な施策の考え方

### ① 安全で快適な居住環境の確保

- 人口の状況や地域毎の人口動態等も踏まえ、市営住宅の計画的な配置を進めます。
- 老朽化している市営住宅の計画的な配置、建て替え・改修等を進めるとともに、耐用年限を経過した市営住宅の用途廃止を行い、良好な市営住宅の確保を図ります。

### ② 適切な管理・運営

- 入居希望が少ない空き部屋の有効活用に努めるとともに、活用が困難な部屋については募集を停止する等、持続可能で効果的・効率的な管理・運営に努めます。
- 民間の活力やノウハウを活用する等、効率的な住宅管理の推進を図ります。
- 住宅困窮事情を的確に反映する等、公正な入居者選考に努めます。

### 基本的な考え方

まちなかに整備された道路は、人の流れを生み出し、日常生活の支えになっていることはもとより、物の流れを支え、産業の基盤としても機能しています。

このため、幹線道路や生活道路の整備・改善、橋梁の適正な維持管理に努めるほか、道路交通の円滑化や緊急時の安全確保を図るため、必要に応じて幹線道路網の計画見直しに努めます。

また、人口減少や自家用車の普及等を背景に、地域公共交通を取り巻く環境は厳しさを増す一方、高齢化の進展等により、その重要性は一層高まっています。

このため、既存交通手段の維持に努めることはもちろん、地域公共交通に対する市民ニーズを把握しながら、新たな交通手段の可能性を含め、持続可能な交通体系の構築に努めます。

これらの取組を通じて、道路交通網の整ったまちをつくります。

### 節内の体系図

施策	基本的な方向	主要な施策
<p>I</p> <p>総合的な交通網の整備</p>	<p>1 道路網の整備・適正な維持管理</p> <p>2 持続可能な公共交通の実現</p>	<p>① 幹線道路網の計画見直し</p> <p>② 幹線道路の整備・改善</p> <p>③ 生活道路等の整備・改善</p> <p>④ 適正な維持管理</p> <p>① 公共交通の維持・確保</p> <p>② 公共交通空白地域の移動支援</p>

## 施策Ⅰ 総合的な交通網の整備

### 目標

快適な交通網の整備を促進します。

### 目標への接近度を測る指標

指標 1	計画期間内に改修する橋梁数	基準値 R 7	—	目標値 R 1 7	1 7 橋
指標 2	計画期間内に改修する市道延長	基準値 R 7	—	目標値 R 1 7	1 0 k m
指標 3	幹線道路（都市計画道路：国道及び道道を含む）の整備率	基準値 R 6	6 0 . 9 %	目標値 R 1 7	6 2 . 0 %
指標 4	公共交通サービスの満足度	基準値 R 4	5 2 . 7 %	目標値 R 1 7	5 6 . 0 %

地域間を結ぶ幹線道路や暮らしに密接する生活道路を、利用者が徒歩や自転車、自動車等の様々な交通手段で、安全に安心して通行できるよう、道路や橋梁の整備・改善に努めるとともに、道路交通の円滑化や地震・津波等の緊急時の安全確保を図るため、道路網の見直しを図ります。

また、高齢化社会や運転手不足に対応した、交通体系の構築を目指し、地域住民をはじめ誰もが利用しやすく、持続可能な公共交通の実現に努めます。

## 施策の基本的な方向

### 1. 道路網の整備・適正な維持管理

道路交通の円滑化や緊急時の安全確保のため、幹線道路網の計画の見直しや整備・改善に努めるとともに、道路利用者が安全に安心して通行できるよう、生活道路や橋梁の適正な維持管理に努めます。

#### ○ 主要な施策

##### ■ 主要な施策の考え方

#### ① 幹線道路網の計画見直し

■ 人や物資等の円滑な移動を支える交通機能のほか、災害発生時の避難路や物資の輸送路といった防災機能等の役割を担う幹線道路の特性を勘案し、必要に応じて、幹線道路網の計画の見直しを図ります。

<b>② 幹線道路の整備・改善</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 関係機関と調整を図りながら、幹線道路の整備・改善に努めます。</li> </ul>
<b>③ 生活道路等の整備・改善</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 損傷状況や交通量等の道路状況を把握することはもちろん、市民要望等も踏まえながら、それら情報を総合的に判断し、生活道路等の計画的な整備を進めます。</li> </ul>
<b>④ 適正な維持管理</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 道路利用者が安全に安心して通行できるよう、適正な維持管理に努めます。</li> <li>■ 計画的な補修を実施する等、橋梁の長寿命化を図ります。</li> </ul>

## 2. 持続可能な公共交通の実現

日常生活に必要な交通手段を確保するため、既存の交通手段を基本に、人口減少・少子高齢化等による利用ニーズの変化や交通事業者の運転手不足等に対応した、効率的で複数の交通手段の接続性が高い交通体系の構築を目指し、地域住民をはじめ誰もが利用しやすく、持続可能な公共交通の実現に努めます。

<b>○ 主要な施策</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>主要な施策の考え方</b></li> </ul>
<b>① 公共交通の維持・確保</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 関係機関との協議を進め、広域的な取組も含め、市民生活に必要なバス路線の確保に努めます。</li> <li>■ 公共交通に対する市民ニーズを把握しながら、広域的な取組も含め、地域住民をはじめ誰もが利用しやすく、持続可能な公共交通の実現に向けた取組を推進します。</li> </ul>
<b>② 公共交通空白地域の移動支援</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公共交通空白地域における市民ニーズ等の把握に努め、地域に適した移動支援策の検討を進めます。</li> </ul>



## 第5章

# 豊かな個性と人間性を 育むまち

- 第1節 生涯にわたって学び続ける社会をつくる
- 第2節 学校・家庭・地域と連携し心豊かな人間性を育む
- 第3節 豊かな文化を育み、歴史をつなぐ
- 第4節 スポーツを通じた活力あるまちづくり

## 基本的な考え方

生涯学習は、生涯にわたって行われる学習活動であり、人生の各段階において、家庭生活、学校生活、社会生活等、様々な場で継続的に行われるものです。

人が生涯にわたって学び続けることは、個人の成長や課題の解決、充実した人生を送るために重要であり、人生100年時代を迎え、その重要性は一層高まっています。

このため、市民が主体的に生涯学習活動に取り組むことができるよう、多様な学習機会の充実と人づくりに取り組むほか、市立図書館についても、地域の情報拠点としての機能を果たすことはもちろん、市民の多様なニーズに応えられるよう、その充実を図ります。

これらの取組を通じて、生涯にわたって学び続けることができる社会を目指します。

### 節内の体系図

施策	基本的な方向	主要な施策
<b>I</b> 市民の主体的な学習の推進	1 生涯学習活動の促進	① 多様な学習機会の充実と人づくり
	2 地域に根ざした図書館づくり	① 魅力ある図書館づくり

## 施策Ⅰ 市民の主体的な学習の推進

### 目標

生涯にわたって学び続ける社会をつくるため、市民の主体的な学習を推進します。

### 目標への接近度を測る指標

指標 1	生涯学習機会の提供数（講座数）	基準値 R 6	90回	目標値 R 17	90回
指標 2	図書館を利用した市民の割合	基準値 R 6	7.45%	目標値 R 17	11.0%

市民が、生涯を通じて主体的に学習機会を選択して学び、その成果を社会に生かしていくことができるまちの実現を目指し、生涯学習の推進を図ります。

また、市民の情報拠点をめざすとともに、市民一人ひとり豊かな時間を過ごせるよう、地域に根ざした図書館づくりに努めます。

## 施策の基本的な方向

### 1. 生涯学習活動の促進

市民が主体的に生涯学習活動に取り組むことができるよう、様々な学習情報の提供等を通じて、生涯学習活動を促進します。

#### ○ 主要な施策

##### ■ 主要な施策の考え方

#### ① 多様な学習機会の充実と人づくり

- 生涯にわたって学び続ける環境づくりのため、学習の機会や講師の資質向上の機会等の情報提供に努めます。
- 家庭や学校、地域、民間団体、行政機関等の連携を図り、多様な学習機会の充実に努めます。
- ICT（情報通信技術）を活用した生涯学習活動を促進します。
- 生涯学習の成果等の発表及び交流の場づくりに努めます。

## 2. 地域に根ざした図書館づくり

地域の情報拠点であることはもちろん、誰もが利用しやすく居心地が良い空間・居場所（サードプレイス）となるよう、施設・設備の整備に努め、市民一人ひとりが豊かな時間を過ごせる図書館づくりを目指します。

### ○ 主要な施策

#### ■ 主要な施策の考え方

#### ① 魅力ある図書館づくり

- 地域を支える情報拠点を目指して、利用者の多様なニーズに対応した資料の収集と提供、郷土資料の収集・整理・保存に努めます。
- 地域の課題解決や、未来を支える「ひとづくり」を支援します。
- 全国の図書館の動向や市民の要望等を調査研究し、図書館のあり方を検討します。
- 図書館を拠点とした市民活動を支援します。
- 子どもの読書活動を推進するため、学校や団体等との連携・協力を通して、子どもの読書環境の整備に努めます。
- 市民が読書や文化に親しむ機会と環境づくりに努めます。

### 基本的な考え方

人口減少や少子高齢化、デジタル化やグローバル化の進展等により、将来を予測すること自体が難しくなりつつある中、予想を超えて変化する社会でたくましく生きる力を育む教育が求められています。

また、都市化の進行やライフスタイルの変化等により、地域のつながりは希薄化する傾向にありますが、教育は学校のみで完結するものではなく、地域社会も教育の場として機能することが必要です。

このため、思考力や判断力を含む確かな学力や豊かな人間性の育成、正しい生活習慣による健康づくり等、子どもたちが主体的に行動するための力を育む教育を推進します。

また、地域性豊かな特色ある教育活動を進めるとともに、学校運営に地域の声を反映する等、地域とともにある学校づくりを進めるほか、地域において、各種体験活動の推進、問題行動の早期発見と未然防止に取り組む等、子どもたちを地域で育てる環境づくりを進めます。

これらの取組を通じて、学校・家庭・地域と連携し、子どもたちの心豊かな人間性を育みます。

### 節内の体系図

施策	基本的な方向	主要な施策
<b>I</b> 子どもたちの生きる力を育む	1 確かな学力の向上	① 基礎・基本の定着 ② 思考力、判断力、表現力等の育成 ③ 学び続ける意欲の醸成
	2 豊かな人間性の育成	① 豊かな心を育む教育の充実 ② 教育相談の充実 ③ 生徒指導、いじめ・不登校対策の充実
	3 たくましく生きるための健康や体力づくり	① 健康や体力づくりの推進 ② 安全・安心な学校給食の提供
<b>II</b> 地域に根ざした魅力ある学校づくり	1 特色ある教育活動の推進	① 時代の変化に伴う教育課題への対応 ② 総合的な学習の時間の充実 ③ 体験活動の充実
	2 地域とともにある学校づくりの推進	① 学校公開や地域交流の推進 ② 地域・家庭との連携促進 ③ 地域の教育力との連携

施策	基本的な方向	主要な施策
<b>II</b> 地域に根ざした魅力ある学校づくり	3 教育環境の充実	① 学校の適正規模等 ② 児童生徒の安全確保 ③ 特別支援教育体制づくり ④ 教員の資質の向上
<b>III</b> 子どもたちを地域で育てる環境づくり	1 地域との連携による青少年の健全育成	① 地域との連携による健全育成 ② 非行などの未然防止と子どもたちの見守り体制づくり

## 施策Ⅰ 子どもたちの生きる力を育む

### 目標

自ら学び、自ら考える等、「生きる力」の育成に努めます。

### 目標への接近度を測る指標

指標 1	国語、算数・数学の勉強が好きな児童生徒の割合	基準値 R 6	62.6%	目標値 R 17	65.0%
指標 2	いじめは許されないと考える児童生徒の割合	基準値 R 6	95.7%	目標値 R 17	100.0%
指標 3	運動が好きな児童生徒の割合	基準値 R 6	86.0%	目標値 R 17	88.0%

児童生徒が自ら学び、自ら考え、自ら決める等、主体的に行動する「生きる力」の育成を図るために、基礎・基本の確実な定着や思考力・判断力・表現力等の育成を図るほか、思いやる心や協調性等の豊かな人間性の育成、規則正しい生活習慣の形成等による健康や体力づくり等、「知・徳・体」の調和のとれた教育を推進します。

## 施策の基本的な方向

### 1. 確かな学力の向上

確かな学力の向上を図るため、各学校において児童生徒の理解度や進捗状況に応じたきめ細やかな指導を行い、基礎・基本の定着、思考力・判断力・表現力等の育成及び学習意欲の醸成に努めます。

#### ○ 主要な施策

##### ■ 主要な施策の考え方

#### ① 基礎・基本の定着

■ 児童生徒の学習の定着状況を分析・把握し、一人ひとりの理解や習熟の程度に応じたきめ細やかな指導や、教科の専門性を持った教員による指導により、基礎・基本の確実な定着に努めます。

#### ② 思考力、判断力、表現力等の育成

■ 身に付けた知識・技能の活用を図る学習活動を指導計画に位置付け、ICTを活用しながら主体的・対話的で深い学びとなる授業を行うことで、様々な場面や状況に柔軟に対応できる思考力・判断力・表現力等を高めます。

#### ③ 学び続ける意欲の醸成

■ 各教科、特別の教科道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の目標やねらいを実現できるよう、児童生徒が自ら課題を設定し、解決までの見通しをもち、主体的に取り組む学習を指導計画に位置付けることで、学習意欲を高めます。

### 2. 豊かな人間性の育成

児童生徒が抱える不安や悩み等に対し、教育相談体制の充実を図る等、解消に向けた取組を進めるとともに、命を大切に作る心、多様性を認め合う心、倫理観、規範意識、社会性等、豊かな人間性を育む教育を推進します。

#### ○ 主要な施策

##### ■ 主要な施策の考え方

#### ① 豊かな心を育む教育の充実

■ 児童生徒の発達段階に応じ、学校の教育活動全体を通して、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、社会性等を育む教育を推進します。

#### ② 教育相談の充実

■ 児童生徒、保護者、教員が抱える不安や悩みが軽減されるよう、各学校において、「スクールカウンセラー」、「心の教室相談員」及び「スクールソーシ

ャルワーカー」による教育相談を行います。

### ③ 生徒指導、いじめ・不登校対策の充実

- 小・中・高等学校間の情報交流を通して、多様化・複雑化する児童生徒の問題行動や不登校等の生徒指導上の諸課題の未然防止、早期発見を図るとともに、関係機関との連携を密にし、組織的な対応に努めます。
- 児童生徒の状態の把握に努めるとともに、不安や悩みがある場合に悩みを伝えたり相談に乗ることの大切さに関する教育を推進します。
- 学級以外の個別指導のあり方や支援体制について調査・研究を進めるほか、個に応じた学習指導や体験活動を大切にされた教育支援センターの充実に努めます。

## 3. たくましく生きるための健康や体力づくり

児童生徒の健やかな心と体を育むため、学校・家庭・地域が連携し、学校生活や家庭における正しい生活習慣、学校給食を通じたより良い食習慣の形成により、たくましく生きるための健康や体力づくりに努めます。

### ○ 主要な施策

#### ■ 主要な施策の考え方

#### ① 健康や体力づくりの推進

- 児童生徒の健やかな心と体を育むため、学校・家庭・地域と連携し、健康について自ら考え、自らの身体を守る児童生徒を育成します。
- 学校生活や家庭における運動の習慣化や早寝早起き、食生活等、規則正しい生活習慣の大切さについて保護者へ働きかけます。
- 外部指導者等を活用し、児童の体力づくりの推進と、教員の指導力向上及び指導体制の充実に努めます。

#### ② 安全・安心な学校給食の提供

- 安全・安心な給食を安定的に提供するため、施設整備に努めるほか、アレルギー対応給食の実施に向けた取組を進めます。
- 子どもたちに喜ばれる、旬の食材等を活用した献立の提供をはじめ、伝統的な食文化の伝承、食に関する指導等、学校給食を通じて健全な心身と豊かな人間性を育む基礎を培い、より良い食習慣の形成に努めます。

## 施策Ⅱ 地域に根ざした魅力ある学校づくり

### 目標

地域に根ざした特色ある教育活動を進め、魅力ある学校づくりに努めます。

### 目標への接近度を測る指標

指標 1	コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の中学校区での開催の割合	基準値 R 6	60.0%	目標値 R 17	100.0%
------	------------------------------------	------------	-------	-------------	--------

急速に変化する社会に主体的に対応できる児童生徒の育成のためには、学ぶことの楽しさや達成感を体験させることが重要であることから、各学校において創意あふれる教育活動が展開できるよう、地域に根ざした特色ある教育活動を進めるとともに、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を活用しながら魅力ある学校づくりを推進します。

## 施策の基本的な方向

### 1. 特色ある教育活動の推進

予想を超えて変化する社会でも、たくましく生きていける児童生徒を育てるため、時代の変化に伴う多様な教育課題に対応するとともに、児童生徒の体験活動と地域や学校の特色に応じた学習活動の一層の充実を図りながら、特色ある教育活動を推進します。

#### ○ 主要な施策

##### ■ 主要な施策の考え方

#### ① 時代の変化に伴う教育課題への対応

■ グローバル化やデジタル化が進むこれからの時代の中でたくましく生きる児童生徒を育成するため、時代の変化に伴う新たな教育課題に対応する教育活動を推進します。

#### ② 総合的な学習の時間の充実

■ 総合的な学習の時間の目標や全体計画、年間指導計画を明確にし、地域や学校の特色に応じた探究的・協働的な学習活動の一層の充実を図ります。

#### ③ 体験活動の充実

■ 学校・家庭・地域・関係機関との連携を深め、自然・環境・人とのかかわりを通じた自然体験活動や社会奉仕活動等、体験的な学習活動の充実を図るとともに、児童生徒一人ひとりが社会の一員として自立するために必要な

能力や態度を育てます。

## 2. 地域とともにある学校づくりの推進

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を活用して家庭や地域と学校の連携を一層深め、互いに力を合わせて学校運営の改善に努めていくことで、「地域とともにある学校づくり」を推進します。

### ○ 主要な施策

#### ■ 主要な施策の考え方

#### ① 学校公開や地域交流の推進

■ 授業参観、学校公開、学校行事等の機会を通して家庭や地域と学校の連携を深め、地域とともにある学校づくりを推進します。

#### ② 地域・家庭との連携促進

■ 「地域とともにある学校づくり」をより推進するため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）で保護者や地域の声を取り入れるとともに、学校における自己評価・外部評価等の学校評価に基づき、学校運営の改善に努めます。

■ 子どもが安全に登下校を行うための見守り活動等、地域や家庭と連携した取組を進めます。

#### ③ 地域の教育力との連携

■ 地域全体で児童生徒を育てるため、地域の方や地元企業等の地域人材との連携による教育活動を推進します。

## 3. 教育環境の充実

学びのより良い環境づくりのため、時代に即した学校規模や配置の適正化に努めるとともに、児童生徒が安全安心な学校生活を送れるよう、地域や関係機関と連携した安全対策や、衛生的な教育環境の整備、特別支援教育の充実、家庭への相談体制等の周知、教員の実践的な指導力の向上、主体的に学ぶ環境整備等に努めます。

### ○ 主要な施策

#### ■ 主要な施策の考え方

#### ① 学校の適正規模等

■ 児童生徒数の推移を注視するとともに、学校施設の老朽化や地域の状況等を考慮しながら、時代に即した学校規模に応じた適正配置に努めます。

## ② 児童生徒の安全確保

- 児童生徒が安全安心な学校生活を送れるよう、登下校時における通学路や不審者等の安全対策を関係機関と連携して行うとともに、学校における危機管理マニュアルに基づき安全確保に努めます。
- 学校薬剤師による学校環境衛生検査を定期的実施するほか、学校保健委員会において衛生的な教育環境の整備に努めます。

## ③ 特別支援教育体制づくり

- 特別支援学級をはじめ、通常学級に在籍しつつ個別の支援が必要な児童生徒についても、校内で組織的に把握し個別の教育支援指導計画に基づいた指導や支援に努めます。
- 特別支援学校や医療機関等と連携し、様々な観点から特別支援教育の充実に努めるほか、家庭に対し相談体制や相談窓口の周知を図ります。

## ④ 教員の資質の向上

- 研修会や授業研究等への参加を通して、時代の変化にも対応できる実践的な指導力の向上に努めるとともに、学校における働き方改革を推進し、教員が自ら学び続ける環境整備に努めます。

## 施策Ⅲ 子どもたちを地域で育てる環境づくり

### 目標

青少年の非行等の未然防止や、各種体験活動の機会の提供に努めます。

### 目標への接近度を測る指標

指標 1	児童生徒の街頭指導件数	基準値 R 6	20件	目標値 R 17	13件
指標 2	地域学校協働活動に取り組む中学校区の割合	基準値 R 6	100.0%	目標値 R 17	100.0%

青少年の健全育成を図るためには、地域との連携により、青少年の健全な成長を促す環境づくりを進めるとともに、青少年の非行等を未然に防ぐ取組を進めることが必要です。

このため、家庭や学校、関係機関、民間団体等、地域と連携し、見守り体制の整備を図るとともに、青少年の問題行動の早期発見と未然防止に努めるほか、社会性を育むための各種体験活動の機会の提供に努めます。

## 施策の基本的な方向

### 1. 地域との連携による青少年の健全育成

青少年の健全育成のため、地域と連携し、各種体験活動等の推進を図るとともに、非行等、問題行動の早期発見と未然防止、子どもたちの見守りと安全確保に努めます。

#### ○ 主要な施策

##### ■ 主要な施策の考え方

#### ① 地域との連携による健全育成

- 地域と連携し、各種体験活動の推進を図ります。
- 青少年が社会の一員としての自覚と決意を新たにできる機会の確保に努めます。

#### ② 非行等の未然防止と子どもたちの見守り体制づくり

- 青少年を取り巻く有害環境対策や問題行動の早期発見、未然防止を図ります。
- 子どもたちの見守り等により、不審者等から安全を確保する環境づくりに努めます。

## 基本的な考え方

近年、持続可能性やウェルビーイング（心身だけでなく、社会的にもすべて満たされている状態）といった価値観が注目され、文化芸術の本質的価値が再認識される一方、新型コロナウイルス感染症の拡大により、文化イベントも中止・縮小を余儀なくされ、地域の文化活動も大きな影響を受けました。

感染症の5類移行により、地域の活動はコロナ禍前の状況に戻りつつあるものの、コロナ禍の活動縮小による影響は小さくないほか、人口減少や高齢化を背景とした担い手の減少もあり、地域文化の持続性自体が危ぶまれる状況にあります。

このため、市民が文化に親しむ機会の充実、市民一人ひとりが文化の担い手として活動するための環境づくりに取り組むほか、文化団体への支援、団体同士の交流の促進等、文化活動を担う人づくりに取り組みます。

また、歴史の中で育まれた文化財やアイヌ文化は、土地と人の結びつきを強め、豊かな人間性や文化の多様性を育むうえで欠くことのできない共有財産です。

このため、地域の歴史・文化の調査研究や文化財の保護とともに、郷土資料館における展示や学習機会の充実を図り、情報発信に努めます。

これらの取組を通じて、このまちの豊かな文化を育み、歴史をつなぎます。

## 節内の体系図

施策	基本的な方向	主要な施策
<b>I</b> 文化・芸術活動の育成と支援	1 文化活動の充実	① 多様な文化活動の機会の充実 ② 文化芸術に親しむ機会の充実 ③ 文化施設の整備と充実
	2 文化活動を担う人づくり	① 文化活動との出会いの場づくり ② 文化活動を通じた人との出会い
<b>II</b> 歴史・文化の保存と継承	1 歴史の保存と活用	① 郷土の歴史・文化を学び伝える場の充実と活用 ② 郷土の歴史や文化の保存と調査研究の促進
	2 アイヌ文化の振興	① アイヌの人たちの歴史・文化を学ぶ機会の充実 ② アイヌ文化に関する調査研究、記録の保存

## 施策Ⅰ 文化・芸術活動の育成と支援

### 目標

すべての市民が文化に親しむことができるよう、文化活動や文化芸術に接する機会の提供に努めます。

### 目標への接近度を測る指標

指標 1	芸術鑑賞事業への参加者数	基準値 R 6	1,114人	目標値 R 17	1,000人
指標 2	文化に関心がある市民の割合	基準値 R 4	70.0%	目標値 R 17	70.0%

すべての市民が文化に親しみ、情操を豊かにして人間性を高めることができるよう、文化芸術に接する機会を充実させるとともに、市民一人ひとりが文化の担い手として活動する環境をつくる等、文化・芸術の振興に努め、文化あふれるゆとりと生きがいのある魅力的なまちづくりを進めます。

## 施策の基本的な方向

### 1. 文化活動の充実

市民一人ひとりの豊かな個性と人間性を育み、感性や創造性をかん養し、心豊かな生活を送ることができるよう、誰もが文化に親しむことのできる環境の充実を図ります。

#### ○ 主要な施策

##### ■ 主要な施策の考え方

#### ① 多様な文化活動の機会の充実

- 市民の主体的な文化活動の成果を発表する機会の充実と、参加しやすい環境の整備に努めます。
- 文化活動の機会の充実を促進するため、登別市文化・スポーツ振興財団や登別市文化協会等の文化団体を支援するとともに、これらの団体との連携・協働に努めます。

#### ② 文化芸術に親しむ機会の充実

- 文化活動や文化芸術鑑賞に関する情報を、様々な方法を活用して市民に提供します。
- 多彩な文化芸術鑑賞に親しむことができる機会と内容の充実を図るとともに、市民等が実施する取組を支援します。

### ③ 文化施設の整備と充実

- 誰もが安全・安心に文化活動ができるようバリアフリー化等、施設整備を図ります。

## 2. 文化活動を担う人づくり

文化のかおり高い、心豊かで魅力的なまちづくりを進めていくために、文化活動を通じた人と人との交流や、様々な主体による文化芸術事業の実施を通じて、文化活動へ一歩踏み出すきっかけをつくり、将来の担い手の育成や文化に親しむ人づくりを図ります。

### ○ 主要な施策

#### ■ 主要な施策の考え方

#### ① 文化活動との出会いの場づくり

- 文化の担い手を育成するため、文化芸術鑑賞の内容と機会の充実を図ります。
- 子どもたちが気軽に文化芸術に親しむことができる場を確保するため、登別市地域クラブの活動を支援します。

#### ② 文化活動を通じた人との出会い

- 文化団体の活動を活性化するため、団体同士の交流や活動情報の提供、団体の支援に努めます。
- 子どもたちの豊かな感性や創造性を育むため、登別市文化・スポーツ振興財団や登別市文化協会等の文化団体、学校と連携し、各種活動に取り組みます。
- 文化の担い手のすそ野を広げるため、持続可能な活動のあり方を模索する団体や新たな団体活動の支援に努めます。

## 施策Ⅱ 歴史・文化の保存と継承

### 目標

文化財や伝統文化の積極的な保護と活用、その基礎となる調査研究に努めます。

### 目標への接近度を測る指標

指標 1	郷土資料館の入館者数	基準値 R 6	3,059人	目標値 R 17	3,000人
指標 2	国、道及び市が指定・登録する文化財の数	基準値 R 6	11件	目標値 R 17	14件

私たちの住む登別市に先人がのこした文化財や、現在まで続くアイヌ文化等の伝統文化は、このまちの生活や歴史を理解するだけでなく、土地と人との結びつきを強くし、豊かな人間性や文化の多様性を育てていくうえで欠くことのできない、私たちのまちの礎となる貴重な共有財産であることから、積極的な保護と活用、またその基礎となる調査研究を進めます。

## 施策の基本的な方向

### 1. 歴史の保存と活用

登別市に伝わる文化財を大切にし、まちの歴史と文化を学び、自分たちが住むまちへの愛着を醸成します。

#### ○ 主要な施策

##### ■ 主要な施策の考え方

#### ① 郷土の歴史・文化を学び伝える場の充実と活用

- まちの歴史や文化に対する理解や学びを促進させるため、郷土資料館における展示や学習機会の充実を図るとともに、情報の発信に努めます。
- 登別市と歴史的関係の深い地域も含めた歴史・文化の調査研究を進めるとともに、デジタルアーカイブ化（※）を促進し、市民等が様々な場で活用できるようにすることで、地域文化の振興を図ります。

※デジタル技術を活用し、公共性や文化的な価値が高く、将来にわたって保存する価値のある資料を記録し保存することを指します。蓄積されたデータは、研究や学習支援、地域の振興等への活用が可能となります。

#### ② 郷土の歴史や文化の保存と調査研究の促進

- 歴史や文化を後世に伝えるため、文化財の保護に努めます。

- 市民の共有財産である文化財を適切に保管し、後世に継承するため、郷土資料館の収蔵庫の整備を進めます。
- 市内の民俗芸能を継承する取組を支援するとともに、記録保存に努めます。

## 2. アイヌ文化の振興

アイヌ文化が、この土地で育まれてきた大切な文化であることを認識し、アイヌの人たちの歴史、文化への理解を深め、自分と異なる他者を尊重する真の多文化共生の実現に努めます。

### ○ 主要な施策

#### ■ 主要な施策の考え方

#### ① アイヌの人たちの歴史・文化を学ぶ機会の充実

- 市民のアイヌ文化に対する関心を高めるため、アイヌ文化を学ぶことができる観光交流センター等の施設や登別市にゆかりのある人々、関連史跡の情報を様々な方法で広く発信するほか、郷土資料館の展示の充実や学校教育での活用等を図ります。
- 市民がアイヌの人たちや少数民族の歴史や文化に関する知識等を学ぶことができる講座等を開催するとともに、様々な学習情報を発信し、理解を深める機会の提供に努めます。

#### ② アイヌ文化に関する調査研究、記録の保存

- この土地で育まれてきたアイヌ文化の復興と継承のため、国立アイヌ民族博物館や関係機関と連携・協働し、調査研究を進めるとともに、関係団体との相互扶助を図ります。

### 基本的な考え方

スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」ことは、日常の楽しさや喜びを生むだけでなく、人との交流が生まれるきっかけにもなるほか、スポーツを「する」ことを通じて、体力の向上や心身の健康増進にも寄与します。

しかし、人口減少や少子化、ライフスタイルの変化等により、競技人口が縮小し、従来の枠組みでは、活動の継続が難しいケースも生じているほか、競技を支える指導者も減少する等、地域のスポーツ活動の持続性自体が危ぶまれる状況にあります。

このため、市民がスポーツに親しむ機会の充実を図るほか、スポーツ施設の計画的な整備も含め、市民が気軽にスポーツができる環境づくりに取り組みます。

また、地域クラブへの支援を通じて、子どもたちの活動機会を確保するとともに、競技力の向上や指導者の育成等、競技スポーツの振興に取り組みます。

これらの取組を通じて、スポーツを通じた活力あるまちをつくります。

### 節内の体系図

施策	基本的な方向	主要な施策
<b>I</b> 生涯にわたるスポーツ振興の推進	1 多様なスポーツ活動の推進	① スポーツに親しむ機会の充実 ② スポーツを通じた健康づくり ③ 交流を通じた豊かな心の育成
	2 競技スポーツの振興	① 地域の実情に応じた活動機会の確保 ② 競技力の向上や指導者の資質向上に向けた支援
	3 スポーツを支える環境づくり	① スポーツ施設の計画的な整備 ② 施設の有効活用

## 施策Ⅰ 生涯にわたるスポーツ振興の推進

### 目標

スポーツ活動を推進し、健康で活力あるまちづくりを目指します。

### 目標への接近度を測る指標

指標 1	月に1回以上スポーツ（ウォーキングを含む）をしている人の割合	基準値 R 4	67.4%	目標値 R 17	80.0%
指標 2	体育施設の利用者数	基準値 R 6	176,726人	目標値 R 17	177,000人

様々な団体等と連携・協力し、市民が気軽にスポーツができる環境づくりを進め、「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる「生涯スポーツ」の推進に努めます。

## 施策の基本的な方向

### 1. 多様なスポーツ活動の推進

スポーツに親しむ機会の充実を図りながら、地域資源を活用した健康増進やスポーツを通じた交流拡大等、スポーツがもたらす力のさらなる活用を目指し、多様なスポーツ活動の推進に努めます。

#### ○ 主要な施策

##### ■ 主要な施策の考え方

#### ① スポーツに親しむ機会の充実

- スポーツ関係団体等と連携し、スポーツを「する」、「みる」機会の充実に加え、「ささえる」体制の強化に努めます。
- 性別や年齢、障がいの有無等に関わらず、様々な人が気軽にスポーツに親しむ機会の充実を努めます。
- スポーツ推進のための事業実施に係る連絡調整、市民に対するスポーツの実技指導、その他スポーツに関する指導及び助言等、コーディネーターとしての役割も担うスポーツ推進委員の活動を支援します。
- 様々な媒体を活用し、スポーツイベントや団体活動等、スポーツに関する多種多様な情報の発信に努めます。

## ② スポーツを通じた健康づくり

- 保健関係機関等と連携し、様々な機会を捉えて、スポーツを通じた健康・体力づくりの普及・啓発に努めます。
- スポーツ関係団体や指定管理者等と連携し、スポーツ施設等を活用した健康・体力づくりを推進します。
- 豊かな自然を活かした多様なスポーツ活動の充実を図り、生涯スポーツの振興や市民の健康増進に努めます。

## ③ 交流を通じた豊かな心の育成

- 様々な団体等とのスポーツを通じた交流を推進し、子どもたちの他人に対する思いやりや豊かな心の醸成に努めます。
- スポーツ活動を通じた交流促進を図り、世代や団体の枠組みを越えた活動を推進します。

## 2. 競技スポーツの振興

スポーツ関係団体を支援し、次世代を担うアスリートの活動の場の確保や大会への参加促進等を図るとともに、アスリートを支える指導者の育成や資質向上等に努める等、競技スポーツの振興を図ります。

### ○ 主要な施策

#### ■ 主要な施策の考え方

#### ① 地域の実情に応じた活動機会の確保

- スポーツ関係団体を支援し、次世代を担うアスリートの活動の場の確保や大会への参加促進等を図ります。
- 子どもたちが気軽にスポーツに親しむことができる場を確保するため、登別市地域クラブの活動を支援します。

#### ② 競技力の向上や指導者の資質向上に向けた支援

- 競技スポーツを支える指導者の資格取得を支援し、競技力の向上や指導者の育成に努めます。
- 国内外のトップスポーツチームやアスリートを招いた講習会等の開催に努め、高い技術にふれる機会の充実に努めます。
- スポーツ合宿や大会の受入等により、競技スポーツへの関心を高め、まち全体で本市のアスリートを応援する機運の醸成に努めます。

### 3. スポーツを支える環境づくり

スポーツ活動の基盤となるスポーツ施設を計画的に整備するとともに、学校体育施設やその他の既存施設、オープンスペース等の有効活用により、スポーツを行う環境の質的充実を図り、スポーツを支える環境づくりに努めます。

#### ○ 主要な施策

##### ■ 主要な施策の考え方

#### ① スポーツ施設の計画的な整備

- 老朽化が進むスポーツ施設について計画的な改修等を行い、安全・安心な活動の場の確保に努めます。
- ユニバーサルデザイン（※）に配慮した改修等を行い、より多くの方が安心して利用できる施設整備に努めます。
- 利用時間等の見直しや受益者負担の適正化等を図り、より魅力あるスポーツ施設の確保に努めます。

※性別や年齢、障がいの有無、文化的背景等に関わらず、全ての人にとってできる限り利用しやすいようつくられたデザインを指します。

#### ② 施設の有効活用

- 学校体育施設を開放するとともに、利用団体とスポーツ施設との効率的なマッチング等を図り、スポーツ活動の場の充実に努めます。
- スポーツ施設に限らず、他の公共施設やオープンスペース等の活用により、身近なスポーツ環境の確保に努めます。
- スポーツ活動の場に関する情報提供に努め、スポーツ施設等の利用促進を図ります。



## 第6章

### 担いあうまちづくり

第1節 協働のまちづくりの推進

第2節 交流によるまちづくりの推進

第3節 持続可能なまちづくりの推進

### 基本的な考え方

人口減少や少子高齢化の進行、価値観やライフスタイルの多様化等により、市民がまちづくりに求めるものも多様化する中、協働によるまちづくりを進める必要性は一層高まっております。

しかし、人口減少や働き方の変化等により、市民活動の担い手、とりわけ地域コミュニティの要となる町内会の担い手は減少する傾向にあり、その持続性自体が危ぶまれる状況にあります。

このため、「登別市まちづくり基本条例」に基づき、まちづくりの基本理念の定着に引き続き取り組むことはもちろん、情報公開と広報広聴活動の充実を図り、様々な機会を捉えて市民参画を推進します。

また、「登別市市民活動センター（のぼりん）」を拠点に、個人や団体間の連携を促進し、今後のまちづくりを担う人材の育成に努めることはもとより、市役所新庁舎に市民活動の場として新たな機能を附加する等、まちの活性化につなげる取組を進めます。

これらの取組を通じて、協働のまちづくりを推進します。

### 節内の体系図

施策	基本的な方向	主要な施策
<b>I</b> 協働の仕組みの醸成	1 市民と行政がともに取り組むまちづくりの推進	① まちづくりの基本理念の定着 ② 市民参画の推進
	2 情報の公開と広報広聴活動の充実	① 広報広聴活動の推進
<b>II</b> まちづくり活動の推進	1 多彩なまちづくり活動の支援	① 個人・団体間の連携によるまちづくり活動の活性化

## 施策Ⅰ 協働の仕組みの醸成

### 目標

市民と行政の情報共有を適切に図り、協働のまちづくりを推進します。

### 目標への接近度を測る指標

指標 1	市民・行政・議会の役割が分担され、協働のまちづくりの仕組みが構築されていると感じる割合	基準値 R 4	76.0%	目標値 R 17	80.0%
指標 2	地区懇談会の参加者数	基準値 R 6	189名	目標値 R 17	189名
指標 3	広報のぼりべつを見やすいと感じる人の割合	基準値 R 4	87.0%	目標値 R 17	92.0%

協働によるまちづくりを推進し、よりよいまちづくりを進めるためには、市民と行政の情報共有を適切に図り、様々な主体が自らの役割と責任を改めて認識し、連携を深めることが肝要です。

このため、「登別市まちづくり基本条例」の基本理念の定着を図るとともに、市民と行政が担う適切な役割分担を明確にしながら、市政において、様々な機会や媒体を活用することにより、市民との情報共有、市民意見の把握に努め、市民と行政による協働のまちづくりを推進します。

## 施策の基本的な方向

### 1. 市民と行政がともに取り組むまちづくりの推進

「登別市まちづくり基本条例」の内容を様々な媒体を通じて広く周知し、引き続きまちづくりの基本理念の定着を図るとともに、これまで構築してきた市民参画の仕組みをさらに進化させ、市民と行政がそれぞれの役割や責任を明確にしながら、協働のまちづくりを推進します。

#### ○ 主要な施策

##### ■ 主要な施策の考え方

#### ① まちづくりの基本理念の定着

■ 市民、議会及び行政のそれぞれの役割や責任を明確にし、互いが協働して創造的、持続的なまちづくりを推進し、市民自治の実現を図るという「登別市

まちづくり基本条例」の趣旨を様々な媒体を活用して周知・啓発し、まちづくりの基本理念の定着に努めます。

## ② 市民参画の推進

- 登別市市民自治推進委員会をはじめ、様々な機会を活用し、市民と行政が担うべき役割分担や協働のあり方について考えるとともに、市民参画の促進を図り、市民と行政によるまちづくりを推進します。

## 2. 情報の公開と広報広聴活動の充実

協働のまちづくりを推進するためには、市が保有する情報を市民にわかりやすく提供し、市が提供した情報に対する市民からの意見、提言等をまちづくりに反映するよう努める必要があります。

このため、様々な機会や媒体を活用し、情報の提供及び聴取に努める等、広報広聴活動の充実を図り、市民意見の反映に努めます。

### ○ 主要な施策

#### ■ 主要な施策の考え方

### ① 広報広聴活動の推進

- 行政が各種懇談会や地域のまちづくり会議等へ積極的に参加し、直接市民と対話する機会の拡充を図るとともに、様々な媒体を通じて積極的な情報提供等に努める等、広報広聴活動の充実に取り組みます。
- 市の基本的な政策・条例等を策定するにあたり、意見公募（パブリックコメント）を実施し、市民意見の反映に努めます。

## 施策Ⅱ まちづくり活動の推進

### 目標

まちづくり活動を行う個人・団体の活動を支援するとともに、個人・団体間の連携を促進し、まちづくり活動の活性化を図ります。

### 目標への接近度を測る指標

指標 1	個人・団体間の連携により、活発なまちづくり活動が展開されていると感じる割合	基準値 R 4	75.0%	目標値 R 17	80.0%
指標 2	登別市市民活動センター利用団体登録数	基準値 R 6	145団体	目標値 R 17	150団体

協働のまちづくりを推進するためには、個人や市民活動団体の自主性と自立性を尊重し、その活動を支援するほか、次代のまちづくりを担う人材の育成等、まちづくり活動の活性化に努めることが肝要です。

このため、市民活動の支援拠点である「登別市市民活動センター（のぼりん）」を核に、活動拠点の提供や市民活動団体の情報の集約と発信等、様々な支援を行います。

また、個人・市民活動団体間の連携を促進するとともに、まちづくりを担う人材育成等に力を入れることで、町内会をはじめとした地域コミュニティ活動の活性化や団体活動の維持を図る等、まちづくり活動の推進に努めます。

## 施策の基本的な方向

### 1. 多彩なまちづくり活動の支援

まちづくりを担う市民、市民活動団体及び行政等において、まちづくりにおける役割分担や責任を明確にし、「登別市市民活動センター（のぼりん）」を核とした市民活動団体間の連携促進及び市民活動の支援に努めます。

また、市民活動団体や町内会等の連携を促進し、コミュニティ活動の活性化を促すほか、今後のまちづくりを担っていく人材の育成等に努め、魅力あるまちづくりを推進します。

#### ○ 主要な施策

##### ■ 主要な施策の考え方

#### ① 個人・団体間の連携によるまちづくり活動の活性化

■ 市民活動の支援拠点である「登別市市民活動センター（のぼりん）」を核として、まちづくり活動団体の情報の集約、発信を行うことで、個人・市民活動団体間の連携を促進します。

- 様々な場所、機会を捉えて、個人・市民団体間の繋がりを深め、多様な連携を促進します。
- 魅力あるまちづくりを推進するため、自主性、自立性を尊重したうえで、市民活動団体や町内会等の連携を促進することにより、地域のコミュニティ活動の活性化を促します。
- 今後のまちづくりを担っていく人材の育成等に努めます。
- 地域住民、町内会等、事業者及び市等が連携し、町内会等の維持や活動の活性化の推進に努めます。

## 基本的な考え方

魅力あるまちづくりを進めるためには、様々な地域・人材との交流を推進し、そこで得られた経験や知見を、地域の活性化や次代を担う人材の育成に活かすことが重要です。

このため、経済や防災、教育等、幅広い分野において、姉妹都市等との交流を推進するほか、各地の「ふるさと会」を通じて、まちづくりに資する情報の収集や情報発信に努めます。

また、グローバル化が進展する中、市民の国際理解を促進し、国際性豊かな人材を育成する必要性は一層高まっております。

特に、地元企業による外国人労働者の受け入れが進む中、外国人住民と地域住民が相互理解を深め、多文化が共生する地域社会をつくることは、今日的な課題であることはもちろん、今後10年を見据えても大きなテーマとなっています。

このため、国際活動団体への支援や友好都市との交流を通じて、国際理解の促進や国際感覚豊かな人材の育成に努めるほか、公共サービス等の情報を外国人にわかりやすく発信することはもとより、外国人住民と地域住民のコミュニティづくりに努め、多文化が共生する地域社会を形成します。

これらの取組を通じて、交流によるまちづくりを推進します。

## 節内の体系図

施策	基本的な方向	主要な施策
<b>I</b> 国内における交流の場と機会の拡大	1 国内のさまざまな地域との交流の推進	① 姉妹都市交流等の推進 ② 札幌圏・道外における交流拠点の整備
<b>II</b> 地域の国際化の推進	1 国際交流の推進  2 多文化共生の推進	① 国際交流・協力の推進 ② 海外との交流を通じた豊かな人材育成  ① 外国人住民の社会参画の推進 ② 地域住民への意識啓発

## 施策Ⅰ 国内における交流の場と機会の拡大

### 目標

幅広い分野での交流を推進し、地域の活性化、次代を担う人材の育成に努める等、交流によるまちづくりを推進します。

### 目標への接近度を測る指標

指標 1	姉妹都市等（友好交流都市を含む）との都市間交流人数	基準値 R 6	680人	目標値 R 17	800人
指標 2	ふるさと会の会員数	基準値 R 5	340人	目標値 R 17	360人

姉妹都市である宮城県白石市や神奈川県海老名市等との幅広い分野での交流を通じて、次世代の人材の育成に努めるとともに、地域を越えた交流により相互の発展と活性化に取り組みます。

さらに、道内外のふるさと会や登別市ふるさと大使の協力のもと、広く情報の受発信に努め、交流によるまちづくりを進めます。

## 施策の基本的な方向

### 1. 国内のさまざまな地域との交流の推進

姉妹都市である宮城県白石市や神奈川県海老名市、友好交流都市である東京都福生市や滋賀県守山市等との民間及び行政間の交流を推進します。

また、道内外のふるさと会や登別市ふるさと大使の協力のもと登別市の情報の発信やまちづくりに資する情報の収集を進めます。

#### ○ 主要な施策

##### ■ 主要な施策の考え方

#### ① 姉妹都市交流等の推進

- 宮城県白石市及び神奈川県海老名市との姉妹都市盟約に基づき、物産展等の経済交流や児童生徒のスポーツ・教育交流、民間団体による市民・文化交流、防災協力等を推進します。
- 東京都福生市、滋賀県守山市との友好交流都市の協定に基づき、3市の交流を通じて、まちづくり、人づくり、防災協力等を推進します。
- 姉妹都市をはじめとした都市間交流の意義や取組等について市民周知に努めます。

## ② 札幌圏・道外における交流拠点の整備

- 登別にゆかりのある方が各地で集い活動する「ふるさと会」を通じて、道内・道外の人々との情報交換を進めます。
- 登別市ふるさと大使へPRカード（名刺）や広報紙等を提供し、ふるさと大使と連携しながら、地域ブランドやふるさとの情報の発信、まちづくりに資する情報の収集を進めます。

## 施策Ⅱ 地域の国際化の推進

### 目標

地域の国際交流に積極的に取り組むとともに、外国人住民と地域住民が相互に理解し合う機会の創出に努め、地域の国際化を推進します。

### 目標への接近度を測る指標

指標 1	友好都市等との交流等を通じた国際交流が図られていると感じる割合	基準値 R 4	12.5%	目標値 R 17	20.0%
指標 2	住みやすいまちと感じている外国人住民の割合	基準値 R 6	—	目標値 R 17	89.0%

経済や社会のグローバル化が進展する中、国際理解を促進し、国際性豊かな人材を育成することの重要性はますます高まっております。

このため、友好都市協定を締結しているデンマーク王国「ファボー・ミッドフュン市」やアメリカ合衆国北マリアナ諸島「サイパン市」、中華人民共和国「広州市」との間で、子どもたちの海外派遣や訪問団等の受入れ等、様々な相互交流の取組を進めることにより、国際感覚を醸成するとともに、国際性豊かな人材育成に努めます。

また、労働力不足等を背景に、外国人住民が増加する中、外国人にとっても住みやすいまちづくりを進めるためには、外国人住民と地域住民が互いの文化等を理解し共生する多文化共生社会の形成を図る必要があることから、両者が相互に理解し合う機会の創出に努めます。

## 施策の基本的な方向

### 1. 国際交流の推進

海外の生活や文化を学ぶ機会をつくり、市民の国際理解の推進に努めるとともに、国際交流団体の活動を支援し、国際協力・貢献活動の奨励に努めます。

また、友好都市との人的、文化的な交流を推進するとともに、海外からの訪問団等の受入れによる交流を通じて、国際社会に対応できる人材育成に努めます。

○ <b>主要な施策</b>	
■ <b>主要な施策の考え方</b>	
①	<b>国際交流・協力の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国際交流団体が受け入れる訪問団等の活動の支援に努めます。</li> <li>■ 国際交流団体の活動を助長し、国際的な理解を深めるとともに、国際協力・貢献活動を奨励します。</li> <li>■ 友好都市との人的、文化的な交流を推進します。</li> <li>■ 海外と日本の異なる生活や文化を学ぶ講座等を通じて市民の国際理解の深化に努めます。</li> </ul>
②	<b>海外との交流を通じた豊かな人材育成</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 友好都市等への中学生の海外派遣や海外からの訪問団等の受入れによる交流を通じて、次代を担う青少年が諸外国の生活や異文化に接する機会を創出し、国際感覚豊かな人材の育成に努めます。</li> </ul>

## 2. 多文化共生の推進

外国人住民に対し、行政の様々な手続きや生活のために必要な情報をわかりやすく提供するほか、外国人住民と地域とのコミュニティの場の形成に努めます。また、地域住民の外国文化への理解を深め、外国人住民の生活習慣や文化を尊重できるよう情報発信等を行う等、多文化共生社会の形成に努め、外国人住民と地域住民がともに地域社会の一員として安心して快適に住み続けられるまちづくりを推進します。

○ <b>主要な施策</b>	
■ <b>主要な施策の考え方</b>	
①	<b>外国人住民の社会参画の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公共サービス等の情報を外国人住民にもわかりやすく提供し、快適に住み続けられるまちづくりの推進に努めます。</li> <li>■ 外国人住民同士または地域の日本人とのコミュニティの場づくり等に努め、地域社会の一員として安心して暮らせる多文化共生社会の形成を推進します。</li> </ul>
②	<b>地域住民への意識啓発</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域住民の外国文化への理解を深めるための情報発信や交流サロン等を行い、外国人住民の生活習慣や文化、信仰を尊重できる多文化共生社会の推進に努めます。</li> </ul>

### 基本的な考え方

人口減少や少子高齢化、東京圏への一極集中の流れが続いていく中、本市を含む地方都市においては、まちの存続自体が危ぶまれる状況となっています。

そうした中、このまちを未来につなげるためには、各分野でまちの魅力向上につながる取組を進め、特にすべての子どもたちと子育てに取り組む人たちを応援する取組に力を注ぎながら、まちの魅力を効果的に発信するとともに、本市の強みを活かして、若年層の定着に向けた取組等を進める必要があります。

一方、そうした取組を進めたとしても、中期的に見れば人口減少は避けられない情勢にあることから、まちの規模が縮小する中であっても、市民サービスを維持・向上できるよう取り組むことはもちろん、持続可能な行財政運営に努めることが重要です。

このため、デジタルの力を最大限活用すること等により、市民サービスの維持・向上を図るとともに、財源の確保、事務事業の見直し等、歳入・歳出の適正化に取り組むほか、近隣市町や関係市町等との連携を強化し、効果的かつ効率的な行財政運営を進めます。

これらの取組を通じて、持続可能なまちづくりを推進します。

### 節内の体系図

施策	基本的な方向	主要な施策
<b>I</b> 選ばれる魅力あるまちづくり	1 定住人口の増加と関係人口の創出・拡大	① 移住・定住の推進 ② 関係人口の創出・拡大
<b>II</b> 市民の信頼に応える行財政運営	1 行政機能の充実	① 公平・公正な行政運営と持続可能な財政運営 ② 地域間連携の推進
	2 市有財産や公共施設等の適正な活用	① 市有財産や公共施設等の適正な活用
	3 デジタルの活用の徹底	① 各分野におけるデジタル化の促進

## 施策Ⅰ 選ばれる魅力あるまちづくり

### 目標

まちの魅力発信や定住を促す施策を講じる等、移住・定住の促進等に努め、選ばれる魅力あるまちづくりを目指します。

### 目標への接近度を測る指標

指標 1	移住ワンストップ窓口等を通じた移住者数（計画期間累計）	基準値 R 6	46人	目標値 R 17	60人
指標 2	若年者層（20歳～39歳）の人口	基準値 R 6	6,896人	目標値 R 17	5,790人

※【指標 1】基準値については、総合計画第 3 期基本計画期間の累計値であり、目標値については、総合計画第 4 期基本計画期間の累計値となります。

※若年層は 15 歳から 34 歳を指すことが一般的ですが、本計画における若年層は 20 歳から 39 歳を指すこととする。

人口減少、少子高齢社会が進展していく中、数ある自治体から登別市を選んでもらい、このまちを未来につなげるためには、「医療」、「福祉」、「子育て」、「経済」、「交通」等、様々な分野において、まちの魅力向上につながる取組を総合的に進め、定住の呼び水となる施策を効果的に講じる必要があります。

そのため、首都圏や各地域の主要都市を主なターゲットに、各世代のニーズに合わせる形でまちの魅力効果を効果的に発信するほか、圏域における都市機能の充実に努める等、他市町村からの移住・定住の促進に努めます。さらに、学校や企業と連携し、若年層の地元定着に向け、実効的な対策を講じます。

また、地域外の知見により地域課題の解決を図るとともに、登別市の魅力発信につなげるため、移住に至らなくとも、多様な形で地域と関わる関係人口の創出・拡大を図ります。

## 施策の基本的な方向

### 1. 定住人口の増加と関係人口の創出・拡大

登別市への移住を検討する者に対し、そのニーズに合わせ、迅速かつ有益な情報提供を行うため、移住相談ワンストップ窓口を設置するとともに、様々な機会や媒体を活用した情報発信等に努めるほか、若年層の動向を踏まえ、市内の学校や企業と連携しながら、その地元定着に向けた取組を進めます。

また、人口減少が不可避となる中、まちの規模が縮小しても、活力ある住みやすいまちづくりを進めるためには、地域外の知見を活かすことで地域課題の解決や地域の活性化を図る必要があることから、地域の方と多様な形で関わり、地域づくりの担い手となることが期待される関係人口の創出・拡大に努めます。

#### ○ 主要な施策

##### ■ 主要な施策の考え方

#### ① 移住・定住の推進

- 移住に関する問い合わせに対し、迅速かつ有益な情報提供を行うため、移住相談ワンストップ窓口を設置し、きめ細やかな対応に努めます。
- 首都圏や各地域の主要都市を主なターゲットとし、様々な機会や媒体を通じ、本市のライフスタイルやまちの魅力等をPRするほか、各ニーズに合わせた、行政や民間が取り組む「雇用」、「子育て」、「住まい」等の支援等に関する情報提供に努め、その移住促進に努めます。
- 本市の地域資源を活かし、関係団体等とも連携を図りながら各施策を展開することで、若年層の定住促進にも努めます。
- 定住自立圏の取組に参画し、中心市との役割分担のもと、連携を図りながら圏域における都市機能の充実に取り組み、本市への定住促進に努めます。

#### ② 関係人口の創出・拡大

- 移住に向けたすそ野の拡大を図るとともに、地域外の知見を地域課題の解決や地域活性化につなげるため、地域や地域の方と継続的に多様な形で関わる「関係人口」の創出・拡大を図ります。

## 施策Ⅱ 市民の信頼に応える行財政運営

### 目標

公平・公正な行政運営及び持続可能な財政運営により、市民の信頼に応えます。

### 目標への接近度を測る指標

指標 1	行政運営への信頼性	基準値 R 6	—	目標値 R 1 7	8 0. 0 %
指標 2	実質収支比率	基準値 R 6	5. 6 %	目標値 R 1 7	5. 0 %
指標 3	ふるさとまちづくり応援寄附金	基準値 R 6	1 4 億円	目標値 R 1 7	1 7. 5 億円

行政が市民の信頼に応えるためには、公平、公正で効率的な行政運営に努めるとともに、持続可能な財政運営を行う必要があります。

このため、市職員の適切な定員管理や職員の資質向上等に努めるとともに、デジタルの力を最大限に活用し、行政サービスの向上を図るほか、近隣市町や関係市町等と連携し、効果的かつ効率的な行政運営に努めます。

また、持続可能な財政運営を行うため、歳入の捕捉と適正化を図り、各種補助金をはじめとした財源の確保に努めるとともに、行政活動を支えるため、ふるさとまちづくり応援寄附金等、様々な方法により収入の増加に取り組みます。加えて、事務事業の精査及び見直し、公共施設等の適正配置による財政負担の軽減に組織的に取り組む等、歳出の適正化を図ります。

## 施策の基本的な方向

### 1. 行政機能の充実

職員研修等により職員の資質向上等に努めるほか、市税、使用料・手数料等に加え、各種補助金等の活用により、財源の確保に努めるとともに、事務事業の見直し等による歳出の適正化を組織的に進め、持続可能な行財政運営に努めます。

また、市単独でのまちづくりに加え、広域的な連携のもと、効率的な行政運営に努めるほか、定住自立圏での取組に引き続き参画し、中心市との役割分担のもと連携を図りながら暮らしやすいまちづくりを進めます。

○	<b>主要な施策</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>主要な施策の考え方</b></li> </ul>
①	<b>公平・公正な行政運営と持続可能な財政運営</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 適切な定員管理や適材適所な職員配置に努めます。</li> <li>■ 時代に即した職員研修を実施するとともに、自己啓発研修の推進に努めます。</li> <li>■ 課税客体の適正な把握と収納率の向上、経済分野の取組も含めた税源のかん養に努め、市税収入の確保を目指すほか、使用料・手数料等の受益者負担の適正化を図る等の取組を推進し、自主財源の確保に努めます。</li> <li>■ 広告料収入の拡充等、自主財源の掘り起こしに努め、収入確保の取組を進めます。</li> <li>■ ふるさとまちづくり応援寄附金や企業版ふるさと納税の取組を推進し、寄附の増額を目指します。</li> <li>■ 国の動向等を注視し、各種補助金等の活用により、財源の確保に努めます。</li> <li>■ 事務事業の見直し等による歳出の適正化に努め、持続可能な財政運営に努めます。</li> </ul>
②	<b>地域間連携の推進</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 効果的かつ効率的な行政運営を図るため、西胆振の市町や白老町、日胆地域等との連携を進め、広域行政に取り組みます。</li> <li>■ 地方自治体における共通の課題に対応するため、近隣市町や関係市町等との協議を進めます。</li> <li>■ 定住自立圏形成協定を締結した中心市の都市機能を活用するとともに、中心市との役割分担のもと、連携を図りながら、暮らしやすいまちづくりに努めます。</li> </ul>

## 2. 市有財産や公共施設等の適正な活用

市有財産の利用状況や将来における活用のあり方を精査するとともに、未利用財産の有効活用を進め、適切な市有財産の維持管理に努めます。

また、少子高齢化や人口減少等の社会情勢を踏まえながら、公共施設等の長寿命化、統廃合、更新等、将来を見据えた方向性を定め、効果的・効率的な運用に努めます。

○ <b>主要な施策</b>
■ <b>主要な施策の考え方</b>
① <b>市有財産や公共施設等の適正な活用</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市有財産の将来における活用等について検討し、未利用財産の売り払いや貸し付けを行う等、有効活用を進め、適切な維持管理に努めます。</li> <li>■ 公共施設等の長寿命化、統廃合、更新等を計画的に進め、財政負担を軽減、平準化するとともに、最適な配置に努めます。</li> </ul>

### 3. デジタルの活用の徹底

デジタルファーストの考えのもと、デジタル技術を最大限に活用し、行政手続きのオンライン化等を推進することで、業務の効率化と市民サービスの向上を図ります。

また、誰一人取り残さないデジタル化の実現のため、地域情報化の取組を推進し、デジタルデバイド（※）の解消に努めるほか、市等が保有する統計情報の分析に基づく客観的な政策立案を行うことで、効率的かつ効果的な行政経営に努めます。

※情報通信技術を利用できる人とできない人との間に生じる「情報格差」を指します。

○ <b>主要な施策</b>
■ <b>主要な施策の考え方</b>
① <b>各分野におけるデジタル化の促進</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ デジタルの力を最大限に活用し、業務の効率化や生産性の向上を図るとともに、市民の利便性向上を図ります。</li> <li>■ 統計データの利活用による根拠に基づいた政策立案により、効果的かつ効率的な行政経営に努めます。</li> <li>■ 誰一人取り残さないデジタル活用を進め、地域情報化に努めます。</li> </ul>



# 付 属 資 料

- 1 登別市総合計画第4期基本計画体系図
- 2 登別市総合計画第4期基本計画と持続可能な開発目標（SDGs）17の目標との関連
- 3 登別市総合計画第4期基本計画策定に向けたあゆみ
- 4 登別市市民自治推進委員会委員名簿
- 5 登別市総合計画第4期基本計画庁内検討委員会設置要綱

Ⅰ 登別市総合計画第4期基本計画体系図

基本構想		基本計画			
基本目標	政策	施策	施策の基本的な方向	主要な施策	
第1章 ややせさせと共生するまち	第1節 誰もが安心して暮らせるまちをつくる	I 地域で支え合う福祉活動の確立	I 地域福祉の推進	①地域福祉の推進に向けた意識の醸成 ②地域を支える仕組みづくりと福祉ネットワークの充実 ③包括的な支援体制の構築	
		II 高齢者福祉の確立	1 長寿社会の基盤づくり	①高齢者の生きがいづくりの場と機会の充実 ②高齢者の健康づくり活動の支援 ③高齢者の生活を支える取組の推進	
			2 高齢者福祉の充実	①生活支援体制の充実 ②認知症高齢者等の支援 ③高齢者の虐待防止対策・権利擁護の推進 ④地域包括支援センターによる総合的支援の推進 ⑤介護保険サービスの提供体制の整備	
		III 障がい者（児）福祉の確立	1 障がい者（児）への理解	①心のバリアをなくす市民意識の醸成	
			2 障がい者（児）の自立支援	①生活支援の充実 ②相談支援体制の充実 ③ボランティアの育成支援 ④療育体制の充実 ⑤就労支援の充実 ⑥生活環境の整備	
			3 障がい者（児）の社会参加の促進	①障がい者団体等の活動支援 ②文化スポーツ活動の支援と指導者の育成 ③障がい者（児）への情報提供の充実	
		IV 自立した暮らしへの支援	I 自立した暮らしへの支援	①生活安定対策の推進 ②ひとり親家庭への支援	
		V 暮らしの安心を支える制度	I 安心を支える確かな制度	①社会保障制度の適切な運用等	
		第2節 市民一人ひとりが生涯を通じて健康に暮らせるまちをつくる	I 市民の主体的な健康づくり意識の確立	I 健康づくり運動の推進	①適切な生活習慣の普及 ②食を通じた健康づくりの推進

基本構想					
基本計画					
基本目標	政策	施策	施策の基本的な方向	主要な施策	
第1章 やさしさと共生するまち	★第2節 市民一人ひとりが生涯を通じて健康に暮らせるまちをつくる	II 保健予防活動の充実	1 成人保健の充実	①各種検診の充実と受診率の向上 ②生活習慣病の予防に向けた特定健診・特定保健指導の充実	
			2 予防医療（感染症対策）の充実	①感染症の知識の普及啓発 ②予防接種の接種率の向上	
			3 自殺予防対策の充実	①地域におけるネットワークの強化 ②自殺予防に関する知識の普及啓発と人材の育成	
			III 地域医療の充実	1 地域医療体制の確保	①地域医療体制の確保 ②包括的な医療等サービスの提供
				2 救急医療体制の整備	①救急医療体制の整備
				第3節 安心して子どもを生み育てられるまちをつくる	I 子育ての不安と負担の軽減
	2 子育て環境の整備	①保育所、幼稚園及び認定こども園等における保育及び幼児教育の充実 ②民間活用による柔軟な保育・教育環境の整備（認定こども園の推進） ③児童館、放課後児童クラブ等の充実			
	3 母子保健の充実	①妊娠期・乳幼児期における健診体制及び保健対策の充実			
	4 経済的負担等の軽減の支援	①医療費、保育料、教育費等の支援 ②こどものいる家庭等への経済的支援等の充実			
	II こどもの権利が尊重される社会の実現	1 こどもの権利擁護の推進	①相談支援体制の充実 ②児童虐待の適切な対応 ③こどもの養育環境の充実		
		第4節 誰もが自分らしく、住みやすい社会の実現	I 互いの個性や人権が尊重される地域社会の実現		
	2 人権尊重社会の実現			①人権尊重に向けた環境整備 ②性の多様性に配慮した環境整備	

基本構想		基本計画			
基本目標	政策	施策	施策の基本的な方向	主要な施策	
第2章 自然とともに暮らすまち	第1節 環境への負荷の少ないまちづくり	I 地球環境にやさしいまちづくりの推進	1 地球温暖化対策の推進	①温室効果ガスの排出抑制の普及啓発とその実践	
				②省資源・省エネルギー対策の普及啓発とその実践	
				③再生可能エネルギーの利用の普及啓発とその実践	
		II 持続可能な循環型社会の推進	1 廃棄物の減量	①ごみの排出抑制の普及啓発とその実践	
			2 循環型社会の形成	①リサイクルの普及啓発とその実践	
				②一般廃棄物処理施設の適正な維持管理	
				③産業廃棄物処理施設の適正な管理・指導	
		III 住み続けられる快適なまちづくりの推進	1 きれいで住み良いまちづくりの推進	①不法投棄の防止	
2 さわやかで静かな環境の確保	①公害監視体制の整備				
3 水質環境の保全対策の推進	①持続可能な下水道事業の推進				
	②し尿投入施設の適正な維持管理				
IV 環境教育の推進	1 環境保全等に係る生涯学習の推進	①環境保全の意識啓発			
		②環境に配慮した消費行動の普及啓発			
		③環境保全団体との情報交換等の促進			
第2節 自然を生かした潤いのあるまちづくり	I 人と自然が共生するまちづくりの推進	1 優れた自然の保全	①適切な自然環境保全の推進		
			②森林の保全		
			③水質環境の保全		
			④河川・海岸沿いの環境保全		
		2 多様な野生生物の生育・生息環境の保全	①生態系及び生物の生育・生息環境の保全		
			②野生生物の情報の把握及び発信		
		3 自然とのふれあいの推進	①地域の自然環境を活用した自然とのふれあいの推進		
			②親水空間の保全と創造		
第3節 安全に安心して暮らせるまちづくり	I 総合防災対策の推進	1 防災計画の推進	①防災計画の整備		
			②国民保護計画の推進		
		2 防災意識の向上	①防災訓練の実施		
			②防災意識の普及啓発強化		

基本構想				
基本目標				
政策	施策	施策の基本的な方向	主要な施策	
★第3節 安全に安心して暮らせるまちづくり	★I 総合防災対策の推進	3 防災体制の充実	①防災施設及び設備の整備・適正管理 ②防災情報体制の推進 ③地域における防災体制の推進 ④非常用備蓄品の整備 ⑤相互応援や多様な機関等との連携協力の推進	
		4 治山対策の推進	①治山事業の推進	
		5 治水・雨水対策の推進	①治水事業の推進 ②雨水・浸水対策事業の推進	
		II 消防・救急救助体制の充実	1 火災予防活動の推進	①防火意識の普及 ②防火査察の徹底 ③消防団の活性化
			2 消防力の強化・高度化	①市民の命を守る消防体制の堅持 ②救急救命体制の整備 ③消防水利の適正化
			III 交通安全の推進	1 交通安全意識の高揚
		2 交通安全施設の整備		①交通安全施設の整備・維持
		IV 安全な消費生活の確保	1 消費者対策の充実	①消費者意識の啓発及び学習機会の充実 ②消費者相談機能の充実
				V 安全安心なまちづくり
	2 恒久平和の推進	①平和なまちづくりの推進		
	3 葬斎場・墓地の整備	①葬斎場の効率的な運営 ②墓地の整備		
	VI 心配ごと・困りごとの解消	1 市民相談の充実	①市民相談体制の充実	

基本構想				
基本計画				
基本目標	政策	施策	施策の基本的な方向	
第3章 大地に根ざしたたくましい産業が躍動するまち	第1節 活気に満ちた魅力あふれる産業をつくる	I 持続可能な産業基盤づくりの推進	1 活力ある市内企業の育成	①経営基盤の強化と経営支援機能の充実
				②製品等の魅力の向上とブランド力・技術力の強化
				③事業機会の拡大と域内循環の推進
				④にぎわい溢れる商業の振興
			2 市内産業を担う新たな企業の創出	①起業・創業の促進
				②企業誘致の推進
			③新分野進出と新産業創出の支援	
		II 雇用の安定と快適な就業環境づくり	1 安心して働ける環境づくり	①雇用情報の提供と就業の促進
				②労働環境の向上と福祉の充実
	2 産業を担う人材の育成・確保		①人材育成の支援	
			②労働力確保に向けた支援	
	III 魅力ある観光地づくり		1 国内外の観光客に優しい観光地づくり	①温かいおもてなしの心の醸成
②安全安心な観光施設の整備				
③観光客受入体制の整備				
2 感動と癒しのある観光地づくり		①観光資源の充実と利用促進		
		②滞在型観光の推進		
3 多様な誘客事業の推進		①多様な観光誘客		
第2節 自然を活かした産業の育成		I 特色ある農業・漁業の推進	1 農水産物高付加価値化の促進	①新鮮で安全安心な農水産物供給の推進
				②地場農水産物高付加価値化の推進
				③地産地消の推進
	2 ゆとりある農業経営の促進		①新規就農者、担い手農業者への支援	
			②農業生産基盤の整備	
			③有害鳥獣の捕獲推進	
	3 時代に即した漁業生産の基盤づくり		①マリビジョンの推進	
			②つくり育てる漁業や資源管理型漁業の推進	
			③漁業経営の安定	
	④漁港の維持・管理と環境整備促進			

基本構想		基本計画			
基本目標	政策	施策	施策の基本的な方向	主要な施策	
第4章 調和の中でふるさとを演出するまち	第1節 暮らしやすい快適なまちをつくる	I 計画的な都市空間づくり	1 コンパクトな都市空間づくり	①計画的な土地利用の推進	
				②都市機能の充実	
		II 良好な景観の形成	1 地域性を活かした景観形成	①景観形成の推進	
	第2節 良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくる	I 快適な住環境づくり	1 身近な公園・みどりの創出と保全	①安全で安心できる公園整備の推進	
				②民間活力による公園・緑地の管理・運営	
				③みどりの創出と保全	
			2 安全で安心な水の安定供給	①安全な水道水の供給	
				②確実な給水の確保	
				③安定した水道事業運営の持続	
	II 良好な居住空間づくり	1 良好な民間住宅等の供給促進	①民間住宅の改善促進		
②環境に配慮した省エネルギー住宅の建設促進					
2 良好な宅地の供給促進		①良好な宅地水準の確保			
	3 良好な市営住宅の供給	①安全で快適な居住環境の確保			
		②適切な管理・運営			
第3節 道路交通網の整ったまちをつくる	I 総合的な交通網の整備	1 道路網の整備・適正な維持管理	①幹線道路網の計画見直し		
			②幹線道路の整備・改善		
			③生活道路等の整備・改善		
			④適正な維持管理		
	2 持続可能な公共交通の実現	①公共交通の維持・確保			
		②公共交通空白地域の移動支援			
第5章 豊かな個性と人間性を育むまち	第1節 生涯にわたって学び続ける社会をつくる	I 市民の主体的な学習の推進	1 生涯学習活動の促進	①多様な学習機会の充実と人づくり	
			2 地域に根ざした図書館づくり	①魅力ある図書館づくり	
	第2節 学校・家庭・地域と連携し心豊かな人間性を育む	I 子どもたちの生きる力を育む	1 確かな学力の向上	①基礎・基本の定着	
				②思考力、判断力、表現力等の育成	
				③学び続ける意欲の醸成	
			2 豊かな人間性の育成	①豊かな心を育む教育の充実	
②教育相談の充実					

基本構想				
基本目標				
政策	施策	施策の基本的な方向	主要な施策	
★第2節 学校・家庭・地域と連携し心豊かな人間性を育む	★I 子どもたちの生きる力を育む	★2 豊かな人間性の育成	③生徒指導、いじめ・不登校対策の充実	
			3 たくましく生きるための健康や体力づくり	①健康や体力づくりの推進
			②安全・安心な学校給食の提供	
		II 地域に根ざした魅力ある学校づくり	1 特色ある教育活動の推進	①時代の変化に伴う教育課題への対応
				②総合的な学習の時間の充実
				③体験活動の充実
			2 地域とともにある学校づくりの推進	①学校公開や地域交流の推進
				②地域・家庭との連携促進
				③地域の教育力との連携
	3 教育環境の充実	①学校の適規模等		
		②児童生徒の安全確保		
		③特別支援教育体制づくり		
III 子どもたちを地域で育てる環境づくり	1 地域との連携による青少年の健全育成	①地域との連携による健全育成		
		②非行等の未然防止と子どもたちの見守り体制づくり		
第3節 豊かな文化を育み、歴史をつなぐ	I 文化・芸術活動の育成と支援	1 文化活動の充実	①多様な文化活動の機会の充実	
			②文化芸術に親しむ機会の充実	
		③文化施設の整備と充実		
	II 歴史・文化の保存と継承	1 歴史の保存と活用	①郷土の歴史・文化を学び伝える場の充実と活用	
			②郷土の歴史や文化の保存と調査研究の促進	
		2 アイヌ文化の振興	①アイヌの人たちの歴史・文化を学ぶ機会の充実	
②アイヌ文化に関する調査研究、記録の保存				
第4節 スポーツを通じた活力あるまちづくり	I 生涯にわたるスポーツ振興の推進	1 多様なスポーツ活動の推進	①スポーツに親しむ機会の充実	
			②スポーツを通じた健康づくり	
			③交流を通じた豊かな心の育成	

基本構想		基本計画				
基本目標	政策	施策	施策の基本的な方向	主要な施策		
第5章 豊かな個性と人間性を育むまち	★第4節 スポーツを通じた活力あるまちづくり	★I 生涯にわたるスポーツ振興の推進	2 競技スポーツの振興	①地域の实情に応じた活動機会の確保		
				②競技力の向上や指導者の資質向上に向けた支援		
			3 スポーツを支える環境づくり	①スポーツ施設の計画的な整備		
				②施設の有効活用		
第6章 担いあうまちづくり	第1節 協働のまちづくりの推進	I 協働の仕組みの醸成	1 市民と行政がともに取り組むまちづくりの推進	①まちづくりの基本理念の定着		
				②市民参画の推進		
			2 情報の公開と広報広聴活動の充実	①広報広聴活動の推進		
		II まちづくり活動の推進	1 多彩なまちづくり活動の支援	①個人・団体間の連携によるまちづくり活動の活性化		
	第2節 交流によるまちづくりの推進	I 国内における交流の場と機会の拡大	1 国内のさまざまな地域との交流の推進		①姉妹都市交流等の推進	
					②札幌圏・道外における交流拠点の整備	
		II 地域の国際化の推進	1 国際交流の推進		①国際交流・協力の推進	
					②海外との交流を通じた豊かな人材育成	
			2 多文化共生の推進		①外国人住民の社会参画の推進	
					②地域住民への意識啓発	
	第3節 持続可能なまちづくりの推進	I 選ばれる魅力あるまちづくり	1 定住人口の増加と関係人口の創出・拡大		①移住・定住の推進	
					②関係人口の創出・拡大	
II 市民の信頼に応える行財政運営		1 行政機能の充実		①公平・公正な行政運営と持続可能な財政運営		
				②地域間連携の推進		
		2 市有財産や公共施設の適正な活用		①市有財産や公共施設の適正な活用		
		3 デジタルの活用の徹底		①各分野におけるデジタル化の促進		

2 登別市総合計画第4期基本計画と持続可能な開発目標（SDGs）17の目標との関連

基本計画 実施目標	政策	施策	施策の基本的な方針 主要な施策																	
			目標1	目標2	目標3	目標4	目標5	目標6	目標7	目標8	目標9	目標10	目標11	目標12	目標13	目標14	目標15	目標16	目標17	
			【貧困】 貧困をなくそう	【飢餓】 飢餓をゼロに	【健康】 すべての人に 健康と福祉を	【教育】 質の高い教育を みんなに	【ジェンダー】 ジェンダー平等 を実現しよう	【水・衛生】 安全な水と衛生を 世界中に	【エネルギー】 エネルギーを みんなに クリーンに	【経済成長と雇用】 働きがい、 経済成長も	【イノベーション】 産業と技術革新の 基盤をつくろう	【不平等】 人や国の不平等を なくそう	【持続可能な都市】 住み続けられる まちづくりを	【持続可能な消費】 つくる責任 つかう責任	【気候変動】 気候変動に 具体的な対策を	【海洋資源】 海の豊かさを 守ろう	【陸上資源】 陸の豊かさも 守ろう	【平和】 平和と公正を すべての人に	【パートナーシップ】 パートナーシップ による目標 達成を促そう	
第1節 誰もが安心して暮らせるまちをつくる	I 地域で支え合う福祉活動の確立	1 地域福祉の推進																		
		①地域福祉の推進に向けた意識の醸成			3														17	
		②地域を支える仕組みづくりと福祉ネットワークの充実			3														17	
	II 高齢者福祉の確立	③包括的な支援体制の構築			3														17	
		1 長寿社会の基盤づくり																	17	
		①高齢者の生きがいづくりの場と機会の充実			3						8								17	
		②高齢者の健康づくり活動の支援			3									11				15	17	
		③高齢者の生活を支える取組の推進			3									11					17	
		2 高齢者福祉の充実																	17	
		①生活支援体制の充実			3						8			11					16	17
②認知症高齢者等の支援				3									10					15	17	
③高齢者の虐待防止対策・権利擁護の推進				3									10					16	17	
④地域包括支援センターによる総合的支援の推進				3															17	
III 障がい・者(児)福祉の確立	⑤介護保険サービスの提供体制の整備			3															17	
	1 障がい・者(児)への理解																		17	
	①心のケアをなくす市民意識の醸成			3									10						17	
	2 障がい・者(児)の自立支援																		17	
	①生活支援の充実			3									10					16	17	
	②相談支援体制の充実			3									10						17	
	③ボランティアの育成支援			3															17	
	④療育体制の充実			3															17	
	⑤就労支援の充実			3						8									17	
	⑥生活環境の整備			3									11						17	
IV 自立した暮らしへの支援	3 障がい・者(児)の社会参加の促進																		17	
	①障がい・者団体等の活動支援			3						8			10						17	
	②文化スポーツ活動の支援と指導者の育成			3									10						17	
	③障がい・者(児)への情報提供の充実			3									10						17	
	1 自立した暮らしへの支援																		17	
	①生活安定対策の推進		1	3									10						17	
	②ひとり暮らし高齢者への支援			3						8			10						17	
	V 暮らしの安心を支える制度	1 安心を支える備えの充実																		17
		①社会保障制度の適切な運用等		1	3									10						17
		第2節 市民一人ひとりが健康な生活を送ることを目指す	I 市民の主体的な健康づくり意識の確立																	
1 健康づくり運動の推進																				17
①適切な生活習慣の普及					3															17
②食を通じた健康づくりの推進				2	3									12						17
II 保健予防活動の充実																				17
1 成人保健の充実																				17
①各種検診の充実と受診率の向上					3															17
②生活習慣病の予防に向けた特定健診・特定保健指導の充実					3															17
2 予防医療(感染症対策)の充実																			17	
①感染症の知識の普及啓発				3															17	
②予防接種の接種率の向上			3															17		
3 自殺予防対策の充実																		17		
①地域におけるネットワークの強化			3															17		
②自殺予防に関する知識の普及啓発と人材の育成			3															17		
III 地域医療の充実																		17		
1 地域医療体制の確立																		17		
①地域医療体制の確保			3															17		
②包括的な医療等サービスの提供			3									11					16	17		
2 救急医療体制の整備																		17		
①救急医療体制の整備			3															17		

基本理念 基本目標	政策	施策	目標1	目標2	目標3	目標4	目標5	目標6	目標7	目標8	目標9	目標10	目標11	目標12	目標13	目標14	目標15	目標16	目標17		
			【健康】	【環境】	【保健】	【教育】	【ジェンダー】	【水・衛生】	【エネルギー】	【経済成長と雇用】	【インフラ、産業化、イノベーション】	【不平等】	【持続可能な都市】	【持続可能な生産と消費】	【気候変動】	【海洋資源】	【陸上資源】	【平和】	【実施手段】		
			貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも、経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう		
第3節 安心して子育てができるまちをつくる	子育ての不安と負担の軽減	子育ての不安と負担の軽減																			
		1 地域での子育て支援																			
		①地域子育て支援拠点の充実																			
		②子育てについての相談及び学習、体験機会の充実																			
		③妊娠前から子育て期までの併走型相談支援の充実																			
		2 子育て環境の整備																			
		①保育所、幼稚園及び認定こども園等における保育及び幼児教育の充実																			
		②民間活用による柔軟な保育・教育環境の整備(認定こども園の増設)																			
		③児童館、放課後児童クラブ等の充実																			
		3 母子保健の充実																			
		①妊娠前・乳幼児期における健診体制及び保健対策の充実																			
		4 経済的負担等の軽減の支援																			
		①医療費、保育料、教育費等の支援																			
		②こどもいる家庭等への経済的支援等の充実																			
		第3節 誰もが自分らしく、暮らす社会の実現	Ⅱ こどもの権利が尊重される社会の実現	Ⅱ こどもの権利が尊重される社会の実現																	
1 こどもの権利擁護の推進																					
①相談支援体制の充実																					
②児童虐待の適切な対応																					
③こどもの養育環境の充実																					
第4節 誰もが自分らしく、暮らす社会の実現	Ⅰ 互いの個性や人権が尊重される地域社会の実現	Ⅰ 互いの個性や人権が尊重される地域社会の実現																			
		1 男女共同参画社会の推進																			
		①意識改革のための普及啓発活動の推進																			
		②配偶者・パートナーからの暴力に関する相談及び支援体制の充実																			
		③女性の地域活動・市民活動への参画及び各種審議会等の活用促進																			
		2 人権尊重社会の実現																			
①人権尊重に向けた環境整備																					
②性の多様性に配慮した環境整備																					

基本理念 基本目標	政策	施策	施策の基本的方向	目標1	目標2	目標3	目標4	目標5	目標6	目標7	目標8	目標9	目標10	目標11	目標12	目標13	目標14	目標15	目標16	目標17				
				【健康】	【気候】	【保健】	【教育】	【ジェンダー】	【水・衛生】	【エネルギー】	【経済成長と雇用】	【インフラ、産業化、イノベーション】	【不平等】	【持続可能な都市】	【持続可能な生産と消費】	【気候変動】	【海洋資源】	【陸上資源】	【平和】	【気候変動】				
				貧困をなくそう	気候をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも、経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任 つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさも守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう				
第1節 環境への貢献の少ないまちづくり	I 地球環境にやさしいまちづくりの推進	地球温暖化対策の推進	①温室効果ガスの排出抑制の普及啓発とその実践																					
			②省資源・省エネルギー対策の普及啓発とその実践																					
			③再生可能エネルギーの利用の普及啓発とその実践																					
	II 持続可能な循環型社会の推進	廃棄物の減量	①ごみの排出抑制の普及啓発とその実践																					
			2 循環型社会の形成																					
			①リサイクルの普及啓発とその実践																					
			②一般廃棄物処理施設の適正な維持管理																					
			③産業廃棄物処理施設の適正な管理・指導																					
	III 住み続けられる快適なまちづくりの推進	1 きれいで住みよいまちづくりの推進	①不法投棄の防止																					
			2 さわやかで静かな環境の確保																					
			①公害監視体制の整備																					
			2 水質環境の保全対策の推進																					
			①持続可能な下水道事業の推進																					
	IV 環境教育の推進	1 環境保全等に係る生涯学習の推進	①環境保全の意識啓発																					
			②環境に配慮した消費行動の普及啓発																					
③環境保全団体との情報交換等の促進																								
2 優れた自然の保全																								
①適切な自然環境保全の推進																								
第2節 自然を生かした暮らしづくり	I 人と自然が共生するまちづくりの推進	②森林の保全																						
		③水質環境の保全																						
		④河川・海岸沿いの環境保全																						
		2 多様な野生生物の生育・生息環境の保全																						
		①生態系及び生物の生育・生息環境の保全																						
		②野生生物の情報の把握及び発信																						
		3 自然とのふれあいの推進																						
		①地域の自然資源を活用した自然とのふれあいの推進																						
		②緑水空間の保全と創出																						

基本理念 基本目標		政策	施策	目標1	目標2	目標3	目標4	目標5	目標6	目標7	目標8	目標9	目標10	目標11	目標12	目標13	目標14	目標15	目標16	目標17		
				【健康】	【機械】	【保健】	【教育】	【ジェンダー】	【水・衛生】	【エネルギー】	【経済成長と雇用】	【インフラ、産業化、イノベーション】	【不平等】	【持続可能な生産と消費】	【持続可能な生活と消費】	【気候変動】	【海洋資源】	【陸上資源】	【平和】	【実施手段】		
				貧困をなくそう	健康をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも、経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう		
第3節 安全に安心して暮らすこと をまねて まちづくり	I 総合防災対策の推進	1 防災計画の推進	① 防災計画の整備																			
			② 国民保護計画の推進																			
		2 防災意識の向上	① 防災訓練の実施																			
			② 防災意識の普及啓発強化																			
		3 防災体制の充実	① 防災施設及び設備の整備・適正管理																			
			② 防災情報体制の推進																			
			③ 地域における防災体制の推進																			
			④ 非常用備蓄品の整備																			
			⑤ 相互応援や多様な機関等との連携協力の推進																			
		4 治山対策の推進	① 治山事業の推進																			
	5 治水・雨水対策の推進		① 治水事業の推進																			
			② 雨水・浸水対策事業の推進																			
	II 消防・救急救助体制の充実		1 火災予防活動の推進	① 防火意識の普及																		
		② 防火差額の徹底																				
		③ 消防団の活性化																				
		2 消防力の強化・高変化																				
		① 市民の命を守る消防体制の堅持																				
			② 救急救命体制の整備																			
			③ 消防水利の適正化																			
		III 交通安全の推進	1 交通安全意識の高揚																			
2 交通安全施設整備																						
① 交通安全施設の整備・維持																						
IV 安全な消費生活の確保	1 消費者対策の充実																					
	① 消費者意識の啓発及び学習機会の充実																					
V 安全安心なまちづくり	1 命と暮らしを守るまちづくりの推進	① 地域ぐるみ防災活動の推進																				
		② 空家等対策の推進																				
		2 根拠と平和の推進																				
	① 平和なまちづくりの推進																					
		3 葬斎場・墓地の整備																				
	① 葬斎場の効率的な運営																					
		② 墓地の整備																				
VI 心配ごと・困りごとの解消	1 市民相談の充実																					
	1 市民相談体制の充実																					

基本構想 基本目標	政策	施策	目標1	目標2	目標3	目標4	目標5	目標6	目標7	目標8	目標9	目標10	目標11	目標12	目標13	目標14	目標15	目標16	目標17		
			【健康】	【経済】	【保健】	【教育】	【ジェンダー】	【水・衛生】	【エネルギー】	【経済成長と雇用】	【イノベーション】	【不平等】	【持続可能な都市】	【持続可能な生産と消費】	【気候変動】	【海洋資源】	【陸上資源】	【平和】	【気候変動】		
			貧困をなくそう	質の高い雇用を創出	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさも守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう		
第1部 活力に満ちた地方 あふれる 産業をつくる	政策 1 持続可能な産業基盤づくりの推進	施策の基本的な方向 1 活力ある市内企業の育成 ① 産業基盤の強化と経営支援機能の充実																			
		② 製品等の魅力の向上とブランド力・技術力の強化																			
		③ 事業機会の拡大と域内循環の推進																			
		④ にぎわい溢れる産業の振興																			
		2 市内産業を担う新たな企業の創出																			
		① 起業・創業の促進																			
		② 企業誘致の推進																			
		③ 新分野進出と新産業創出の支援																			
		2 安心して働ける環境づくり	① 安心して働ける環境づくり																		
		② 雇用情報の提供と就業の促進																			
	③ 労働環境の向上と福祉の充実																				
	2 産業を担う人材の育成・確保	① 人材育成の支援																			
	② 労働力確保に向けた支援																				
	3 魅力ある観光地づくり	1 国内外の観光客に優しい観光地づくり																			
	① 温かいおもてなしの心の醸成																				
	② 安全安心な観光施設の整備																				
	③ 観光客受入体制の整備																				
	2 感動と癒しのある観光地づくり	① 観光資源の充実と利用促進																			
	② 滞在型観光の推進																				
	3 多様な観光客の推進	① 多様な観光客																			
第2部 自然を活かした 産業の育成	政策 1 特色ある農業・漁業の推進	1 農水産物高付加価値化の促進																			
		① 新鮮で安全安心な農水産物供給の推進																			
		② 地場農水産物高付加価値化の推進																			
		③ 地産地消の推進																			
		2 ゆたかな農業経営の促進	① 新規就業者、若い手業者への支援																		
		② 農業生産基盤の整備																			
		③ 有害鳥獣の捕獲推進																			
		3 時代に即した漁業生産の基盤づくり	① マリンビジョンの推進																		
		② つつ育てる漁業や資源管理型漁業の推進																			
		③ 漁業経営の安定																			
④ 漁獲の維持・管理と環境整備促進																					

基本構想 基本目標	政策	施策	施策の基本的な方向																					
			目標1	目標2	目標3	目標4	目標5	目標6	目標7	目標8	目標9	目標10	目標11	目標12	目標13	目標14	目標15	目標16	目標17					
			【健康】	【気候】	【保健】	【教育】	【ジェンダー】	【水・衛生】	【エネルギー】	【経済成長と雇用】	【インフラ、産業化、イノベーション】	【不平等】	【持続可能な都市】	【持続可能な生産と消費】	【気候変動】	【海洋資源】	【陸上資源】	【平和】	【実施手段】					
			貧困をなくそう	気候をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも、経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう					
第4章 調音の中でさらさらと音を奏出すところから	第1節 暮らしやすい街を なまねをつくる	I 計画的な都市空間づくり	コンパクトな都市空間づくり																					
			①計画的な土地利用の推進																					
	②都市機能の充実																							
	II 良好な景観の形成	I 地域性を活かした景観形成	1 地域性を活かした景観形成																					
			1 景観形成の推進																					
	第2節 良好な住環境と都市機能を 調音したまちをつくる	I 快適な住環境づくり	1 身近な公園・みどりの創出と保全	①安全で安心できる公園整備の推進																				
				②民間活力による公園・緑地の管理・運営																				
				③みどりの創出と保全																				
				2 安全で安心な水の安定供給																				
		II 良好な居住空間づくり	1 良好な民間住宅等の供給促進	①民間住宅の改善促進																				
				②環境に配慮した省エネルギー住宅の建設促進																				
				2 良好な宅地の供給促進																				
			3 良好な市営住宅の供給	①安全で快適な居住環境の確保																				
				②適切な管理・運営																				
				③良好な水環境の確保																				
	第3節 道路交通網の整ったまちをつくる	I 総合的な交通網の整備	1 道路網の整備・適正な維持管理	①幹線道路網の計画見直し																				
				②幹線道路の整備・改善																				
③生活道路等の整備・改善																								
④適正な維持管理																								
2 持続可能な公共交通の実現		①公共交通の維持・確保																						
			②公共交通空白地域の移動支援																					

基本構想 基本目標	政策	施策	施策の基本的方向																			
			目標1	目標2	目標3	目標4	目標5	目標6	目標7	目標8	目標9	目標10	目標11	目標12	目標13	目標14	目標15	目標16	目標17			
			【健康】	【経済】	【保健】	【教育】	【ジェンダー】	【水・衛生】	【エネルギー】	【経済成長と雇用】	【インフラ、産業、農業、イノベーション】	【不平等】	【持続可能な都市】	【持続可能な生産と消費】	【気候変動】	【海洋資源】	【陸上資源】	【平和】	【気候手段】			
			貧困をなくそう	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなに	働きがいも、経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう					
第1節 市民の主体的な学習の推進	1 市民の主体的な学習の推進	1 生涯学習活動の促進																				
		①多様な学習機会の充実と人づくり				4	5						10							17		
	2 地域に根ざした図書館づくり				4	5						10								17		
	①魅力ある図書館づくり				4	5						10								17		
	1 子どもたちの生きる力を育む	1 子どもの学力の向上				4	5						10								17	
		①基礎・基本の定着				4	5						10								17	
		②思考力、判断力、表現力等の育成				4	5						10								17	
		③学び続ける意欲の醸成				4	5						10								17	
		2 豊かな人間性の育成				4	5						10								17	
		①豊かな心を育む教育の充実	1			4	5						10								17	
		②教育相談の充実				4	5						10							16	17	
		③生徒指導、いじめ・不登校対策の充実				4	5						10							16	17	
		3 たくましく生きるための健康や体力づくり			3	4	5						10								17	
		①健康や体力づくりの推進			3	4	5						10								17	
		②安全・安心な学校給食の提供	2			4							10		12						17	
		第2節 学校・家庭・地域と連携し る豊かな人間性を育む	II 地域に根ざした魅力ある学校づくり	1 特色ある教育活動の推進				4	5					10								17
				①時代の変化に伴う教育課題への対応				4	5					10								
②総合的な学習の時間の充実							4	5					10									17
③体験活動の充実							4						10									17
2 地域とともある学校づくりの推進						4						10									17	
①学校公開や地域交流の推進						4						10									17	
②地域・家庭との連携促進						4						10									17	
③地域の教育力との連携						4						10									17	
3 教育環境の充実						4						10									17	
①学校の適正規模等						4						10									17	
②児童生徒の安全確保			3		4						10									17		
③特別支援教育体制づくり			3		4						10									17		
④教員の資質の向上					4						10									17		
III 子どもたちを地域で育てる環境づくり	1 地域との連携による青少年の健全育成				3	4						10									17	
	①地域との連携による健全育成				3	4						10									17	
	②非行等の未然防止と子どもたちの見守り体制づくり					4						10								16	17	
第3節 豊かな文化を育み、歴史をつなぐ	I 文化・芸術活動の育成と支援		1 文化活動の充実				4						10								17	
		①多様な文化活動の機会の充実				4						10									17	
		②文化芸術に関心する機会の充実				4						10									17	
		③文化施設の整備と充実				4						10									17	
		2 文化活動を盛り人づくり				4						10									17	
		①文化活動との出会いの場づくり				4						10									17	
	②文化活動を通して人との出会い				4						10									17		
	II 歴史・文化の保存と継承	1 歴史の保存と活用				4						11									17	
①郷土の歴史・文化を学び伝える場の充実と活用					4						11									17		
②郷土の歴史や文化の保存と調査研究の促進					4						11									17		
2 アイス文化の振興					4						10		11							17		
①アイヌの人たちの歴史・文化を学ぶ機会の充実				4						10		11							17			
②アイヌ文化に関する調査研究、記録の保存				4						10		11							17			
第4節 スポーツを軸とした 活力あるまちづくり	I 生涯にわたるスポーツ振興の推進	1 多様なスポーツ活動の推進				4						10								17		
		①スポーツに親しむ機会の充実				4						10									17	
		②スポーツを通じた健康づくり			3	4						10									17	
		③交流を通じた豊かな心の育成				4						10									17	
		2 競技スポーツの振興				4						10									17	
	①地域の実情に応じた活動機会の確保				4						10									17		
	②競技力の向上や指導者の資質向上に向けた支援				4						10									17		
	3 スポーツを支える環境づくり				4						10									17		
	①スポーツ施設の計画的な整備				4						10									17		
	②施設の有効活用				4						10									17		

基本理念 基本目標	政策	施策	目標1	目標2	目標3	目標4	目標5	目標6	目標7	目標8	目標9	目標10	目標11	目標12	目標13	目標14	目標15	目標16	目標17				
			【健康】	【経済】	【保健】	【教育】	【ジェンダー】	【水・衛生】	【エネルギー】	【経済成長と雇用】	【イノベーション】	【不平等】	【持続可能な都市】	【気候変動】	【海洋資源】	【陸上資源】	【平和】	【気候変動】					
			貧困をなくそう	健康をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも、経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさも守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう				
基本理念 基本目標	第1部 協働のまちづくりの推進	I 協働の仕組みの醸成	1 協働の基本的な方針																				
			2 市民参加の推進																				
			3 情報の公開と広報活動の充実																				
			4 広報活動の推進																				
			5 多様なまちづくり活動の支援																				
		II まちづくり活動の推進	1 個人・団体間の連携によるまちづくり活動の活性化																				
			2 国内のさまざまな地域との交流の推進																				
			3 姉妹都市交流等の推進																				
			4 札幌圏・道外における交流拠点の整備																				
			5 国際交流の推進																				
	第2部 交流によるまちづくりの推進	I 国内における交流の場と機会の拡大	1 国際交流・協力の推進																				
			2 海外との交流を通じた豊かな人材育成																				
			3 多文化共生の推進																				
			4 外国人住民の社会参画の推進																				
			5 地域住民への意識啓発																				
		II 地域の国際化の推進	1 定住人口の増加と関係人口の創出・拡大																				
			2 移住・定住の推進																				
			3 関係人口の創出・拡大																				
			4 行政機能の充実																				
			5 公平・公正な行政運営と持続可能な財政運営																				
第3部 持続可能なまちづくりの推進	I 選ばれる魅力あるまちづくり	1 行政機能の充実																					
		2 公平・公正な行政運営と持続可能な財政運営																					
		3 地域間連携の推進																					
	II 市民の暮らしに応える行政運営	1 市有財産や公共施設の適正な活用																					
		2 市有財産や公共施設の適正な活用																					
		3 デジタルの活用促進																					
		4 各分野におけるデジタル化の促進																					

### 3 登別市総合計画第4期基本計画策定に向けたあゆみ

年月	協議内容等																					
令和6年3月	■ 登別市総合計画第4期基本計画庁内検討委員会 設置																					
4月	■ 第1回 登別市総合計画第4期基本計画庁内検討委員会 合同部会 開催 ■ 第1回 登別市総合計画第4期基本計画庁内検討委員会 開催																					
5月	■ 第1回 登別市市民自治推進委員会 開催																					
7月	■ 第2回 登別市総合計画第4期基本計画庁内検討委員会 各部会 開催 ■ 第2回 登別市総合計画第4期基本計画庁内検討委員会 開催 ■ 登別市市民自治推進委員会 部会長・副部会長会議 開催 ■ 登別市総合計画第4期基本計画庁内検討委員会及び登別市市民自治推進委員会 各部会 開催（令和7年1月まで） 〈登別市総合計画第4期基本計画体系図等に関する協議〉																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部会名</th> <th>市民自治推進委員会</th> <th>庁内検討委員会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ぬくもり部会</td> <td>7回 開催</td> <td>8回 開催</td> </tr> <tr> <td>防災・環境部会</td> <td>7回 開催</td> <td>7回 開催</td> </tr> <tr> <td>産業躍動部会</td> <td>6回 開催</td> <td>7回 開催</td> </tr> <tr> <td>都市調和部会</td> <td>7回 開催</td> <td>8回 開催</td> </tr> <tr> <td>育み部会</td> <td>7回 開催</td> <td>8回 開催</td> </tr> <tr> <td>まちづくり部会</td> <td>6回 開催</td> <td>7回 開催</td> </tr> </tbody> </table>	部会名	市民自治推進委員会	庁内検討委員会	ぬくもり部会	7回 開催	8回 開催	防災・環境部会	7回 開催	7回 開催	産業躍動部会	6回 開催	7回 開催	都市調和部会	7回 開催	8回 開催	育み部会	7回 開催	8回 開催	まちづくり部会	6回 開催	7回 開催
部会名	市民自治推進委員会	庁内検討委員会																				
ぬくもり部会	7回 開催	8回 開催																				
防災・環境部会	7回 開催	7回 開催																				
産業躍動部会	6回 開催	7回 開催																				
都市調和部会	7回 開催	8回 開催																				
育み部会	7回 開催	8回 開催																				
まちづくり部会	6回 開催	7回 開催																				
	合計 85回																					
令和7年2月	■ 第2回 登別市市民自治推進委員会 開催 ■ 第3回 登別市総合計画第4期基本計画庁内検討委員会 開催 〈登別市総合計画第4期基本計画体系図を取りまとめ〉 ■ 第2回 登別市総合計画第4期基本計画庁内検討委員会 合同部会 開催																					
5月	■ 登別市総合計画第4期基本計画庁内検討委員会 各部会 開催																					
6月	■ 登別市総合計画第4期基本計画庁内検討委員会 各部会 開催																					
7月	■ 登別市総合計画第4期基本計画庁内検討委員会 各部会 開催																					
8月	■ 第4回 登別市総合計画第4期基本計画庁内検討委員会 開催 ■ 登別市市民自治推進委員会 部会長・副部会長会議 開催 ■ 登別市市民自治推進委員会 各部会 開催（令和7年9月まで）																					
9月	■ 第3回 登別市市民自治推進委員会 開催 ■ 登別市総合計画第4期基本計画（案）のパブリックコメント（令和7年10月まで）																					
12月	■ 登別市総合計画第4期基本計画（案）を議会に提案																					

#### 4 登別市市民自治推進委員会委員名簿

	団体名等	委員氏名	所属部会	役職等
1	一般公募	田渕 純勝	ぬくもり部会	部会長
2	登別市連合町内会	雨洗 康江	ぬくもり部会	副部会長
3	一般公募	山田 正幸	ぬくもり部会	
4	登別市障害者福祉関係団体連絡協議会	今 順子	ぬくもり部会	
5	登別市私立幼稚園協会	佐藤 画美	ぬくもり部会	
6	一般公募	望月 啓一郎	ぬくもり部会	
7	一般公募	桜井 勇氣	防災・環境部会	部会長
8	一般公募	二宮 重樹	防災・環境部会	副部会長
9	一般公募	遠藤 潤	防災・環境部会	副委員長
10	登別市交通安全協会	藤崎 信雄	防災・環境部会	
11	登別環づくり市民委員会	上野 大	防災・環境部会	
12	登別消費者協会	坂東 百合子	防災・環境部会	
13	一般公募	小和田 奈々	防災・環境部会	
14	一般公募	川田 弘教	産業躍動部会	副委員長
15	一般社団法人登別国際観光コンベンション協会	飯尾 真吾	産業躍動部会	副部会長
16	登別商工会議所	鈴木 高士	産業躍動部会	
17	登別商工会議所青年部	齋藤 裕一	産業躍動部会	
18	伊達市農業協同組合	近井 一夫	産業躍動部会	
19	いぶり中央漁業協同組合	宮下 裕次	産業躍動部会	
20	登別消費者協会	山田 則子	産業躍動部会	
21	のぼりべつ元鬼協議会	石川 克哉	産業躍動部会	
22	学校法人片柳学園日本工学院北海道専門学校	富永 史人	都市調和部会	部会長
23	登別管工事業協同組合	荒川 昌伸	都市調和部会	副部会長
24	登別建設協会	寺崎 健二	都市調和部会	

25	登別測量協会	千葉 茂	都市調和部会	
26	登別市連合町内会	工藤 保秋	都市調和部会	
27	一般公募	鈴木 雄登	都市調和部会	
28	一般公募	西尾 拓也	都市調和部会	
29	登別市校長会	大熊 龍也	育み部会	部会長(R6) ※R6年度まで
30	登別市校長会	永瀧 幸治	育み部会	副部会長(R6) ※R6年度まで
31	登別市校長会	毛利 憲二	育み部会	※R7年度より
32	登別市校長会	平石 崇広	育み部会	副部会長(R7) ※R7年度より
33	登別市文化協会	大坂 倫一	育み部会	
34	登別市スポーツ協会	磯田 大治	育み部会	部会長(R7)
35	登別市子ども会育成連絡協議会	佐藤 文子	育み部会	
36	登別市PTA連合会	大川 和徳	育み部会	
37	のぼりべつの図書館を考える会	合田 美津子	育み部会	
38	一般公募	松山 哲男	育み部会	
39	社会福祉法人 登別市社会福祉協議会	仲川 弘誓	育み部会	委員長
40	登別市民憲章推進協議会	山田 新一	まちづくり部会	部会長
41	登別デンマーク協会	寺山 義民	まちづくり部会	副部会長
42	登別市連合町内会	鳴海 文昭	まちづくり部会	
43	のぼりべつ国際交流会	山口 賢治	まちづくり部会	
44	一般社団法人登別室蘭青年会議所	佐久間 将之	まちづくり部会	
45	特定非営利活動法人 ライフサポート	川人 文男	まちづくり部会	
46	登別商工会議所青年部	伊藤 雅章	まちづくり部会	

## **5 登別市総合計画第4期基本計画庁内検討委員会設置要綱**

(設置)

第1条 登別市総合計画第4期基本計画（以下「基本計画」という。）を市民参画のもと協働で策定するため、登別市総合計画第4期基本計画庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、基本計画素案を作成し、市民と協働により基本計画（案）を策定する。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は副市長をもって充て、副委員長は総務部長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときその職務を代理する。
- 5 委員は、別表第1の職にある者をもって充てる。

(委員会)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(部会)

第5条 委員会に、基本計画の原案の調査及び審議をさせるため、次の各号に掲げる部会を置く。

- (1) ぬくもり部会
- (2) 防災・環境部会
- (3) 産業躍動部会
- (4) 都市調和部会
- (5) 育み部会
- (6) まちづくり部会

- 2 部会は、前項各号に掲げる部会の区分に応じ、別表第2に掲げる事項をそれぞれ所管するものとする。
- 3 部会員は、別表第3の職にある者をもって充てる。
- 4 部会の部会長及び副部会長は、別表第4の職にある者をもって充てる。
- 5 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。
- 6 部会長は部会を代表し、部会の会務を総理する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 部会長は、必要に応じて各部のグループに関係資料を提出させることができる

ほか、部会員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

9 部会長は、調査・審議した事項について、その結果を委員会に報告するものとする。

10 部会長及び副部会長は、調査・審議した事項について、「登別市総合計画第4期基本計画市民検討委員会」の部会に参加し、説明及び意見交換するものとする。  
(事務局)

第6条 事務局は、総務部企画調整グループに置き、委員会と各部会との連絡調整を行う。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

この要綱は、令和6年3月29日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1

委 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 副市長</li> <li>・ 総務部長</li> <li>・ 総務部参与</li> <li>・ 市民生活部長</li> <li>・ 保健福祉部長</li> <li>・ 観光経済部長</li> <li>・ 都市整備部長</li> <li>・ 教育部長</li> <li>・ 教育部参与</li> <li>・ 消防長</li> </ul>
-----	--

別表第 2

部 会 名	所 掌 事 務
ぬくもり部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童福祉に関する事。</li> <li>・ 保健に関する事。</li> <li>・ 医療に関する事。</li> <li>・ 地域福祉に関する事。</li> <li>・ 高齢者福祉に関する事。</li> <li>・ 障がい者福祉に関する事。</li> <li>・ 男女共同参画に関する事。</li> <li>・ その他基本計画第 1 章全般に関する事。</li> </ul>
防災・環境部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境保全に関する事。</li> <li>・ 廃棄物等に関する事。</li> <li>・ 生活排水に関する事。</li> <li>・ 自然環境に関する事。</li> <li>・ 防災に関する事。</li> <li>・ 防犯に関する事。</li> <li>・ 葬斎場・墓地に関する事。</li> <li>・ 治山・治水に関する事。</li> <li>・ 消防活動に関する事。</li> <li>・ 交通安全に関する事。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民相談に関する事。</li> <li>・消費生活に関する事。</li> <li>・その他市民生活全般に関する事。</li> <li>・その他基本計画第2章全般に関する事。</li> </ul>
産業躍動部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光に関する事。</li> <li>・産業の活性化に関する事。</li> <li>・企業誘致に関する事。</li> <li>・労働に関する事。</li> <li>・農業に関する事。</li> <li>・漁業に関する事。</li> <li>・エネルギーに関する事。</li> <li>・その他産業全般に関する事。</li> <li>・その他基本計画第3章全般に関する事。</li> </ul>
都市調和部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市空間に関する事。</li> <li>・公園・緑地に関する事。</li> <li>・水に関する事。</li> <li>・住宅に関する事。</li> <li>・交通に関する事。</li> <li>・その他基本計画第4章全般に関する事。</li> </ul>
育み部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習に関する事。</li> <li>・学校教育に関する事。</li> <li>・社会教育に関する事。</li> <li>・芸術・文化・歴史・スポーツに関する事。</li> <li>・青少年に関する事。</li> <li>・図書館に関する事。</li> <li>・アイヌ文化に関する事。</li> <li>・その他基本計画第5章全般に関する事。</li> </ul>
まちづくり部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画全般に関する事。</li> <li>・協働に関する事。</li> <li>・情報に関する事。</li> <li>・国際交流に関する事。</li> <li>・移住に関する事。</li> <li>・まちづくり全般に関する事。</li> <li>・財政に関する事。</li> <li>・広域行政に関する事。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方分権に関すること。</li> <li>・民間活力に関すること。</li> <li>・その他他の部会に属さないこと。</li> <li>・その他基本計画第6章全般に関すること。</li> </ul>
--	--

別表第3

部 会 名	部 会 員	
ぬくもり部会	市民生活部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民協働グループ総括主幹</li> <li>・市民協働グループ交通・市民生活主幹</li> </ul>
	保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次長（社会福祉グループ等所管次長）</li> <li>・次長（健康推進グループ等所管次長）</li> <li>・社会福祉グループ総括主幹</li> <li>・生活支援グループ総括主幹</li> <li>・こども育成グループ総括主幹</li> <li>・こども家庭グループ総括主幹</li> <li>・こども家庭センター長</li> <li>・こども家庭センターこども家庭主幹</li> <li>・障がい福祉グループ総括主幹</li> <li>・健康推進グループ総括主幹</li> <li>・高齢・介護グループ総括主幹</li> <li>・高齢・介護グループ高齢・介護主幹</li> <li>・国民健康保険グループ総括主幹</li> <li>・年金・長寿医療グループ総括主幹</li> <li>・健康長寿グループ総括主幹</li> <li>・健康長寿グループ健康長寿主幹</li> </ul>
	観光経済部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工労政グループ総括主幹</li> </ul>
	教育部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育グループ総括主幹</li> <li>・社会教育グループ地域クラブ活動推進主幹</li> <li>・社会教育グループ文化・文化財主幹</li> </ul>
	消防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防次長・総務グループ総括主幹事務取扱</li> <li>・警備グループ総括主幹</li> </ul>
	防災・環境部会	総務部

	市民生活部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民協働グループ総括主幹</li> <li>・市民協働グループ交通・市民生活主幹</li> <li>・環境対策室長・環境対策グループ総括主幹</li> <li>事務取扱</li> <li>・環境対策グループ環境生活主幹</li> </ul>
	保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉グループ総括主幹</li> </ul>
	観光経済部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産グループ総括主幹</li> </ul>
	都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市政策グループ総括主幹</li> <li>・都市政策グループ都市政策主幹</li> <li>・土木・公園グループ総括主幹</li> <li>・土木・公園グループ施設維持主幹</li> <li>・土木・公園グループ公園主幹</li> <li>・下水道グループ総括主幹</li> <li>・下水道グループ工事計画主幹</li> </ul>
	教育部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育グループ総括主幹</li> <li>・社会教育グループ地域クラブ活動推進主幹</li> <li>・社会教育グループ文化・文化財主幹</li> </ul>
	消防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防次長・総務グループ総括主幹事務取扱</li> <li>・警備グループ総括主幹</li> </ul>
産業躍動部会	総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務グループ総括主幹</li> <li>・総務グループ防災主幹</li> </ul>
	観光経済部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次長</li> <li>・商工労政グループ総括主幹</li> <li>・農林水産グループ総括主幹</li> <li>・観光振興グループ総括主幹</li> </ul>
	都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市政策グループ総括主幹</li> <li>・都市政策グループ都市政策主幹</li> </ul>
都市調和部会	総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約・管財グループ総括主幹</li> <li>・契約・管財グループ検査管財主幹</li> </ul>
	市民生活部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民協働グループ総括主幹</li> <li>・市民協働グループ交通・市民生活主幹</li> </ul>
	都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次長（土木・公園グループ等所管次長）</li> <li>・次長（都市政策グループ等所管次長）</li> <li>・都市政策グループ総括主幹</li> <li>・都市政策グループ都市政策主幹</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築住宅グループ総括主幹</li> <li>・ 建築住宅グループ建築指導・市営住宅主幹</li> <li>・ 土木・公園グループ総括主幹</li> <li>・ 土木・公園グループ施設維持主幹</li> <li>・ 土木・公園グループ公園主幹</li> <li>・ 水道グループ総括主幹</li> <li>・ 水道グループ工事計画主幹</li> <li>・ 水道グループ施設管理主幹</li> </ul>
育み部会	総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務グループ総括主幹</li> <li>・ 総務グループ防災主幹</li> </ul>
	保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉グループ総括主幹</li> </ul>
	教育部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次長</li> <li>・ 総務グループ総括主幹</li> <li>・ 総務グループ建築主幹</li> <li>・ 学校教育グループ総括主幹</li> <li>・ 学校教育グループ学務主幹</li> <li>・ 学校給食センター長</li> <li>・ 社会教育グループ総括主幹</li> <li>・ 社会教育グループ地域クラブ活動推進主幹</li> <li>・ 社会教育グループ文化・文化財主幹</li> <li>・ 図書館長</li> </ul>
まちづくり部会	総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次長（企画調整グループ等所管次長）</li> <li>・ D X 推進室長</li> <li>・ 総務グループ総括主幹</li> <li>・ 総務グループ防災主幹</li> <li>・ 秘書広報グループ総括主幹</li> <li>・ 秘書広報グループ秘書主幹</li> <li>・ 契約・管財グループ総括主幹</li> <li>・ 契約・管財グループ検査管財主幹</li> <li>・ 人事グループ総括主幹</li> <li>・ 企画調整グループ総括主幹</li> <li>・ 財政グループ総括主幹</li> <li>・ D X 推進グループ総括主幹</li> <li>・ 本庁舎整備推進グループ総括主幹</li> <li>・ 本庁舎整備推進グループ建築主幹</li> </ul>

	市民生活部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次長</li> <li>・市民協働グループ総括主幹</li> <li>・市民協働グループ交通・市民生活主幹</li> <li>・市民サービスグループ総括主幹</li> <li>・税務グループ総括主幹</li> </ul>
	都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土木・公園グループ総括主幹</li> <li>・土木・公園グループ施設維持主幹</li> <li>・土木・公園グループ公園主幹</li> </ul>

別表第4

部 会 名	部会長	副部会長
ぬくもり部会	・保健福祉部次長（社会福祉グループ等所管次長）	・保健福祉部社会福祉グループ総括主幹
防災・環境部会	・総務部次長（総務グループ等所管次長）	・総務部総務グループ総括主幹
産業躍動部会	・観光経済部次長	・観光経済部商工労政グループ総括主幹
都市調和部会	・都市整備部次長（土木・公園グループ等所管次長）	・都市整備部都市政策グループ総括主幹
育み部会	・教育部次長	・教育部社会教育グループ総括主幹
まちづくり部会	・市民生活部次長	・市民生活部市民協働グループ総括主幹